

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020

～つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現～

2020 Comprehensive Plan for Community Care in Kobe



平成28年3月
神戸市

はじめに



本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行に加え、安定した雇用の減少による生活の不安定化、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、福祉を取り巻く状況は大きく変化し、市民の抱える福祉課題も多様化・複雑化しています。

このような地域の課題に対応するためには、既存の制度や枠組みを超えた支援が求められ、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくことが必要となります。

この度策定した「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」では、行政の取り組みをはじめとした公的な支援の充実を図り、地域のボランティア活動など制度に基づかない支援を広げる取り組みを進めるとともに、これらを効果的に結びつける仕組みづくりを行っていくこととしています。

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、居場所と役割を得て生活できる地域社会を目指すことを基本理念としていますが、地域の様々な支援の力をつなぎ合わせていくという意味を含め、「つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現」という副題をつけています。

今後、計画の推進にあたっては、市民・事業者のみなさまと本市との協働が欠かせません。市民福祉の充実に向け、本市の取り組みに対するご理解、ご支援とともに、積極的な参画にご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月

神戸市長

ひさもと きぞう

久元喜造

*** 目 次 ***

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2020の策定にあたって

- | | |
|--------------------|---|
| 1. “こうべ”の市民福祉 | 1 |
| 2. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化 | 3 |

第2章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2020の考え方

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 計画の意義 | 10 |
| 2. 計画の位置づけ | 12 |
| 3. 計画の期間 | 14 |
| 4. 前計画「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」の検証・評価 | 15 |
| 5. 計画の基本理念 | 18 |
| 6. 計画を推進する主体 | 21 |
| 7. 圏域・活動エリア | 23 |

第3章 “ともに取り組む”具体的方策

- | | |
|----------------------------------------------------|----|
| 1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌
～フォーマルサービスの安定的供給～ | 27 |
| 2. 市民が地域福祉の主役になるために
～市民の能動的参画の促進～ | 35 |
| 3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり
～地域福祉のプラットフォームの構築～ | 44 |
| 4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために
～「しごと」と生活の安定～ | 53 |

第4章 分野別計画の視点から

1. 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画	60
2. 障がい者保健福祉計画	63
3. 新・神戸っ子すこやかプラン	66
4. 人権教育・啓発に関する基本計画	69
5. 健康こうべ2017	71
6. 住生活基本計画	72
7. 男女共同参画計画	74
8. 教育振興基本計画	75
9. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画	78
神戸市地域コミュニティ施策の基本指針	80

第5章 計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理と評価	81
2. 計画の目指すべき姿	82
3. 「市民福祉に関する行動・意識調査」から見る評価	85

《表紙のデザインについて》

みなとや六甲の山並み、そして9区の花などをモチーフにして、思いやりと優しさのあふれるまち“こうべ”を表現しました。

《 資料 編 》

資料 1	神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ 報告書（平成 27 年 7 月）	資料編- 1
資料 2	市民福祉に関する行動・意識調査の結果	資料編-15
資料 3	市民意見募集の結果	資料編-27
資料 4	策定までの審議・取組み経過	資料編-28
資料 5	神戸市市民福祉調査委員会委員名簿	資料編-31
資料 6	用語解説	資料編-34



第1章

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020の策定にあたって

1. “こうべ”の市民福祉

(1) 「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づく市民福祉

神戸市では、昭和52年（1977年）に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」という。）を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

市ではこれまで、この条例に基づいて市民福祉の理念を実現するための市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取り組みを行ってきました。

(2) これまでの主な取り組み

平成元年4月に、全ての市民がともに生きる社会（ノーマライゼーション）の実現を目指し、高齢者・障がい者（※）等の自立や社会参加を支援する福祉施設等と、緑豊かな自然の中で全ての市民がリフレッシュできる都市公園を一体的に整備した「しあわせの村」を開村し、今も多くの市民が身近に利用し、相互理解・交流しています。

また、高齢者や障がい者、子どもなど、生活するうえで福祉の支援を必要とする人々の在宅・施設福祉サービス並びに家族への支援策等を拡充してきたと同時に、小学校区などの地域を軸として、ふれあいのまちづくり協議会の結成や、地域福祉センターを面的に配置し、市民による率先した福祉活動を支援してきました。

近年の法令の制定・改正により順次整備されてきた、介護保険事業計画などの分野別計画が進展し、また、「措置から契約」へと福祉の枠組みが変化する中であって、増加する市民ニーズに対応するため、福祉基盤の拡充（あんしんすこやかセンターの面的整備、障がい者に対する自立支援サービスの拡充など）、在宅サービスをはじめとする福祉サービスの充実に努めてまいりました。

平成23年より、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワーカー」を配置し、複合的課題、制度の狭間にある課題を

抱える市民に対して、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、地域での普段から顔の見える関係づくりとつなぎの円滑化を進めています。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、都市基盤の脆さを露呈しましたが、その一方で、市民福祉が理念とする人のつながりの強さを改めて知りました。すなわち、地縁などの従来から大切にされてきた絆とボランティアなどの新しい絆が連帯して「人間性」「人間らしさ」により献身的活動が行われ、また、事業者及び行政もともに、懸命になって被災された市民の支援活動を続けました。

このときの、市民・事業者・行政の協働と参画の経験は、未曾有の災害から 20 年を経て復興した神戸の、全ての市民の貴重な財産となっています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、発災直後から、多くの市民が現地に赴いて、あるいは、被災により神戸に避難されてきた人々に対して支援活動を続けてきました。一方で、多くの犠牲者の中で、特に障がい者の割合が高く災害時の要援護者の支援のためには、地域での普段からの顔の見える関係づくりの重要性が改めて認識されました。平成 25 年 4 月に、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を施行し、地域の実情に応じた要援護者支援の取組みを進めています。



「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体名などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がい者や関係者の中でも意見が分かれています。

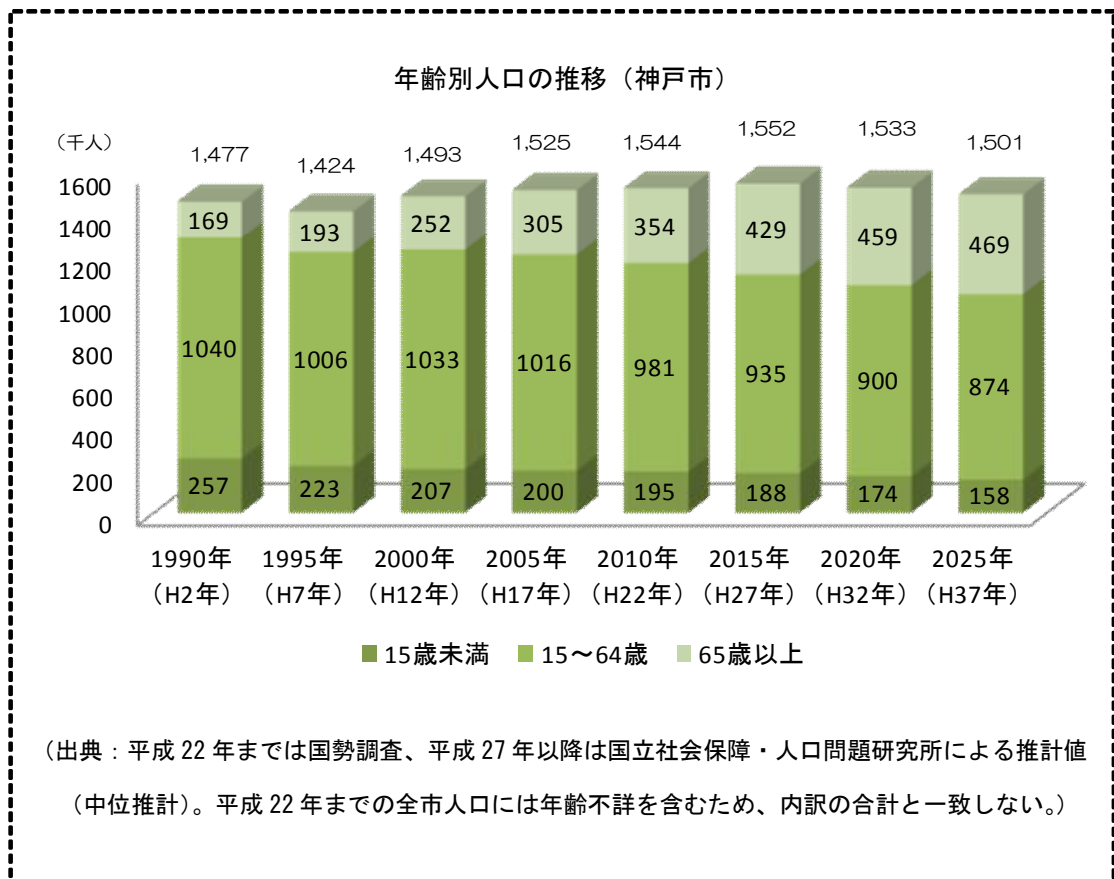
国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記の在り方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」こととされており、「障がい」もまた一般的ではないため、本計画においても、試行的に表記します。

2. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化

一方、我が国や市を取り巻く社会情勢は、急激に変化してきており、その結果、市民の安心な暮らしが脅かされ、不安が広がっています。

(1) 本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行

我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会に突入しています。神戸市においても、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成27年には約43万人（推計）で、平成7年の約20万人から2倍以上の増加となっています。さらに将来推計によると、平成37年に約47万人となり約3人に1人が高齢者（高齢化率31.2%）となり、また総人口の減少も進みます。生産年齢人口の減少と高齢化は地域経済、地方行政、住環境の安全・安心への影響やまちの活力の低下など、市民の暮らしを支える地域社会・経済システムの維持・存続に大きなマイナスの影響を及ぼす可能性があります。



(2) 雇用不安による生活の不安定化

最近の雇用情勢は改善傾向にあり、就業者・雇用者は増加していますが、雇用者のうち、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員といった非正規雇用労働者の割合が約4割になっています。

これまで我が国では、安定的な雇用を土台とした社会保障制度を構築してきました。しかし、経済のグローバル化に伴う企業経営の変化により、日本型雇用慣行と呼ばれた仕組みは変容しています。安定した雇用の減少により、誰もが困窮状態に陥るリスクを抱えています。



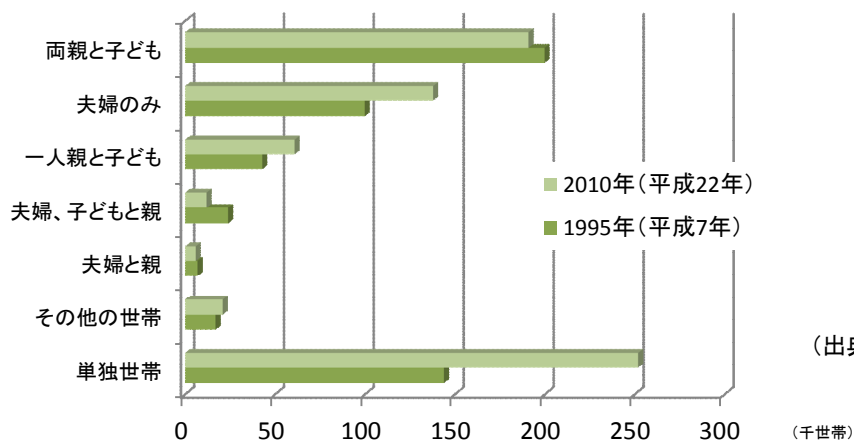
(3) 社会から孤立する市民の存在

近年、地縁・血縁といった人と人のつながりの希薄化が進み、「無縁社会」と呼ばれる状況が生まれています。市民の中には、希望する福祉・医療等のサービスを利用することができない人、サービスを利用する方法を知らない人、さらには、地域で生活する上での近隣とのつながりが断ち切られている人、悩みを打ち明けられず孤立している人がいます。

その結果、孤立死や、セルフネグレクト、家のゴミ屋敷化、振り込め詐欺や悪質商法による被害などにつながる恐れがあります。

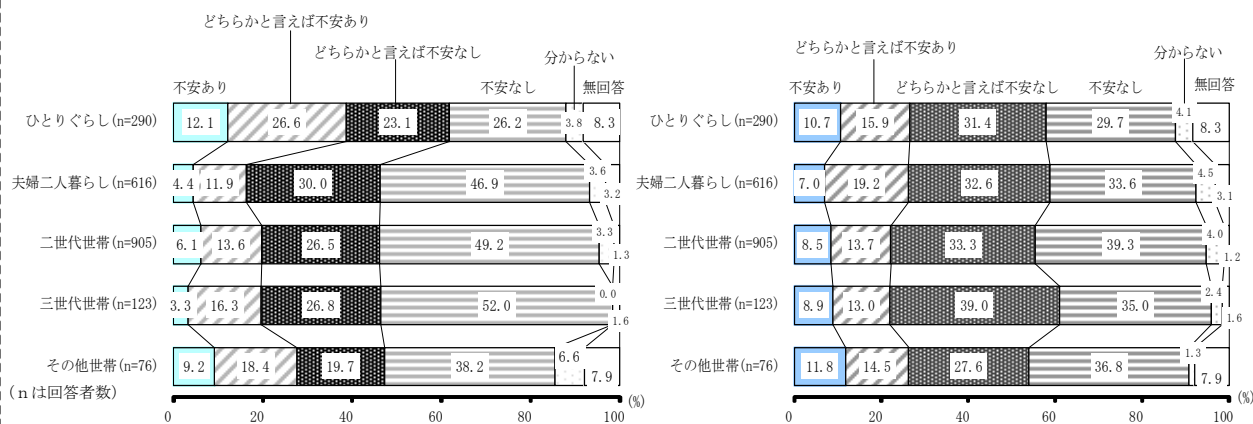
また、孤立はひとりぐらしに限らず、例えば子育て世帯の孤立は、育児不安や育児ストレスによる悩みを抱え、児童虐待につながる恐れがあります。

家族類型別世帯数の推移



(出典：国勢調査)

家族類型別「孤独であると感じる程度(左)、気軽に相談できる知人がいないことに対する不安の程度(右)」



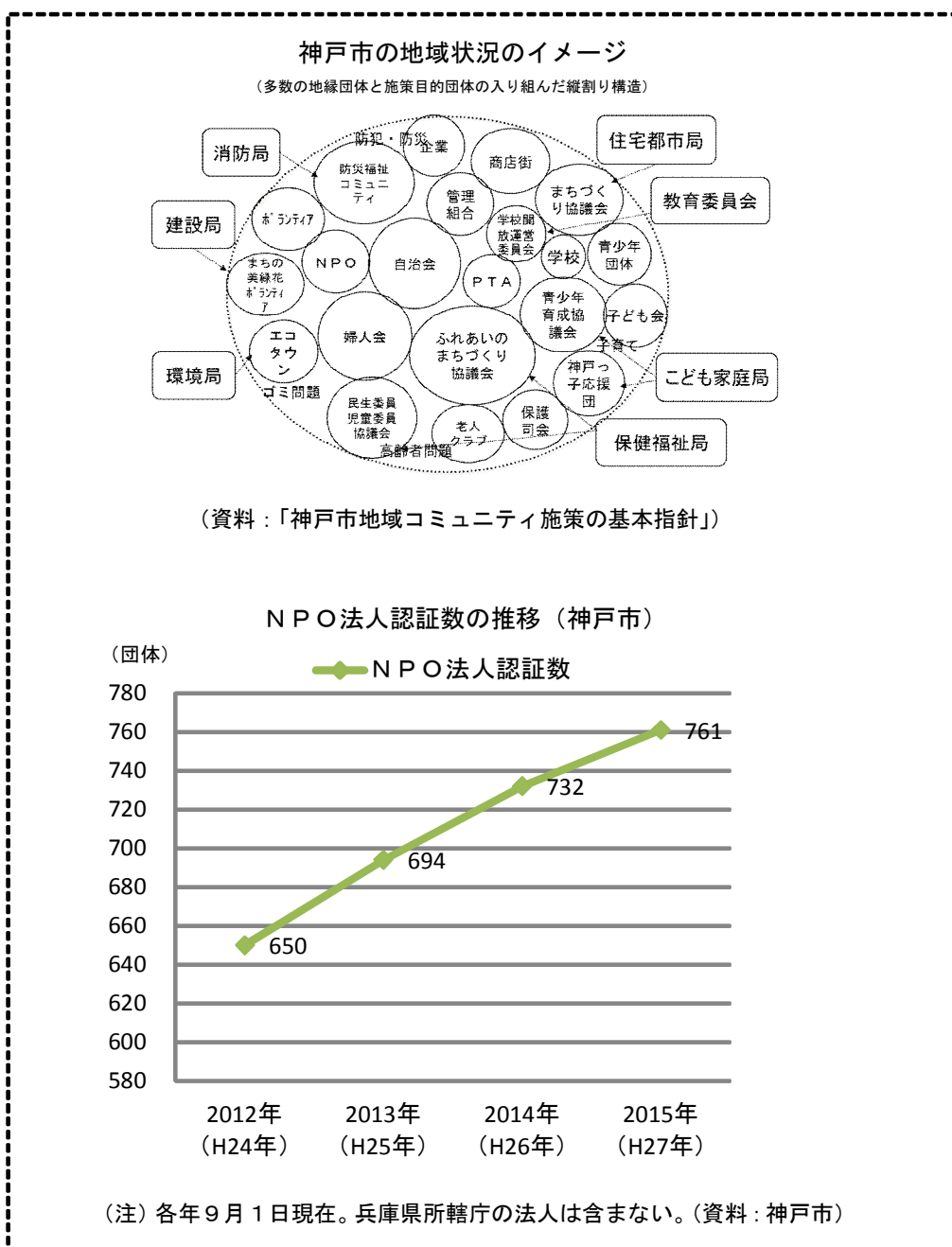
(「市民福祉に関する行動・意識調査(平成27年3月実施)」結果より)

(4) 市民の地域福祉活動の変化

市民の福祉活動も変化してきています。地域住民組織の活動者の世代交代が進まない地域や、地域で意見交換の場が少ない地域では、活動の縮小・停滞を招いている例や、活動が地域全体からの評価につながらず、住民間の意見相違などを招きかねない状況が生じているなど、地域間で活動の格差が生じています。

また、福祉分野に限らず、地域には各部局において施策推進のために設立された、防災、環境など様々な組織があり、地域における会議の重複など縦割りの弊害や人的資源の活用が非効率になっているといった課題があります。

一方で、既存の地域住民組織活動とは別に、同じ課題や関心を持つ市民同士などにより、支援が必要な市民に寄り添う活動も盛んになっており、ボランティアグループやNPOによる活動が総じて増加しています。

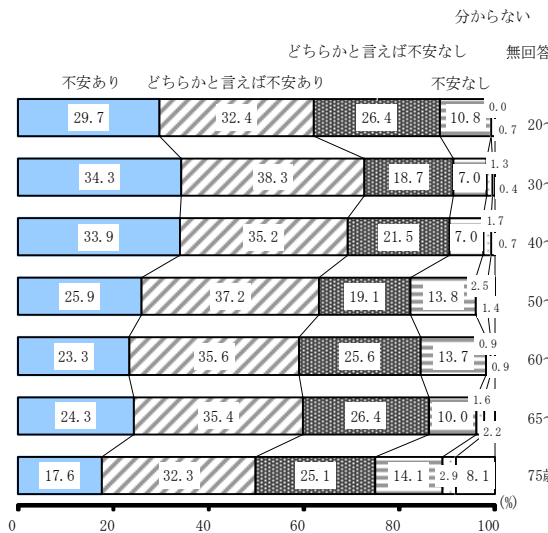


市民の意識から

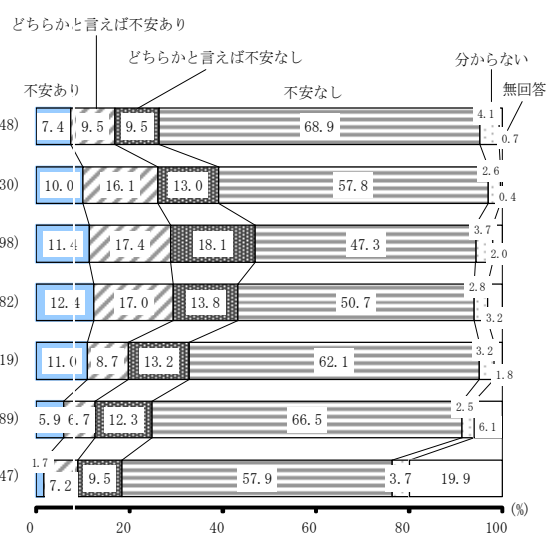
市民の日常生活上の不安は、年代別にも異なり、若い世代は高齢の世代と比べて、「収入や生活費」、「仕事」、「住まい」などの不安が大きく、高齢の世代は若い世代と比べて、「身体や健康」、「気軽に相談できる知人がいない」、「普段の生活におけるちょっとした用事や困りごと」などの不安が増えています。

【年齢別・日常生活上の不安（「市民福祉に関する行動・意識調査（平成27年3月実施）」結果より）】

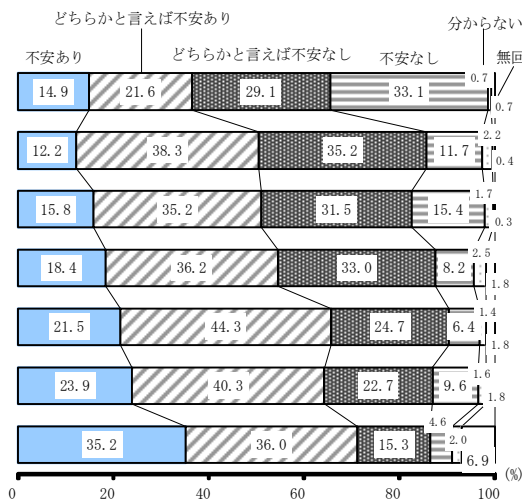
<ア. 収入や生活費のこと>



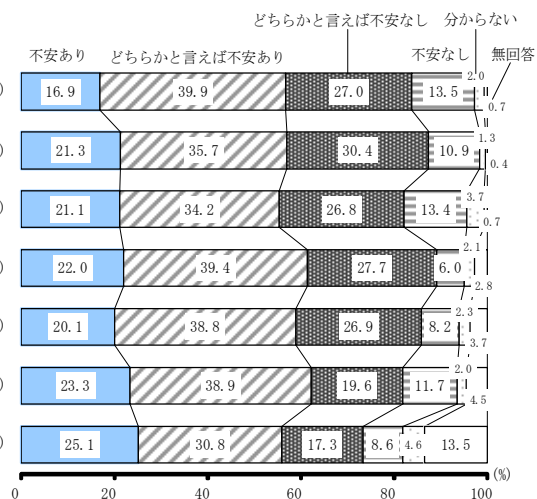
<イ. 借金のこと>



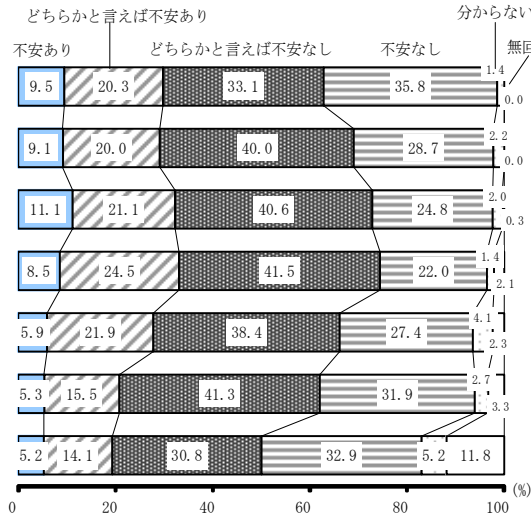
<ウ. 自分の身体や健康のこと>



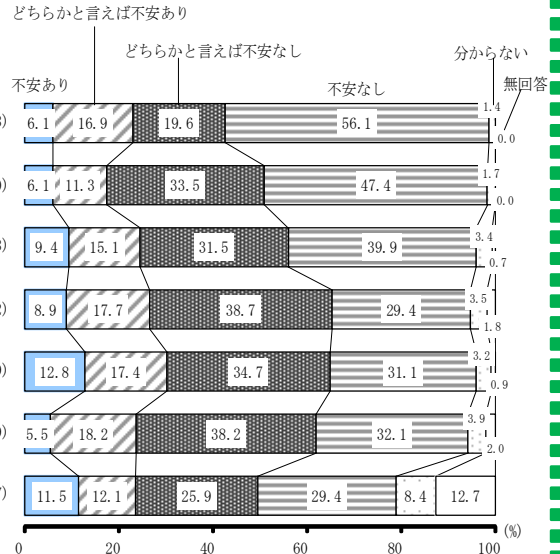
<エ. 家族の身体や健康のこと>



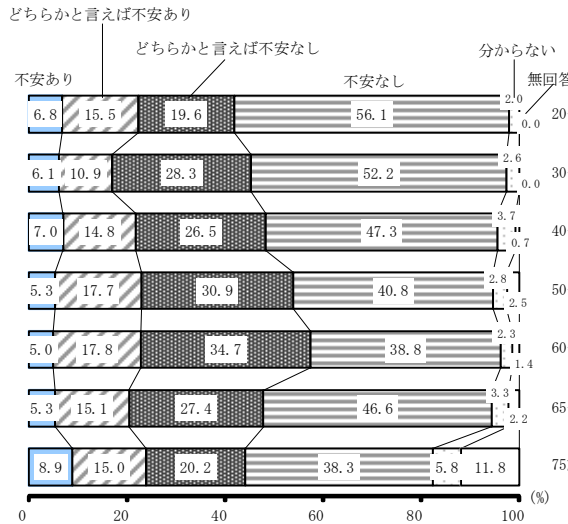
<オ. 家族や周囲の人との人間関係のこと>



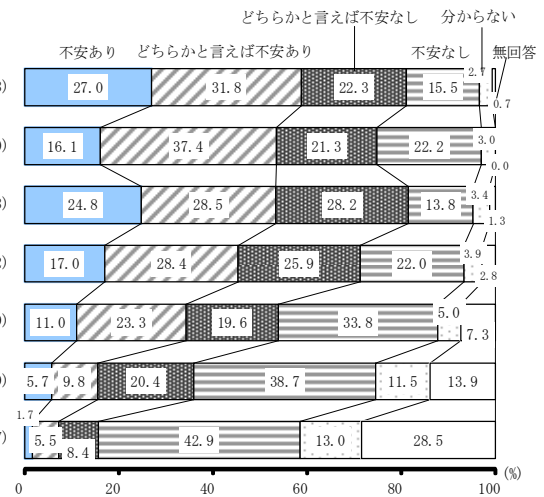
<カ. 気軽に相談できる知人がいないこと>



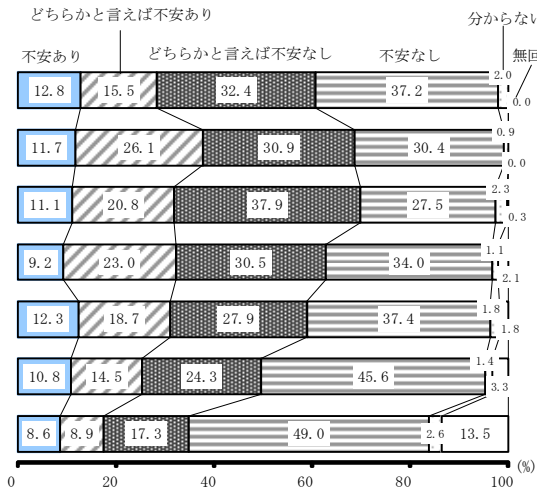
<キ. 孤独であると感ずること>



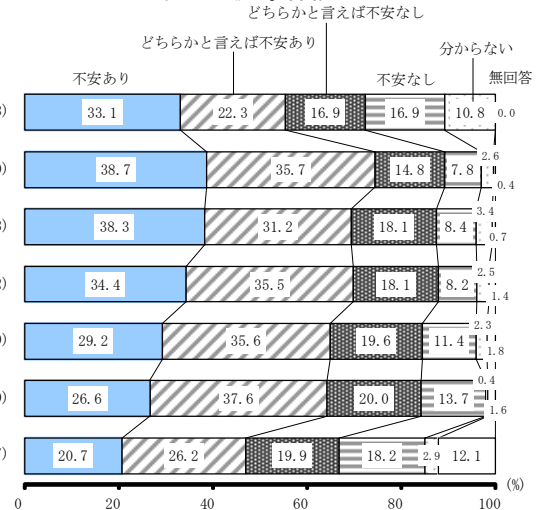
<ク. 仕事のこと>



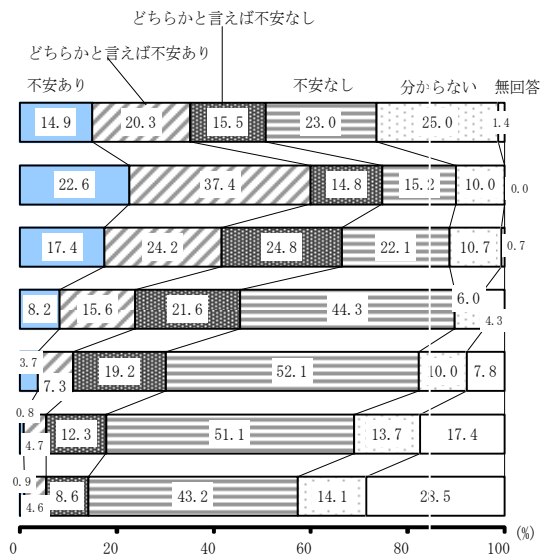
<ケ. 住まいのこと>



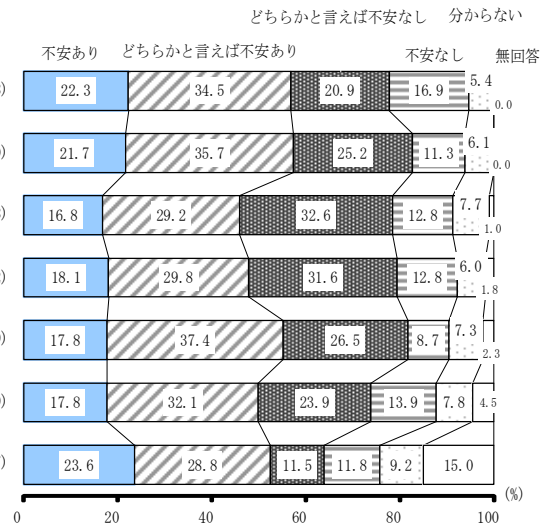
<コ. 年金や健康保険のこと>



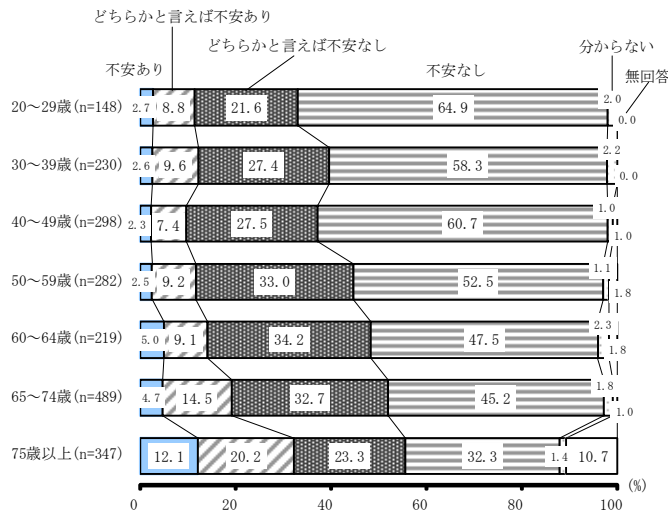
<サ. 子育てや教育のこと>



<シ. 事故や災害にあうこと>



<ス. 買い物やゴミ出し、電球の交換など、普段の生活におけるちょっとした用事や困りごと>



図表中のnは回答者数

「市民福祉に関する行動・意識調査（平成 27 年 3 月実施）」の結果概要は、資料編をご参照ください。

1. 計画の意義

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」は、次のような意義を有する計画です。

- 「市民福祉条例」の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するための、その時代の要請に応じた実行計画であり、市民・事業者・行政の各主体が、現在の市民の福祉をめぐる複合ニーズの増加や制度の隙間の拡がりといった諸課題に的確に対応するために、これからの5年間に、いかに協働し、何をすべきかを示す計画です。

現在の市民を取り巻く厳しい環境の下では、楽観的な見通しを立てることは難しくなっていますが、新しい発展を目指すという気持ちを共有して、現在の危機を克服していく必要があります。

将来に向け、人口が減少することが予測されていますが、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、今後ますます共助と公助が両輪となった市民福祉の仕組みを構築する必要があります。

なお、計画期間にとどまらず、10年先・15年先を見据えて計画を策定していく必要があります。



- 市民の福祉は、高齢者・障がい者・子どもなど分野ごとにも市民・事業者・行政の協働により推進していますが、「こうべ」の市民福祉総合計画 2020」は、各分野における重点施策を総合的に推進する、市民福祉の重点計画であるといえます。

福祉をめぐる、これからの国の制度改正にしっかりと対応するとともに、地域主権を念頭に、市民・事業者・行政の協働による、ユニバーサルデザインの考え方も踏まえた神戸らしい市民福祉を築き上げていく必要があります。



- 広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であることとあわせ、その理念や主要となる事項は、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

地域の中の多様かつ複合的な福祉課題に対して、様々な地域資源が分野を越えて連携し、各分野の施策及び地域の支え合い活動などを総合化し、最適に組み合わせ提供することを目指す必要があります。

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、将来を担う神戸の子どもたちが安心して成長できるよう、市民の自助・共助と市民・事業者・行政の協働による支援が途切れずに行われる必要があります。



2. 計画の位置づけ

市では、「市民福祉条例」に基づき、昭和 52 年から市民福祉の総合計画を策定し、計画の進捗と社会環境の変化に合わせて、見直しを行ってきました。「“こうべ” の市民福祉総合計画 2020」は、第 11 次の市民福祉総合計画となります。

昭和				平成							(年度)
52-54	55-57	58-60	61-63	元-3	4-8	9-13	14-18	19-22	23-27	28-32	
						7-9 市民福祉 復興プラン					
“こうべ” の 市民福祉計画		新・“こうべ” の 市民福祉計画			“こうべ” の 市民福祉総合計画		“こうべ” の 市民福祉総合計画 2010		“こうべ” の 市民福祉 総合 計画	“こうべ” の 市民福祉 総合 計画	
第1次 3か年 計画	第2次 3か年 計画	第3次 3か年 計画	第4次 3か年 計画	第5次 3か年 計画	前期実 施計画 (第6次)	後期実 施計画 (第7次)	当初5か年 実施計画 (第8次)	後期実 施計画 (第9次)	2015 (第10次)	2020 (第11次)	
									地域福 祉計画	(統合)	

(*しあわせの村の開設、ふれあいのまちづくり協議会の結成など市の先駆的取組みを計画)

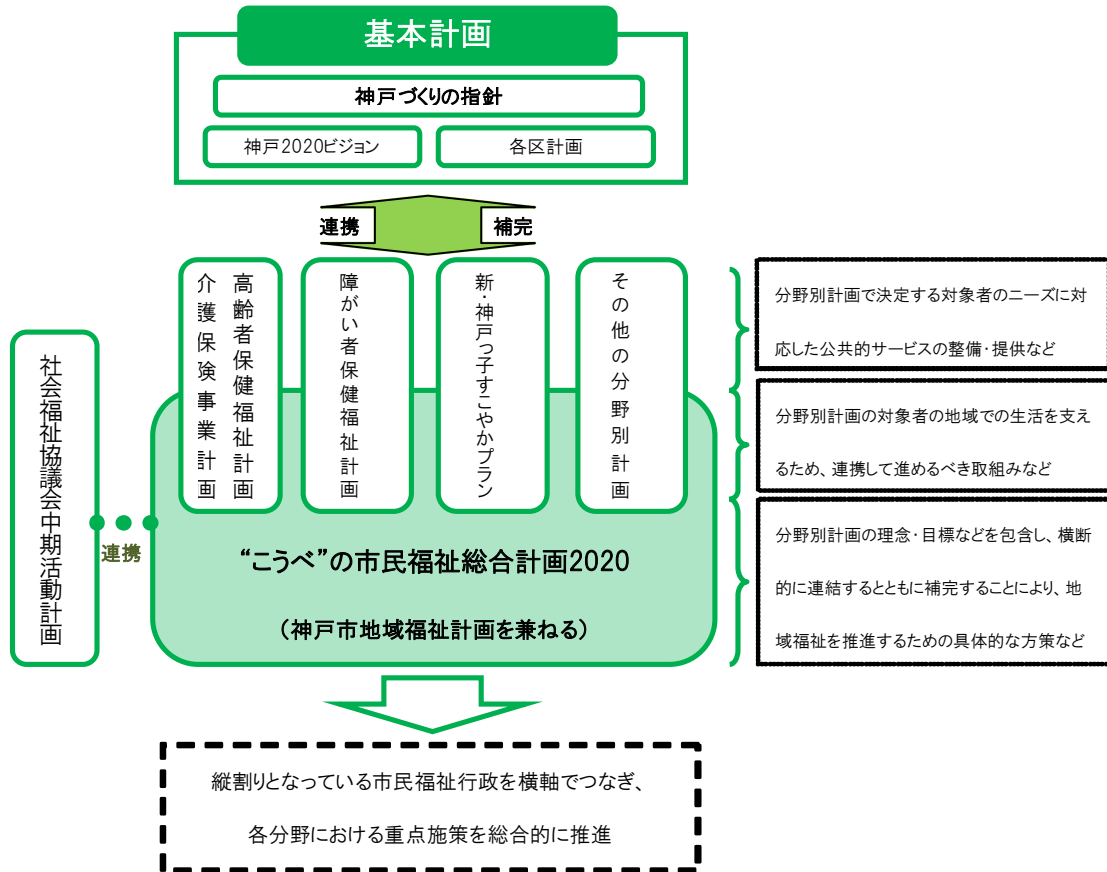


しあわせの村

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第 5 次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」(目標年次：2025 年) 及び「神戸 2020 ビジョン」(目標年次：2020 年度) とは相互に連携・補完するものです。

さらに、高齢者保健福祉計画、障がい者保健福祉計画、健康こうべ 2017、新・神戸っ子すこやかプランなど福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画が策定されています。本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、まさに総合的な計画という意義があります。

なお、「社会福祉法」は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げており、「市民福祉条例」に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。



【参考】社会福祉法より抜粋
 (市町村地域福祉計画)
 第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の期間

平成 28 年度（2016 年度）から 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

これからの 5 年間・10 年間・15 年間は、地域福祉の維持・(再)構築を行ううえで、最も重要な期間ととらえ、中期的な方向性を見据えた施策と、早期に解決が必要な施策を両立させていきます。

そのため、課題の克服に取り組むと同時に、新しい芽を成長させる取組みを行い、市民が安心して暮らせる社会、市民が参加する社会を築き上げていくことを目指します。

なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら柔軟に見直していくことを予定しています。



4. 前計画「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」の検証・評価

(1) 前計画の基本理念

第10次の計画にあたる「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」（計画期間：平成23年度から27年度の5年間）は、「人がつながる、安心・支え合いの市民福祉」を目指し、その基本理念を、次のとおり定めました。

『市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指します。』

(2) 基本理念を実現するための方向性

この基本理念を協働により実現するための方向性として、これまで築き上げてきた「強み」を活かし、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要だと考え、その具体的な方策として、以下の3つの柱に沿って取り組んでいくこととしました。

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化
2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援
3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

(3) 検証・評価

この5年間の実施計画の施策を着実に進めていくために、方策ごとの工程表を設定するとともに、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握し、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直しを行ってきました。市長の附属機関である市民福祉調査委員会に設けられた小委員会を中心として検証・評価を行い、新たな取組み方策の企画・立案につなげてまいりました。

(4) 見えてきた課題と第11次計画に向けて

ワンストップサービス機能の充実のために地域福祉センターを活用した相談対応の総合化については、概ね小学校区をエリアとしたふれあいのまちづくり協議会が活動

の主体となり、市民が身近な場所で安心して相談でき、必要に応じて専門機関に円滑につなぐ仕組みに取り組んでまいりました。しかし、活動が活発な地域がある一方、活動者の高齢化や固定化、発信される情報の不足などにより、柔軟な活動ができない地域も見られるといったことが課題となりました。そのため、今後は、ふれあいのまちづくり協議会での実施が難しい地域については、あんしんすこやかセンターなど他の社会資源との連携や新たな支援の方法の検討が必要であり、より一層市民が相談しやすい場所となることが求められています。

また、コーディネーターの配置として、この5年間で、地域福祉ネットワーカーの各区社会福祉協議会への配置が完了し、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える市民に対して、多様な関係機関・関係者とのネットワーク構築により、専門的な機関へのつなぎ・橋渡しをすることで、いくつもの事例の解決に結びつけることができました。今後も増加し続ける課題に対応していくため、配置の拡充の検討や、これまでの経験を活かし、地域福祉ネットワーカーに情報が集まる仕組みづくりや円滑で柔軟な支援ができるような体制づくりが求められています。

さらに、コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応として、研修や講義を継続実施することなどにより、コミュニティビジネスを志向する市民や団体等への支援を実施し、多くの市民が福祉に関心を持ち参加できるよう、ボランティアの養成等を行ってまいりました。今後も、地域の中でやる気のある人をコミュニティビジネスに導き課題解決につなげていくことが肝心です。場所と人、仕事づくりの関連性についても包括的な視点で見ていくべきであり、地域とNPO等が連携して課題解決に向けて取り組み、支援を引き続き行っていく必要があります。

このように、これまでの「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」の推進にあたり、市民福祉にとって、この計画が果たした役割の中で、実現できた部分、また見えてきた課題などを十分に踏まえ、市民福祉調査委員会の小委員会などにおいて議論を重ね、より一層充実した市民福祉を推進するため、第11次の計画である「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」の策定につなげてまいりました。

コラム

地域福祉ネットワーカーのこれまでの取組みについて

中央区では人口の約1割を外国籍の人がしめるという状況があります。「外国から日本に来たばかりの子どもの中には、小学校の勉強についていけず孤立している」という課題について、吾妻ふれあいのまちづくり協議会委員長より地域福祉ネットワーカーに相談が入りました。

地域の住民と課題を共有するための学習会を開催しながら、住民、賀川記念館、中央むつみ会、神戸定住外国人支援センター、中央小学校等を構成メンバーとする「吾妻地域福祉ネットワーク会議」を立ち上げました。そして、支援を目的とした協議を行う中で、外国にルーツをもつ子どもたちへの学習支援と新たな居場所として、「はいず」の取組みを賀川記念館でスタートすることにつながりました。

また、「はいず」の取組みを通じて、外国籍の母親が「学校から保護者あてに送られてくる文書の内容が分からない」などの新たな課題が分かり、「地域福祉ネットワーク会議」で話し合いながら、賀川記念館や神戸YWCAなどによる困りごと相談、日本語学習、地域住民と母親の交流などの活動に発展しました。

このように、各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワーカーが順次配置されていく中で、その取組みや役割が周知され、次第に民生委員・児童委員や地域住民、あんしんすこやかセンター、くらし支援窓口などから、また、福祉課題を抱える本人から直接相談が入ることも増えてきています。

○ 主な取組み

- ・ 商店街の元喫茶店を利用した居場所づくり
- ・ 30代男性の就労と自立した生活に向けた支援
- ・ 粗暴行為により周辺住民に迷惑をかける男性の社会的な孤立への対応
- ・ 家はあるが路上生活を送る男性の自立への支援 など



外国にルーツを持つ子どもの学習教室「はいず」

5. 計画の基本理念

(1) 基本理念

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」は、その基本理念を、次のとおり定めます。

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

本計画では、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するため、2020年を目標年次とし、高齢者や障がい者など支援を必要とする人も含めた市民の誰もが役割を持ち、同じ社会の一員として包摂し、お互いに支え合い、助け合う地域社会（ソーシャル・インクルージョン）を目指します。

「市民福祉条例」には、「市民は、サービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参画・活動していくことで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われる」という「市民福祉」の基本理念が定められています。

この基本理念の趣旨を踏まえ、「ソーシャル・インクルージョン」の真の実現のために、自主・自発的な意識と意欲をもった市民の参画を保障した自律・分権的な地域社会のなかで、市民をはじめとした多様な主体が、相互に主体となり、弾力的に連携・一体となりながら、地域課題解決に向けた様々な具体策を実践していく「ローカルガバナンス」（協治）の具現化が不可欠です。

多様な主体とは、市民、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員」という。）、地域住民組織などの団体、ボランティアグループ、NPO、社会福祉施設等、医療機関、地域の企業・事業所、学校、全市・各区の社会福祉協議会、行政まで、あらゆる主体を指しますが、特に、高齢者・障がい者・子育て世帯など支援を必要とする市民が積極的に参画し、各主体が共感を深め、支え合う地域福祉を推進していきます。

(2) 基本理念を協働により実現するための地域福祉政策

神戸には、「市民福祉条例」の制定・しあわせの村の整備など先駆的な取り組みや、小学校区・中学校区を単位とした拠点の面的な配置、分野ごとのサービスの量的整備、早くからの市民の組織的活動をはじめとする豊富な人材による活発な地域福祉活動、震災時の市民のつながり・支え合いによる克服の経験、NPOなどの新たな市民活動の根づきなど、様々な地域の資源が揃っています。

基本理念を実現するために、これまで築き上げてきたこのような多くの「強み」を生かして、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要です。

基本理念を実現する地域福祉政策の4つの方向性

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度・枠組みを超えた支援の必要性が高まっています。また、社会福祉の各制度において地域志向の流れがある中、地域の課題に地域全体で取り組むことが求められつつあります。

そのため、全ての市民が住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らせるために、地域福祉基盤の醸成が求められています。

地域福祉は、制度によるサービスの安定的な供給と市民の能動的な参画の両方が伴うことで充実しますが、これらが効果的に結びつくために必要となるものが地域福祉のプラットフォームです。また、今日的な地域福祉を考える上で、「しごと」は市民が安定した生活を送るための最も重要な要素のひとつであると考えられます。

① フォーマルサービスの安定的供給

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民が地域で安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

そのため、フォーマルサービスが安定的に確保される必要があり、福祉サービスの充実やサービス供給体制の整備等が求められます。

また、その人らしい生き方を尊重し、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

② 市民の能動的参画の促進

様々な市民が、フォーマル・インフォーマルを問わず能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取り組みが生まれます。そのため、市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていきます。

また、今日的な福祉課題に対応するためにも、市民は担い手として参加するだけでなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

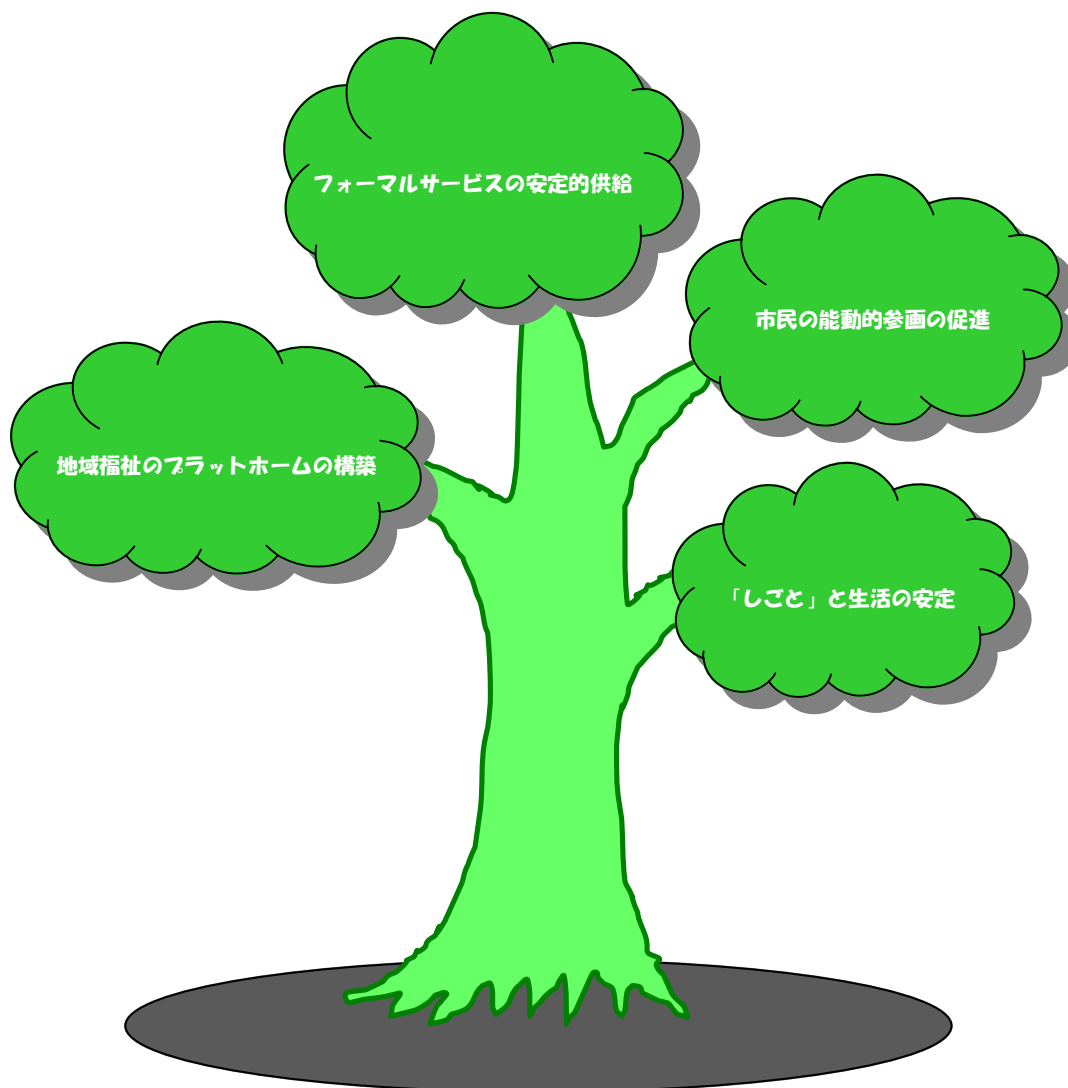
③ 地域福祉のプラットフォームの構築

既存の制度・枠組みでは対応できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に支援に結び付けるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

④ 「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも重要です。

誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。



6. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、福祉課題が複合化する中で、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

各主体に求められ、担うべき役割・あり方は、次のように考えられます。

(1) 市民

全ての市民は、自らの生活自立・維持向上に努めるとともに、人を思いやり、時間や能力に応じて、近隣や地域での福祉活動に努めることが求められます。

また、誰もが社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。

(2) 地域住民組織

民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、あるいは地域の各種団体の代表者が中心となって組織されているふれあいのまちづくり協議会（以下「ふれあいのまちづくり協議会」という。）など、地域の住民による諸団体は、これまでもこれからも、地域住民の生活を最も身近に支える存在です。

将来を見据えて、これまで以上に住民同士の絆を深め、世代間のつながりを再構築するとともに、参加住民を増やす環境づくりが必要です。

(3) NPO・ボランティア等

市民の生活ニーズに対してよりきめ細かく対応する代表的で今日的な福祉活動として、小規模なものから生活協同組合、一般社団法人など大規模な組織まで参加団体の数が増加しています。担い手の確保や活動財源等に課題も見られますが、地域の中で、専門性を生かし他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。

(4) 社会福祉施設等

高齢者、障がい者、児童等の各分野において、専門機能を有し、豊富な人材・ノウハウを、地域に向けて発揮することが求められており、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割が期待されます。

また、社会福祉法人の制度の見直しにより、今後より一層、地域福祉の担い手として積極的に関わることが期待されます。

(5) 保健医療機関等

市民の健康及び生命を守るため、利用者本位かつ適切な医療等の提供に努めるとともに、かかりつけ医を中心とした医療と行政・地域住民組織等なども含めた福祉関係者全体の顔の見える関係づくりといった幅広い連携が求められています。

(6) 地域の企業・事業所

企業・事業所は、企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。

また、市民福祉を実現するうえで、労働環境づくりや正規雇用の拡大も含めた雇用の安定及び雇用機会の確保という大きな役割が期待されています。

(7) 教育機関等

小・中・高等学校及び大学等は、その校種や目的に応じて教育・研究活動を行ってきており、専門知識・技術を持った福祉人材の育成や、市民福祉施策に関する企画・立案に加え、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働して、地域福祉の課題をともに考え、地域主体の生涯学習や防災活動などの取組みを進めていくことにより、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。

(8) 社会福祉協議会

市社会福祉協議会や区社会福祉協議会は、「住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉関係者などの参加・協力のもと福祉のまちづくりを行う民間団体」であり、「地域福祉の推進を目的」と法律上明記されています。

地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉のコーディネート力、調整力の発揮が求められています。

また、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、先駆的な福祉事業の企画・提案が期待されています。

(9) 行政

地域福祉の推進及び福祉サービスの充実に向けた仕組みづくりを担う市役所、地域に身近な相談支援機関である区役所や他の公的機関の連携により、行政としての総合力を発揮して幅広いセーフティネット機能を構築し、貧困の世代間連鎖の防止など深刻化する市民福祉課題に対応していきます。

また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動に参加・参画できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

7. 圏域・活動エリア

市民の日常生活における「地域」については、世代によって、また、何をするかによって、いろいろな範囲が考えられます。

市民福祉を推進していくために、取り組むべき内容ごとに、必要かつ効果的な圏域を設定する必要があるとともに、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

隣近所の声の掛け合い、小地域での見守り、子どもから高齢者にいたる多世代が福祉活動に参加するための、多元的かつ重層的なエリアを設定し、つながりを維持・構築する必要があります。

(1) 近隣のエリア（隣近所、〇丁目など）

隣近所、〇丁目など、市民同士があいさつを交わし、日常的または定期的に顔を合わせるなど、市民が互いに支え合うことを実現する大切なエリアと位置づけます。

(2) 概ね小学校区（ふれあいのまちづくりエリア）

概ね小学校区ごとに地域福祉センターがあり、ふれあいのまちづくり協議会が結成され地域に根ざした活動が行われています。

ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、ともに助け合ったり必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していきます。

(3) 概ね中学校区（介護保険の日常生活圏域、あんしんすこやかセンターのエリア）

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が包括するエリアとして、専門的かつ包括的な相談及びマネジメントにしています。

高齢者分野では、概ね中学校区単位の日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシステムの構築が進められています。

また、子ども分野では、概ね中学校区を基準として児童館が整備されています。

(4) 区のエリア

区役所・支所では、出産・育児相談や、関係機関と連携した地域での児童虐待の発生予防、早期対応、継続支援に取り組んでいます。

また、区単位に、障害者地域生活支援センターを設置し、障がい種別に関わらず障がい者の総合的なケアマネジメントや生活支援を行っています。

なお、区役所や区社会福祉協議会は、高齢・障がい・子どもといった分野をまたぐニーズを持つ人に制度が届かないといったことがないように、ふれあいのまちづくりや、支援者の活動を支えるために、区をエリアとした地域連携の仕組みの確立（支援

者・団体間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり)が必要です。区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワークャ各コーディネーターに、地域の課題が集まり、それを各専門機関につなげ、解決していく仕組みを強化していきます。

(5) 市域（全市）のエリア

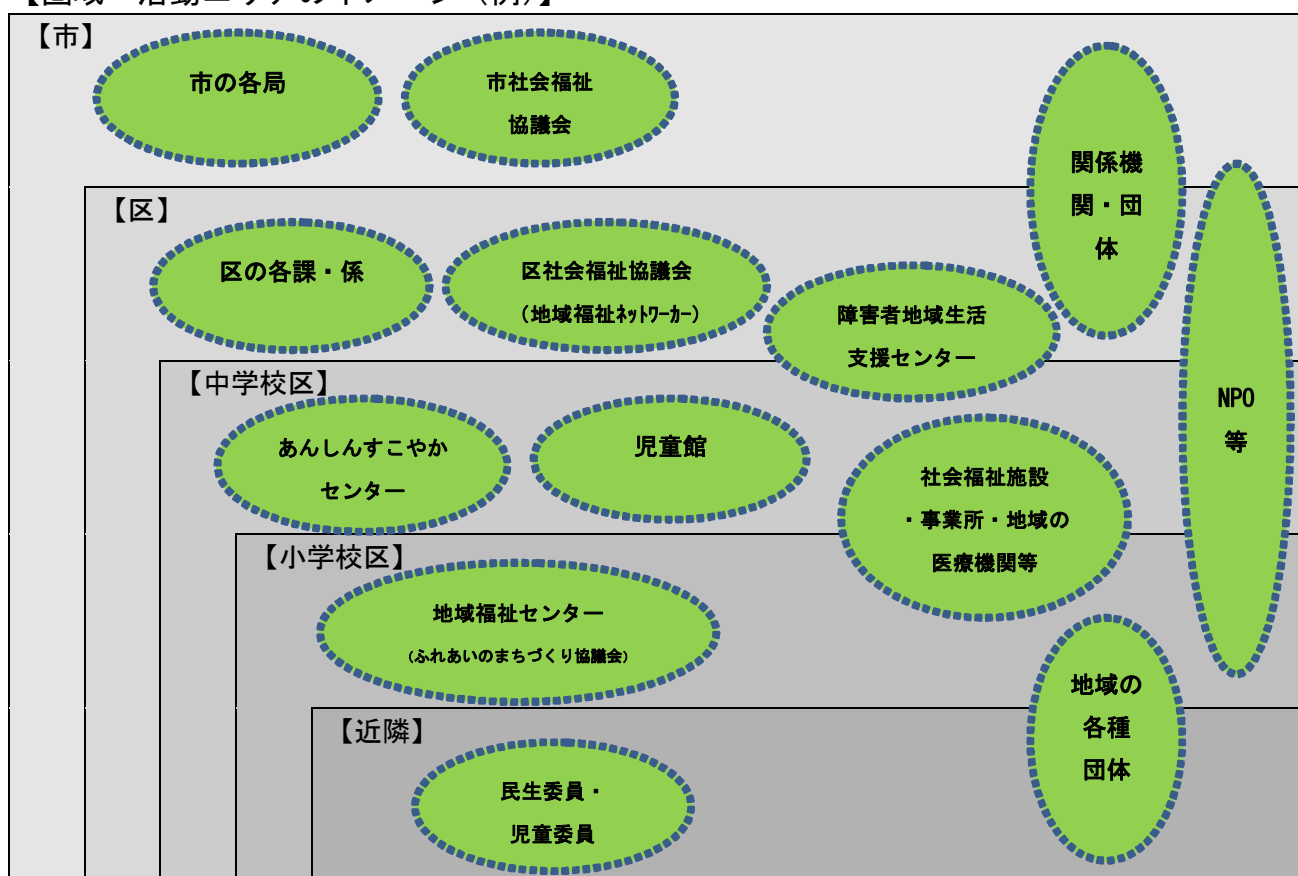
セーフティネットをより重層化するうえで、全市を圏域と位置づけ、また、区や地域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進めていきます。

上記のほかに、例えば、支援を要する人の居場所が、その人一人ひとりが思いを共有できる「つながり」も大切であり、その人が安心した生活をするために、最も適切かつ必要なことを援助すべきと考えられます。また、他地域に通う人であっても、生活している地域におけるつながり、地域の支え合いは重要であることに変わりありません。

震災などの大きな自然災害の際には、遠くの親族・友人・仕事仲間などのサポートも大切だということを経験しました。市民の幅広い参加意識を支えるための広域の圏域設定など、選択的な「活動圏域」も必要といえます。

圏域を示すことは必要ですが、範囲外の人を排除することにつながってはなりません。

【圏域・活動エリアのイメージ（例）】



(あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターは、地域における高齢者・障がい者等の代表的な専門機関として例示していますが、他にも、障害者就労推進センター、発達障害者支援センター、こども家庭センターなど多くの専門機関があります。)

区別の主な拠点等の数

		東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
人口		214,090	135,921	131,768	106,480	220,761	97,667	163,051	219,443	246,273	1,535,454
小学校区		14	12	10	8	34	14	20	23	29	164
地域福祉センター		16	14	16	15	35	21	21	24	30	192
民生委員		269	227	214	217	338	272	266	299	360	2,462
	うち 主任児童委員	32	34	29	31	50	37	43	38	38	332
友愛訪問グループ (※1)〔注1〕		63	88	89	174	210	332	136	260	46	1,398
登録 ボランティア (※1) 〔注2〕	個人	149	271	369	137	258	204	215	189	220	2,012
	団体	355	176	524	224	342	103	327	247	234	2,532
NPO法人		108	60	221	45	78	61	57	63	68	761
児童館		11	11	11	9	24	10	14	14	19	123
教育・保育施設等の 利用定員(※2)		3,642	2,073	2,079	1,482	3,146	2,261	2,345	3,315	4,226	24,569
日常生活圏域(介護保険)		11	7	7	8	10	7	8	11	9	78
特別養護老人ホーム 〔注3〕		11	7	8	8	18	7	9	14	15	97
()内は定員		(559)	(356)	(415)	(462)	(961)	(335)	(540)	(658)	(1,247)	(5,533)
あんしんすこやかセンター		11	7	7	8	10	7	8	9	9	76
障害者 地域生活支援センター		2	1	1	1	2	1	2	2	2	14
グループホーム(※2)		2	2	6	4	51	6	8	14	34	127
()内は定員		(10)	(9)	(33)	(16)	(216)	(28)	(28)	(55)	(174)	(569)

平成27年9月1日時点(ただし、※1は平成27年3月末、※2は平成27年4月1日時点)

〔注1〕ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っているボランティアグループ

〔注2〕各区ボランティアセンターへの登録数

〔注3〕同一名称、同一所在地の施設で、旧ユニット型施設が更新により2施設となったものは2施設とする

第3章

“ともに取り組む” 具体的方策

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～		
(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給		
① 福祉サービスの充実	(掲載ページ)	27
② 包括的な相談支援体制の整備		28
③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化		29
④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止		30
(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保		
① 権利擁護／虐待防止の取り組み		31
② ユニバーサルデザインのまちづくり		32
③ 地域での居住の安定確保への支援		33
④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開		34
2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～		
(1) 市民が参画できる仕組みづくり		
① 市民が参画しやすい環境整備		35
(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策		
① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり		36
② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり		37
③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進		38
④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開		39
⑤ 学校を拠点とした地域交流		41
(3) 市民の活動が定着するための方策		
① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進		42
② 地域ボランティア活動の促進		43
3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～		
(1) 新たな仕組みや取り組みを創出するネットワークの構築 (区単位のネットワーク)		
① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応		44
② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり		46
(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 (身近な地域におけるネットワーク)		
① 地域における多様な主体による協議の場づくり		47
② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携		48
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援		49
④ 医療・福祉の幅広い連携		50
(3) プラットホームを活用した福祉課題への取り組み		
① 「地域支え合い活動」の充実		51
② 災害時における要援護者への支援体制の整備		52
4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～		
(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり		
① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開		53
② 多様な働き方の確保		54

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給

① 福祉サービスの充実

《現状と課題》

- ◇ 福祉に関連する各サービスについては、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられるよう、神戸市障がい者保健福祉計画や神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画、新・神戸っ子すこやかプランなどにより、それぞれの分野での施設整備など基盤整備を進めてきました。
- ◇ 少子・超高齢社会が進行していく中で福祉サービスなどの利用者は増大しており、市民が安心して暮らせるように制度外の福祉サービスも含めた福祉サービスの量と質の確保が必要となります。
- ◇ 市民のニーズに対応できるよう、福祉サービスを提供する事業所等の運営体制の強化や、事業に携わる人材の確保・育成が求められています。
- ◇ 市民が福祉サービスを利用するためには、福祉に関する情報を容易に入手できる仕組みづくりが必要です。
- ◇ 福祉情報の入手方法は、年齢別、世帯別等によって異なるため、「情報格差」が生じることのないよう、適切な提供方法が求められます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 国や県、地域の動向を踏まえながら、それぞれの計画等の目標に応じたサービス基盤の整備に取り組み、サービスの提供にあたっては、行政・事業者・NPO・地域住民組織等との連携によりできる限り隙間をつくらないようにしていきます。
- ◆ 事業者等に対する各種研修を充実させ人材育成の支援を行うとともに、指導監査等の実施により適切な運営を図り、サービスの質の向上に取り組みます。
- ◆ 国や県との役割分担のもと、福祉サービスを提供する人材の確保や定着の支援に取り組んでいきます。
- ◆ 適切な福祉サービスの利用に結びつけることができるよう、各担当課等でそれぞれ作成するリーフレットや、「広報紙KOBÉ」などの紙媒体に加え、メール、インターネットを活用した情報提供など、様々な媒体を活用し、より多くの市民に効果的に提供していきます。

② 包括的な相談支援体制の整備

《現状と課題》

- ◇ 市では区役所をはじめ、あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターなど、個別・専門的な福祉・保健等の相談支援を行う専門機関を、その目的に応じて、市や区、中学校区などを単位として配置し、福祉分野ごとの相談支援体制を充実させてきました。
- ◇ また、住民にとって身近な場所にある地域福祉センターにおいて福祉情報の提供を行っており、地域によっては簡単な相談を実施しているところもあります。
- ◇ さらに平成 27 年度より新たに区役所に「暮らし支援窓口」を設置し、生活に困っている人から、年齢や世帯構成に関わらず幅広く相談を受けています。
- ◇ しかし、多様化・複雑化する課題に対しては、複数のサービスを組み合わせたり、福祉分野だけでなく、生活全般に関連して解決していく必要があるなど、福祉分野ごとの機関によるアプローチだけでは十分な対応ができないことがあります。
- ◇ また、専門機関への相談方法がわからない人、自らは相談に行きたくない人、本人に課題があると理解に至らない人など、社会的に孤立している人の支援を行うためには、地域に出向き、情報を集めて状況を把握するといった、支援を行う側が早期に、かつ積極的に接点を見つける努力が求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 「暮らし支援窓口」や地域福祉ネットワークを中心とした庁内、区役所内、関係機関や民生委員、社会福祉法人、事業者等との連携により、切れ目のない相談体制と、様々な福祉課題に対応できる仕組みを構築していきます。
- ◆ 地域福祉ネットワークは日常的に地域に出向き、地域住民と協働して様々な生活課題を発見し、専門機関へつなぎ、支援に結びつけます。



③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化

《現状と課題》

- ◇ 福祉サービスを適切に提供する上で、個人の健康や生活の状況といった個人情報が必要になることがあります。
- ◇ 福祉関係者は多数の利用者やその家族に関して、他人が容易には知り得ないような個人情報を知り得る立場にあります。
- ◇ 個人情報の取扱いには配慮が必要ですが、充実した福祉サービスの提供や地域福祉活動の推進のためには、地域の関係者や団体がお互いに個人情報をどのように共有していくかを考える必要があります。
- ◇ 社会保障・税・災害対策の行政手続きで「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の利用が始まり、個人情報の適正な取扱いがより一層求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、支援を行うために必要な情報共有のあり方について検討していきます。
- ◆ 地域の関係者や団体の間で適正な方法で個人情報が共有されるよう、関係者に対する研修を行い理解を深めます。
- ◆ マイナンバー制度を活用し、現在様々な部署で対応が困難となっている社会的な課題に対し、組織的・システム的に対応できないかの検討も含め、利用者サービスの向上と個人情報の適正な管理等に努めます。

④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

《現状と課題》

- ◇ 社会経済情勢の変化に伴い、将来生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、早期に包括的に支援を行い、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立を支援できるよう「生活困窮者自立支援法」が制定されたところです。
- ◇ これに伴い、市では「暮らし支援窓口」を各区に設置し、あわせて、基礎能力の形成や就労体験の提供などを行う就労準備支援事業、一時的な宿泊場所等を提供する一時生活支援事業、一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を行い、様々な生活困窮に関する課題に対し自立のための支援を提供しています。
- ◇ 「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、生まれ育った環境で子どもの将来が左右されることのないよう、教育支援などを通じて貧困の世代間連鎖を防止するよう求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 「暮らし支援窓口」や地域福祉ネットワークを中心とした関係機関等との連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し、支援につなげていきます。
- ◆ 生活困窮者に対する支援をより一層効果的に行うため、支援メニューの充実を図り、生活困窮者一人ひとり、または世帯の状況に応じた寄り添った支援を行います。
- ◆ 市営住宅について、住宅困窮度の高い世帯への確に住宅を提供するとともに、一部の住宅については若年単身世帯への提供を行います。
- ◆ ひとり親家庭に対して、生活・仕事・学び・住まい支援や相談体制の整備等、様々な方策で自立支援を推進します。
- ◆ 学力の育成支援として、学校では、確かな学力の育成に向け放課後学習の実施など、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導に取り組み、学力の定着・向上を図るとともに、学校外では、生活困窮世帯等に対して、子どもの学習支援やその保護者に対する養育支援を行います。
- ◆ これらの事業の実施にあたっては、関係部局間の連携強化を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

① 権利擁護 / 虐待防止の取組み

《現状と課題》

- ◇ 判断能力が不十分な人が安心して地域生活を送ってもらえるよう、市では、こうべ安心サポートセンターを設置して、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の相談などを行っています。
- ◇ 今後、一人暮らしの認知症高齢者や障がい者がますます増加していくなか、これらの権利擁護事業に対するニーズも高まっていくことが予測されます。
- ◇ 神戸市成年後見支援センターでは、現在第三者後見人として注目される「市民後見人」の養成を行っており、市民後見人としての受任実績を伸ばしているほか、区役所での成年後見相談室における相談業務など活動の幅を広げています。
- ◇ 子ども、高齢者、障がい者の虐待の防止や配偶者からの暴力の防止等に関する法整備が進んでおり、権利擁護に関する社会的な要請が高まっています。
- ◇ 虐待はその多くが、家庭や施設の中で行われるため、発見されにくく、しかも虐待者が保護者や養護者、使用者（雇用主など）であるために自らが逃げたり、救いを求めることが大変難しいのが実情です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）など、多様なニーズに合った支援につなげていくとともに、成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、さらには申立の支援などを行っていきます。
- ◆ それらの活動を支援するための組織体制の確保も検討していきます。
- ◆ 今後は、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職後見人や、成年後見制度に関わる活動を行う様々な団体と課題解決に向けた検討の場を設け、役割分担や連携を図っていきます。
- ◆ 子ども・高齢者・障がい者への虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する実態を把握し、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

《現状と課題》

- ◇ 市では、年齢・性別・文化・国籍や民族、身体状況など人々が持つ様々な個性や違いを越えて、全ての人々が持つ力を発揮し、誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会を目指して、市民・事業者・行政が共通の理解と目標のもと、「ユニバーサルデザイン」(UD)～誰もが利用しやすいまちや建物、製品、環境づくり、及びサービスづくり～をハード・ソフト両面から進めてきました。
- ◇ 少子・超高齢社会を迎えた中で、日常的な地域での支えあいや市民一人ひとりの思いやりにあふれ、急増する高齢者をはじめ、子どもや障がい者、妊産婦、外国人など誰もが暮らしやすいまちづくりが不可欠です。
- ◇ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組みが求められています。
- ◇ コミュニケーション上の課題を抱えている外国人や、周囲の理解も進みつつありますがLGBT（性的少数者）と言われる人などマイノリティと称される人に対する支援が求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ ユニバーサルデザインの考え方を将来の神戸を担う子どもや学生に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。
- ◆ 「神戸市バリアフリー基本構想」の推進をはじめ、ユニバーサルデザインの理念のもと、旅客施設・建築物・道路・公園などのバリアフリー化により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ◆ 高齢者・子ども・障がいのある人・妊娠中の人などへの配慮の必要性や適正な支援方法について理解を深めるため、研修等の実施により、心のバリアフリーを進めます。
- ◆ 「障害者差別解消法」に基づき、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発事業、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じ紛争の防止・解決を図るための仕組みづくり、合理的な配慮が適切に実施できるための環境整備などの取組みを進めます。
- ◆ 外国人の日常生活などにおける多言語情報の提供の充実による情報提供の平準化、市民啓発によるマイノリティへの共感や共生への理解促進などを図ります。
- ◆ ダイバーシティ（多様性）を認め合う地域社会を目指します。

③ 地域での居住の安定確保への支援

《現状と課題》

- ◇ 住まいは市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤ですが、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯などについては、「身体状況にあった住まいが少ない」、「経済的な問題から住環境を選べない」等の課題があり、それぞれの世帯の特性や課題に応じた施策が必要となっています。
- ◇ 市では、すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）において、住まいに関するあらゆる相談を行っていますが、高齢者、障がい者、外国人など、必要な住情報にアクセスしにくい市民もいるため、民生委員など地域の世話役やNPOなどの様々な支援組織等と連携した住情報の提供の仕組みを構築することが課題となっています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、特性に応じた住まいの確保、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援等に取り組めます。
- ◆ 郊外の市営住宅団地の再編などにあわせ、若年子育て用住宅を追加するなど、住宅セーフティネットの核としての市営住宅の機能充実に向けた取組みを進めます。さらに、民間賃貸住宅を住宅セーフティネットとして活用するための取組みもあわせて進めます。
- ◆ 住まいに関する情報を届けるネットワークづくりを進めるため、すまいるネットと地域住民組織・福祉サービスの専門機関・NPO等との連携による取組みを推進し、情報を入手しづらい市民への情報提供等に取り組めます。

④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開

《現状と課題》

- ◇ 住み慣れた地域で安心して生活をするためには、障がいがあっても、また介護が必要になっても、身近な場所で必要な福祉サービスを受けることができるとともに、自宅以外でも過ごすことのできる居場所が求められます。
- ◇ 同じ場所に子どもから高齢者、障がい者まで幅広い市民がともに集うことは、例えば高齢者が子どもから元気をもらい、子どもは高齢者からしつけやいたわりの気持ちなどを学ぶといった効果や、地域社会とのつながりを実感できる効果があり、これを共生ケアといいます。
- ◇ 専門サービスが増える中、地域によっては、例えば、高齢者サービスは充実しているものの、障がい者の活動場所・居場所が不足している、またその逆の地域もあるなど、地域ごとの違いがあるため、各種の福祉サービス拠点をそれぞれ新たに整備するよりも、既存のサービス拠点等を複数のサービスが利用できる共生型（多世代交流・多機能型）の拠点とすることが効率的であり、共生ケアの効果も期待できます。
- ◇ 市内においても共生ケアを志向する事業所等の広がりは始まっています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 地域の資源・拠点を多機能に展開でき、市民の利便性が向上する、共生ケアの取組みが進むよう支援策を検討していきます。
- ◆ また、取組みにあたっては地域住民、事業者、教育機関等と連携して進めていきます。

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

(1) 市民が参画できる仕組みづくり

① 市民が参画しやすい環境整備

《現状と課題》

- ◇ 「市民福祉条例」では、市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参加・参画していくことが求められています。
- ◇ 福祉の諸制度の流れが、市民に主体としての担い手となることを期待している今日においては、市民が担い手として地域福祉に「参加」するだけでなく、地域の福祉課題への対応について「参画」して意思決定を行っていくことが必要です。
- ◇ まずは、市民が地域の実情や課題を共有し、地域で合意形成を図ることができるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 市民一人ひとりの福祉に対する意識や地域福祉活動への参加・参画に対する意欲を高めるため、あらゆる機会においてその意義や必要性を伝え、当事者自身の参画や協働を促進させていきます。
- ◆ 地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行い、市民・行政をはじめとした多様な主体による協議の場への参画につなげていきます。

(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

《現状と課題》

- ◇ 地域活動において担い手が不足している中、地域の中で高齢者の果たす役割がますます重要になっています。
- ◇ 特に退職して間もない高齢世代は、地域福祉活動の重要な担い手としての活躍が期待されています。
- ◇ 生きがいや健康づくり、あるいは社会貢献したいといった理由から地域や社会への高い参加意欲を持っている高齢者は少なくありません。
- ◇ 健康は、家庭・地域・職場などの社会環境の影響を受けます。そのため、人とのつながりや支え合う関係をつくり、社会的な関係を充実させることは健康に良い影響を与えます。
- ◇ 高齢者は豊富な知識や経験を有していることから、それらを地域へ還元するなど、地域福祉活動への積極的な参加が求められています。
- ◇ 担い手になろうという気持ちが芽生えたときに、円滑に参加できるような仕組みが必要です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは健康寿命の延伸にもつながることを認識してもらうため、あらゆる機会を利用し、理解を深める働きかけを行います。
- ◆ 「健康こうべ21 市民推進員制度」を設けるなど、地域で健康づくりの輪を広げる活動を支援します。
- ◆ 高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活動・活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。
- ◆ セカンドキャリアの形成・推進として、シルバーカレッジを始めとした多様な研修の場、活動の場を充実させ、福祉活動のリーダーの育成、活動者の専門性の向上を図ります。

② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

◀現状と課題▶

- ◇ 若い世代は高齢者に比べて地域活動（ボランティア活動）に参加している人が少ないという現状があります。
- ◇ 近年「つながり」を求める若者は増えており、テーマ型のNPOを通じて地域活動に参加する若者が、顕在化しつつあります。
- ◇ 働き盛りの世代は、仕事や子育てに忙しい一方で、小中学校の保護者が中心となるPTA活動や子どものスポーツチームのコーチなど、子育て世代ならではの活動を行っています。
- ◇ 市では中学生を対象とした、「トライやる・ウィーク」の取組みがあり、その中にはボランティア・福祉体験活動もあります。また、市社会福祉協議会では中高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）の取組みも行われています。
- ◇ 神戸市では、市外から通勤・通学している人が多く、このような人についても今後は市民としてとらえていく必要があります。
- ◇ ボランティア休暇を取り入れる企業、学生の地域活動に対する単位取得の認定など若い世代が地域活動に参加しやすい環境が整いつつあり、市内で仕事や学業に関わる人(昼間人口)に対しても、会社や学校を通じた地域活動が期待できます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していきます。
- ◆ そのため、身近なくらしの課題について分かりやすく提供するなど、地域の課題を「見える化」する取組みを進めていきます。
- ◆ 小学生や中学生・高校生など次世代を対象とした地域とのつながりの大切さへの理解など福祉学習の推進に取り組みます。
- ◆ 市内の企業や大学等の組織に対し、活動時間が限られる勤労者や学生が地域福祉活動に参加しやすくなるための取組みへの理解と協力を働きかけます。

③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進

《現状と課題》

- ◇ 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設や介護老人保健施設、グループホーム等の施設・事業所（以下「社会福祉施設等」という。）は、施設での利用者サービスの向上に努めています。
- ◇ 介護保険制度の進展に伴い、高齢者向けの施設は年々増加し、特別養護老人ホームは、介護保険の日常生活圏域（概ね中学校区、78 圏域）のうち、59 圏域に設置されています。
- ◇ 保育や子育て支援に対するニーズに対応するため、教育・保育施設の整備や認定こども園への移行、小規模保育の拡充等を図るとともに、児童館事業の充実に努めています。
- ◇ さらに、障がい者の地域生活を支援するグループホームの整備が進んでいます。
- ◇ 社会福祉施設等の中には、地域住民向けにサークル等の場所を提供したり、行事を開催するなど身近な相談場所や居場所といった施設利用者へのサービス提供だけでなく、地域と連携した取組みが増えています。
- ◇ 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域社会への貢献が制度化されます。社会福祉施設等は、地域住民、区社会福祉協議会、行政等による話し合いの場（協議の場）で地域ごとに抱えている高齢化や子育て支援、あるいは社会的に孤立している人への対応などの課題を把握し、地域住民や地域住民組織と連携して行動することが期待されています。
- ◇ 現在、一部の区において区内の社会福祉法人が連携し、大規模公営住宅に顕在化した高齢化問題や、団地内における孤立の問題に対応するなど、地域課題への積極的な取組みが始まっています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 社会福祉施設等が、施設等の分野を超えた地域の身近な相談場所となるよう、地域の社会福祉施設等と協働した取組みの推進について検討していきます。
- ◆ 今後も、社会福祉施設等は、施設ごとの強みを生かし、インフォーマルサービスを充実させていくことが期待されており、行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応といった様々な地域福祉課題に取り組んでいきます。

④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開

《現状と課題》

- ◇ 地域の福祉活動、特例子会社の設立など障がい者就労への理解、区社会福祉協議会への参画など、市民福祉の主体として地域福祉に参加・参画している企業・事業所も少なくありません。
- ◇ また、地域社会の一員として企業も様々な社会的課題の解決に取り組むべきであるという考えのもとCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の取組みが広がりつつあります。さらに企業が本業を通じて社会的な価値をつくっていくというCSV（Creating Shared Value：共有価値創造の取組み）の取組みも始まっています。
- ◇ 地域の福祉課題が複雑多様化する中、地域の力に加えて、企業・事業所等との協働による取組みを進めていくことが必要です。
- ◇ NPOと企業が協働し、お互いの強みを生かして様々な社会課題の解決に取り組む事例も少なくありません。
- ◇ 市においても、高齢者の見守り活動等において、市と協定を結んだ協力事業者による地域福祉活動の取組みが広がりを見せています。
- ◇ 企業の従業員の中にも健康の課題や介護等の福祉課題を抱えている人がいます。企業の従業員の健康への配慮や、高齢者や障がい者の理解促進など地域福祉の意識の醸成を進めることも大切です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 地域の課題を企業のCSRやCSVと結びつけることができるよう、企業と協働で取り組むべき課題を把握し、必要な活動につなげるとともに、事業化が必要な場合はともに研究、検討を行っていきます。
- ◆ NPOと企業のさらなる協働を進める取組みを検討していきます。
- ◆ 企業の社員研修等を通じ、地域福祉の意識の醸成やセーフティネットを支える市民意識の醸成を図ります。
- ◆ 企業の従業員が働いている時期の健康管理はもちろん、退職後も視野に入れた健康づくりの環境を企業や行政が整備していけるよう、地域保健と職域保健の連携を強化し健康経営の考え方の浸透を進めます。

コラム



神戸市介護予防マーク

「こうべ元気！いきいき！！プロジェクト（介護予防カフェ）」

市では、高齢者が元気に暮らし続けるための介護予防を推進することを目的として、民間事業者（ネスレ日本株式会社）と連携協定を締結し、「こうべ元気！いきいき！！プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトの一つである介護予防カフェでは、地域住民が主体となり、高齢者が集まる場所や機会に、民間事業者から提供されるコーヒーマシンをツールとして、コーヒーを飲みながら高齢者が語り、介護予防に関する健康情報なども得ることができる「つどいの場」となっています。

介護予防カフェは、現在市内で約60か所（平成28年1月現在）に広がっています。「この地域で何かしたい」「楽しみながら、自分も安心して暮らせる地域にしたい」といった思いを持って取り組まれている地域での活動を応援しながら、公民連携を深めていきます。



⑤ 学校を拠点とした地域交流

《現状と課題》

- ◇ 学校施設を拠点とした地域活動では、P T A活動に参加した保護者が引き続き地域の活動に参加するケースもあるなど、地域人材の交流の場となっています。
- ◇ また、子どもが地域と関わる機会を持つことで、地域に対する愛着や誇りが育まれ、成人後もふるさとへの思いを持ち続けようとする気持ちの醸成にもつながります。
- ◇ 地域主体の生涯学習が学校施設を拠点として行われることで、子どもやその保護者と地域活動を行う高齢者等が世代間交流するなど、地域のつながりが生まれます。
- ◇ 学校の防災教育では、地域と合同の防災訓練や、地域の方が講師となって指導していただく機会を設けています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 学校施設が地域主体の生涯学習の拠点となるよう運動場や教室等を開放し、地域の子どもから高齢者までが集い交流する機会をつくっていきます。
- ◆ 地域による防災学習の取組みとして、学校・家庭・地域が連携する相乗効果により、地域（防災）力の向上を目指します。



(3) 市民の活動が定着するための方策

① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進

《現状と課題》

- ◇ 地域では自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、民生委員、老人クラブなど様々な既存の団体がボランティア活動を展開しています。
- ◇ このような既存団体のボランティア活動が継続できるような取組みも必要です。
- ◇ また、神戸では、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災を契機にたくさんのNPOが生まれ、様々な地域課題を解決する担い手として活躍してきました。
- ◇ 現在、約760のNPO法人があり、その活動については多様ですが、その中でも、行政によるサービスや公的財源が届きにくい、制度の隙間で市民の福祉ニーズに寄り添い、小規模ながら主体的に公共公益的サービスを提供している団体が多くあります。
- ◇ さらに、法人格を持たず、実態を把握できていない団体も数多くあります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 既存の団体等の事業内容が支援を必要としている人々に適切に結びつくよう情報提供などについて工夫していきます。
- ◆ また、長期間ボランティア活動をされている人の取組みを評価するイベントの充実など、活動が継続できる支援を行っていきます。
- ◆ NPO等と行政の協働を進めるため、協働の意義や事例周知など庁内研修を充実していきます。
- ◆ NPO等が提供している良質なサービスがより広がるように、また市民が受けたいと思うサービスをより増やせるように、NPO等と協働による取組みを進めます。
- ◆ 庁内で連携して、NPOを地域団体に紹介する取組みを行います。
- ◆ 地域団体とNPOとの協働事例の紹介等を行うとともに、地域団体とボランティアの連携を検討していきます。
- ◆ 法人格を持たない草の根的な団体についての実態把握や支援策を検討していきます。

② 地域ボランティア活動の促進

《現状と課題》

- ◇ 地域福祉活動は、多くの地域住民のボランティア活動で支えられており、地域福祉の取組みを進める上でボランティアの力はなくてはならないものです。
- ◇ 区社会福祉協議会ボランティアセンターではボランティア入門講座等を開催し、参加機会の提供などを行っています。
- ◇ また、これまでのボランティア活動はあまり対価を求めることなく、多くは無償で行われてきましたが、交通費程度の報酬があるボランティアや活動に応じたポイントの付与など有償型の活動も広がりを見せています。
- ◇ ふれあいのまちづくり協議会を通じ、利用者に負担金をいただきながら、ちょっとした困りごとをお手伝いする「ちょっとボランティア運動」を行っている地域もあります。
- ◇ ボランティア活動に少しの対価が支払われることで、無償で支援を受けることに負担を感じないといった受け手と担い手間でのより良い関係が形成されやすく、活動が長続きすることから、有償型の活動は多様な形で増えてきています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 身近な地域福祉センターなどにおいて、地域福祉やボランティアの講座を開催するなど、イベント、体験などの行事を通じて幅広い層の人々がボランティア活動に対する関心を持てるような取組みの機会を充実させていきます。
- ◆ ボランティアの講座や研修を受けた人が円滑な活動につなげることができる取組みを強化していきます。
- ◆ 今後高齢化の進行に伴い、さらに多くの担い手が必要となってくることから、有償型のボランティア活動のあり方を検証し、地域ボランティア活動に参加しやすい条件の整備について検討を進めていきます。

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（区単位のネットワーク）

① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応

《現状と課題》

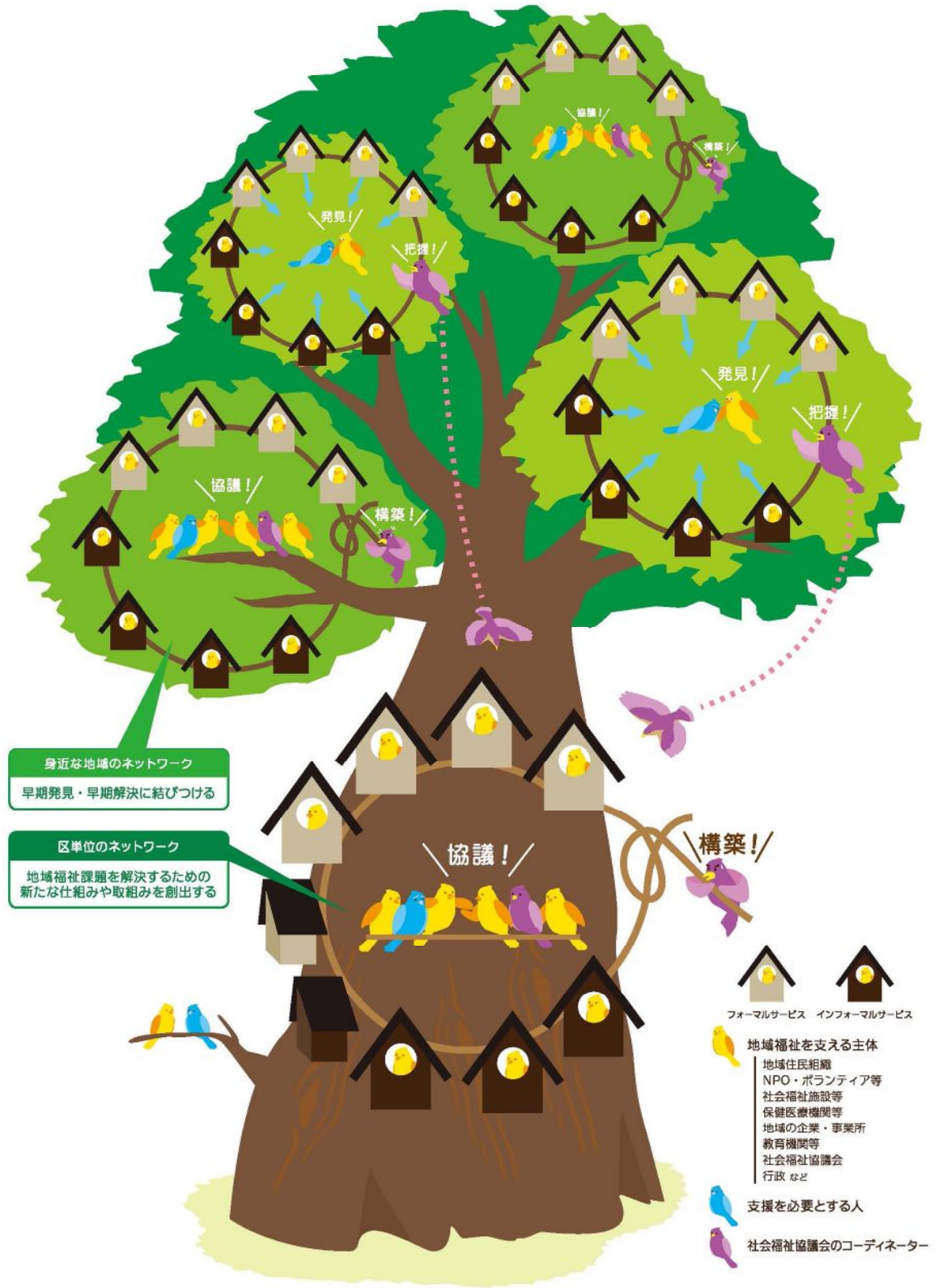
- ◇ 既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題は、市民が事業者・行政といった多様な主体とともに話し合いを通じて意思決定し、施策に反映していく必要があります。
- ◇ 区社会福祉協議会は、民生委員をはじめとした地域の地縁組織と関係が深く、また、住民、専門機関・団体、区内の社会福祉法人や事業者などを結び、活動・事業を広げる役割を担っており、これまでも区レベルの福祉課題の集約に努め、地域に密着した事業展開を実施してきました。
- ◇ 区社会福祉協議会をはじめとして生活課題を抱える人やその支援に携わる人など多様な主体がネットワークを構築した上で、地域福祉課題を解決するための新たな仕組みや取組みについて協議する場（プラットフォーム）を設ける必要があります。
- ◇ 現在、福祉制度上設置が求められつつある協議の場として、介護保険や社会福祉法の改正に伴って要請される「協議体」や「地域協議会」がありますが、これらについても区社会福祉協議会が中核的な役割を果たしながら、地域課題の新たな解決策を生み出していくことが期待されます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 区社会福祉協議会が、新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（地域福祉のプラットフォーム）の中核的役割を果たせるよう、市及び区政においても体制の強化に向けた支援等を行い、連携を深めていきます。
- ◆ 開かれた区社会福祉協議会となるよう、区社会福祉協議会のガバナンスの強化及び市社会福祉協議会の調整力の発揮に向けた取組みを支援していきます。

「地域福祉のプラットフォーム」

(イメージ図)



② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり

《現状と課題》

- ◇ 複雑・多様化する地域課題に対応していくためには、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。
- ◇ 各区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワークワーカーは、このネットワークづくりの中心的な役割を期待されています。
- ◇ 地域福祉ネットワークワーカーは、これまで地域の特色や課題に応じ、地域団体や専門機関等との関係づくり、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関との関係づくり、新たな担い手の発掘など、関係者とのネットワークを構築し、課題を共有しながら、分野を超えた連携づくりを行ってきました。
- ◇ これまでに構築した既存のネットワークも生かしながら、今後も潜在化するニーズの把握や、様々な相談に対応する支援の仕組みづくりが求められています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 地域福祉ネットワークワーカーをはじめとした区社会福祉協議会により多くの情報が集まる仕組みづくりや円滑で柔軟な支援ができるような体制づくり、また地域福祉ネットワークワーカーの人員体制の拡大についても検討をしていきます。
- ◆ 地域で解決できない地域課題を区レベルの施策の反映につなげていきます。
- ◆ それぞれの主体同士が容易につながるよう、多様な主体の「見える化」の仕組みづくりを検討していきます。
- ◆ ネットワークを構築することに加え、ふれあいのまちづくり協議会など地域団体と専門機関、あるいは専門機関同士が自ら課題解決を図ることができるような支援、NPO等や社会福祉法人など多様な主体が自ら調整役となってネットワークを構築することができるような支援を行っていきます。
- ◆ ハード・ソフトの両面で、地域の資源が広がるような支援を行います。



垂水区内の社会福祉法人が平成27年3月に法人種別を超えて連携し、「垂水区社会福祉法人連絡協議会」を立ち上げました。復興住宅「ベルデ名谷」において、区社会福祉協議会がイベントを企画し、社会福祉法人と住民有志スタッフ、大学生ボランティアと一緒に、住民との交流を図りました。

(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築

(身近な地域におけるネットワーク)

① 地域における多様な主体による協議の場づくり

《現状と課題》

- ◇ 福祉サービスの利用の支援やふれあいのまちづくり協議会による給食サービス、ボランティアによる見守り活動など、一人ひとりの生活を支えるために、行政・事業者・関係機関・ふれあいのまちづくり協議会をはじめとした地域団体・民生委員など多くの人が支援を行っています。
- ◇ 一人ひとりの個別支援から生じる課題を、同じ問題が生じないよう地域課題としてとらえ、身近な地域のネットワーク内で解決していく取組みが必要です。
- ◇ 地域福祉ネットワークなど、区社会福祉協議会のコーディネーターが中心となり、専門機関、ふれあいのまちづくり協議会、民生委員など、地域の参画を得て、支え合い活動等で把握した課題への対応策を検討する場を設ける必要があります。
- ◇ 地域の高齢者にかかる課題についての協議の場としてあんしんすこやかセンターごとに地域ケア会議が行われています。

これからの取組み・方向性

- ◆ 様々な地域の課題に対応するため、必要に応じて、地域における協議の場づくりを行っていきます。
- ◆ ネットワークで見い出した共通する個別課題を地域課題ととらえて、関係者で共有し、できるだけ早い段階で発見できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区レベルの施策の反映につなげていきます。

② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

《現状と課題》

- ◇ ふれあいのまちづくり協議会（192 団体）は、概ね小学校区をエリアとし、エリア内の自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、子ども会等の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉センターの管理運営とともに、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施しています。
- ◇ ふれあいのまちづくり協議会には、様々な地域住民が参加していることから、地域の福祉・交流活動を通じ、支援を必要とする人の早期発見や様々な地域福祉課題の把握が期待されます。
- ◇ 全ての市民が住み慣れた地域で暮らしていくためには、それぞれの地域における潜在的な福祉ニーズを把握し、既存の制度だけでは解決に結びつかない課題については、地域住民を主体とした解決の仕組みづくりや支え合いの仕組みづくりが必要です。
- ◇ ふれあいのまちづくり協議会だけで解決に結びつけることが難しい場合は、把握した情報を分野ごとの専門機関や区役所・社会福祉協議会等につなげていく機能も求められます。

これからの取組み・方向性

- ◆ 近隣住民がちょっとした異変に気づいたときに、ふれあいのまちづくり協議会などに円滑につながる仕組みを構築していきます。
- ◆ 福祉に関する困りごとを地域福祉センターで相談できる場づくりや、比較的軽度な困りごとやニーズに対しお互いが助け合う仕組みづくりについて、引き続き取組みを進めます。
- ◆ ホームページの活用など、ふれあいのまちづくり協議会の活動を「見える化」し、市民にふれあいのまちづくり協議会の役割を認識してもらいます。
- ◆ 担い手不足など課題を抱えるふれあいのまちづくり協議会には、区社会福祉協議会やNPOなどが活動を支援していく環境づくりを図っていきます。

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

《現状と課題》

- ◇ 民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされており（民生委員法第1条）、地域の要支援者等の訪問や相談など、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手であり、市には2,462名がいます（主任児童委員を含む。平成27年9月1日現在）。
- ◇ 民生委員は、住民からの相談や訪問活動、様々な地域団体の活動等により発見・把握された支援を要する人を公的機関等につなげます。
- ◇ また、地域でのサポートが必要な人について、専門機関や地域団体等と民生委員が連携、協力して地域での見守り活動を行っています。
- ◇ このように民生委員は、地域福祉の推進において重要な役割を果たしていますが、高齢者の増加や新たに生活困窮者自立支援、災害時要援護者支援、児童虐待に対する相談など、民生委員活動への期待はますます高まっています。
- ◇ 一方で、地域住民の抱える生活上の課題は複雑・多様化してきており、相談内容の多様化や各種証明事務の負担の増加などにより、民生委員のなり手が不足している状況です。

これからの取組み・方向性

- ◆ 民生委員は、これまでも地域の中できめ細やかな福祉活動を担っていますが、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるよう、研修の充実を図るとともに、地域の住民組織・団体、専門機関、社会福祉協議会、行政その他関係機関の支援、ネットワーク強化の取組みを進めることにより、民生委員の活動を支援していきます。
- ◆ さらに、社会福祉協議会、行政その他機関は、民生委員制度やその活動の役割を住民に対して積極的に明らかにして、民生委員制度に対する理解を促進させるなど住民との信頼感を向上させることにより、民生委員が活動しやすい環境づくりを進めていきます。

④ 医療・福祉の幅広い連携

《現状と課題》

- ◇ 高齢化、障がい者の地域生活の進展、在宅医療の進展などに伴い、地域で医療・福祉サービスを必要とする人が、ますます増加しています。
- ◇ 特に今後増え続けていく認知症高齢者等に対応するためには、早期に認知症の診断を受け、早期に適切な医療や介護サービスにつなげるなど総合的な支援が重要となります。
- ◇ 地域の医療資源や福祉サービスは、地域によって利便性に偏りがあるなど利用者のアクセシビリティの問題があります。
- ◇ 地域の医療機関では、利用者本位かつ適切な医療の提供に努めていますが、医療・福祉ニーズを有する市民が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つためには、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、行政、地域住民組織等の連携が必要です。
- ◇ 今後、地域包括ケアシステムの構築を図る中で、関係者間の情報連携や人材育成の面における連携も重要になります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 日頃から、支援者（団体）同士が関わる場を充実させることで、医療・福祉サービスを要する市民に対し、相互連携による適切な配慮を行います。
- ◆ 在宅で医療ケアを必要とする子どもから高齢者、障がい者まで、全ての人が利用できる地域の医療資源や福祉サービス等の情報を、必要に応じて提供できる仕組みなどを検討します。
- ◆ 病院と地域の医療・福祉等関係機関との連携により、市民に入院時から地域生活の継続を目指す医療・看護・リハビリテーションが提供され、退院後はこれらの専門職が、民生委員・地域住民組織やNPO、さらに、区役所・区社会福祉協議会等と連携し、在宅医療・看護・リハビリテーション・福祉サービス・見守り・支え合い活動等につながる仕組みを構築していきます。
- ◆ 認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図っていきます。
- ◆ 「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」を設置し、地域の医療・介護関係者の一層の連携強化を目指していきます。
- ◆ 大きな災害などの際において、市民が必要な医療・福祉サービスを受けられるよう、地域で支援を要する市民の情報共有の仕組みを検討します。

(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み

① 「地域支え合い活動」の充実

《現状と課題》

- ◇ 市では、高齢者の身近な総合相談窓口として、概ね中学校区ごと（市内 76 ヲ所）に設置している「あんしんすこやかセンター」に、地域支え合い推進員を配置し、民生委員やボランティア等と連携した訪問等による見守りとともに、住民同士で見守り合える地域づくりを目的としたコミュニティ支援を行ってきました。また、高齢化率の高い公営住宅に「あんしんすこやかルーム」を設置のうえ見守り推進員を配置したほか、市内のシルバーハウジングに生活援助員（L S A）を配置するなど市独自の体制による「地域見守り活動」を行ってきました。
- ◇ さらに現在では、新聞・宅配・ライフライン等の協力事業者による見守り体制も広がっています。
- ◇ 一方、地域には高齢者だけでなく高齢者と障がい者の世帯、近隣との交流に乏しく、閉じこもり・孤立化のおそれのある世帯、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けているが自ら相談できる状態にない人など、周囲の見守りや手助けなどの援助を必要としている人がいます。
- ◇ 今後は高齢者だけでなく、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う地域づくりを目的とした総合的なコミュニティ支援が求められています。
- ◇ 支援を必要とする人を孤独にしないように、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも、身近な居場所が必要です。
- ◇ 市民・事業者・専門職・行政がそれぞれの役割を再認識しながら、住民同士で見守り支え合える地域づくりを進めることが必要です。

これからの取組み・方向性

- ◆ これまでの高齢者の「地域見守り活動」は、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う「地域支え合い活動」に発展させていきます。
- ◆ ライフステージや施策に応じた居場所づくりの取組みを進めていきます。
- ◆ 市民・事業者・専門職・行政が協働して、地域における支援を必要とする人の実態に即した見守りのためのあらゆる手段を検討し、また活動の過程で見つけた地域福祉課題は新たな支援の仕組みづくりにつなげていきます。

② 災害時における要援護者への支援体制の整備

《現状と課題》

- ◇ 市民の安全な地域生活を確保する中で、災害時においても命を守り、健康を守ることは重要な課題です。
- ◇ 最近では、全国各地で地震や豪雨災害などが相次いでおり、大きな災害の危険は常にあると意識しておかなければなりません。
- ◇ 阪神・淡路大震災では、多くの犠牲者の中で特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障がい者が多くいたことが指摘されました。また、東日本大震災でも、要援護者への情報提供や避難、避難生活などの点において、対応が不十分な場面があったとされています。
- ◇ 市では、平成 25 年 4 月、災害時に手助けが必要な方を支援していくため、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定しました。
- ◇ 市民は、阪神・淡路大震災の被災時に、人と人との日頃からのつながり・相手への思いやりの気持ちがいかに必要かつ有効であるかということを経験し、その気持ちを大切につないできています。そして、多くの地域では、防災福祉活動が積極的に取り組まれています。
- ◇ 今後、さらなる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる「共助」の仕組みが必要です。そして、その前提として、要援護者をはじめとした全ての市民が自分自身や家族の安全を確保する「自助」の取り組みが不可欠です。
- ◇ 災害時における避難所は譲り合い、助け合って生活していく場です。「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、特別な配慮が必要な人には、特別なスペースの提供や食事提供の優先など合理的な配慮により、適正な対応ができる社会を醸成する必要があります。

これからの取り組み・方向性

- ◆ 共助の仕組みづくりのためには、地域において、日頃の見守りや支え合いをもとに、要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切です。関係機関は連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、要援護者の個別の状況に配慮した取り組みができるよう支援していきます。
- ◆ 災害時においても、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、要援護者当事者の参画のもと、福祉避難室や福祉避難所での配慮のあり方について検討していきます。また、市は医療・看護・介護等の専門職による要援護者相談チームの組織化や拠点的機能をもつ福祉避難所の充実などの災害対応力の強化を図り、助かった命をつなぎ健康を守れるよう、新たな仕組みづくりを進めます。

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開

《現状と課題》

- ◇ 地域では、市民の暮らしを支えていくために、制度に基づき提供されるサービスに加え、それを互いに補完する市民の支え合いによるサービスが提供される仕組みが必要とされています。
- ◇ 例えば、高齢者等の生活を支えるごみ出しや買い物などの家事支援・子育て・引きこもり支援・外国人支援・防犯活動・公園管理など、制度の狭間の福祉ニーズや地域の課題に応えるサービスがあり、抱える分野も多様になっています。
- ◇ これらの課題を継続的に解決していくためには、活動に適度な事業性を加味することが効果的であるため、担い手は有償である仕組みになっています。
- ◇ 地域の課題解決に取り組むことで、参加する市民には社会貢献という満足感や生きがいが生まれ、地域にも安心がもたらされ、支え合いの精神に基づく小さくともやさしい「しごと」が循環し、有償ボランティアや雇用の創出も期待できます。
- ◇ 特に、家庭機能の脆弱化が進む中、高齢者や障がい者の生活に関するごみ出しや買い物など家事の手助けといった生活支援のニーズが高まっており、このニーズに応える様々な事業を行うNPO等（以下「事業者」という。）も増えてきています。今後、高齢者に対する生活支援サービスは介護保険制度の改正に伴い、新しく総合事業に位置づけられ、より一層の充実が期待されています。
- ◇ 多様な担い手が地域で市民に公共的なサービスを提供し、多くの市民の利益につながるよう、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要があります。

これからの取組み・方向性

- ◆ コミュニティビジネスに取り組む市民（個人）や事業者（団体）の活動がさらに広がるよう支援のあり方を検討し、推進していきます。
- ◆ 事業者が地域と協働してコミュニティビジネスに取り組む、あるいは地域住民組織とともにコミュニティビジネスを結成して地域福祉活動に取り組むことができるよう、事業者と既存の地域福祉活動との連携を支援していきます。
- ◆ そのため、地域情報の提供、リーダーを含む人材の養成、拠点整備など系統的な支援を行います。
- ◆ 生活支援サービスの充実を図るため、事業者との協働により地域の生活支援のニーズを把握し、また、生活支援サービスの担い手を確保する取組みを進めます。
- ◆ これらの取組みを進め、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していきます。

② 多様な働き方の確保

《現状と課題》

- ◇ 地域には障がい者をはじめ、就労に一定の配慮が必要な人や、子育てによって就労に制約がある人など、就労を希望しながらも機会を得られていない人がいます。
- ◇ 長期にわたるひきこもりの経験など様々な理由で直ちに一般的な仕事に就くことが難しい人がいます。
- ◇ 仕事に就いている人にとっても、仕事と子育ての両立問題、仕事と介護の両立問題、仕事と疾病の治療の両立問題など「しごと」と生活の両立問題で悩んでいる人も少なくありません。
- ◇ 地域には、一般的な就労ではなくとも、生きがいを求めて社会参加したい、その際にはわずかでも対価が得られればなお良い、という考えの人もいます。
- ◇ 生計を支える「しごと」の他に、利用する側と担う側の双方向性を大切な価値として認め合い、役割・生きがいにも通じる社会とのつながりをつくる「しごと」があります。

これからの取組み・方向性

- ◆ 市では、若者・ひとり親・高齢者・障がい者・生活困窮者など、施策別にそれぞれの対象者に寄り添えるように、またその能力や適性に応じた就労支援を行っています。今後も対象者に応じた就労支援がより効果的に充実するよう、関係部局間の連携強化を図り、あらゆる対象者の就業機会の拡大に努めていきます。
- ◆ 企業・NPO・社会福祉法人等の協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、あるいは訓練の場である「中間的就労」を展開し、対象者が自信やスキルを身に着け、不安を少しずつ克服し、一般就労に向かったり地域社会とつながることを目指します。
- ◆ 表彰制度や事業所訪問などにより、企業に対してワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、市民・事業者・行政が一体となって「しごと」と生活が両立できる環境整備に取り組んでいきます。
- ◆ 経済界・労働界・教育界・NPO・行政などの各界で構成する「神戸ワーク・ネットワーク（就業促進連絡会議）」において就業に係る様々な課題や取り組むべき事項について検討し、就業環境の向上を図ります。
- ◆ 地域に貢献しつつ謝礼程度の収入が得られる「しごと」の創出により、短期間・短時間といった個人のライフスタイルに合わせた働き方を確保していきます。
- ◆ 地元企業・社会福祉法人・商店街・近隣センターなど身近な場所に「しごと」の提供を呼びかけ、就労に際して一定の配慮を要する人も役割・生きがいをもてる働き方を確保します。

コラム

「居場所」づくり

地域には様々な居場所があり、参加する市民にとって情報収集・交換、悩みの共有や、仲間づくりができるなどの役割を果たしています。

地域で孤立しないため、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも重要な役割を果たしています。

施策別にも居場所の充実が求められており、ライフステージに応じて居場所機能が途切れない仕組み、課題の変化に応じた多様な居場所づくりが必要とされています。

【主な居場所機能】

高齢者	地域福祉センター（給食会など）、住宅等の集会所（趣味活動など）、デイサービスセンター等通所場所など
障がい者	地域活動支援センター、放課後等デイサービスなど
子ども・親子・青少年等	地域子育て支援センター、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、学童保育、放課後等デイサービス、児童館、総合児童センター、地域福祉センター（子育てサークルなど）、つどいのひろば（大学等の連携）、ユースプラザまたはユースステーション、児童館などの空き時間を活用した利用、青少年会館、フリースクールなど

このほかにも、NPO等による生活困窮者の居場所や、マイノリティと称される人の居場所など、「居場所」づくりの多様な取組みが行われています。



大学と連携した子育て支援事業として、市内の大学等8か所に、乳幼児が自由に遊べるスペースを設けています。親子が気軽に集い、交流できる子育て支援の場を提供し、大学の特色を生かした子育て支援に関する講習のほか、子育てに不安や疑問を持つ保護者に対する相談や援助、情報提供等も行っています。

コラム

「神戸いのち大切プラン」

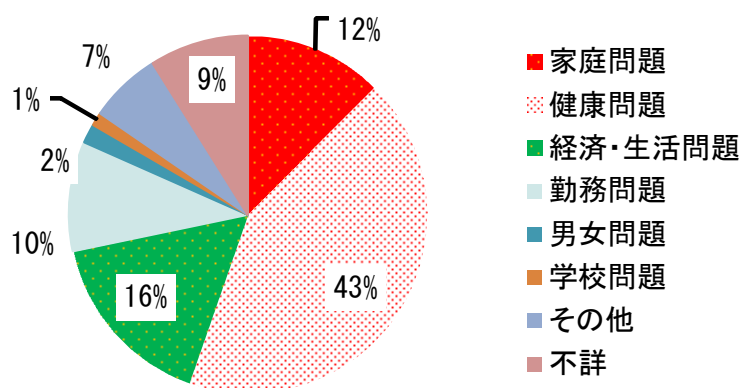
市では、国が定める「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、「神戸いのち大切プラン」を策定し、①普及啓発の重点的实施、②相談機関の充実と地域連携体制の強化、③こころの健康づくりの推進、④遺族支援対策、を4つの柱として取組みを進めています。

総合的な自殺対策を推進し、市民一人ひとりが命の大切さや自殺に関する理解を深め、関係団体や相談機関と協働し、「身近で悩む人をみんなで支えあう、生きやすいまち・神戸」の実現を目指しています。

誰もが誰かのゲートキーパー（命の門番）として寄り添い、支えあえるよう、ゲートキーパーの養成に取り組むとともに、「自殺予防とこころの健康電話相談」を開設し、相談者の悩みを聴き、必要な支援機関を紹介したり、相談支援機関との連携を図っています。

また、うつ病治療を行う登録かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医（精神科医）を紹介する「神戸G-Pネットワーク」を構築しています。

神戸市での自殺の要因（平成26年警察庁統計）



第4章

分野別計画の視点から

「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」は、広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であるとともに、市民や事業者の主体的な参加により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

市では、本計画と併せ、高齢者保健福祉計画、障がい者保健福祉計画、健康こうべ2017、新・神戸っ子すこやかプランなどの福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画を策定し、各分野における課題解決に向けて取り組んでいます。

また、神戸市社会福祉協議会においても、中期計画を策定し、地域福祉の向上のために取り組んでいます。

本計画では、市民福祉の総合的視点から、これらの分野別計画等と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間を作らないよう対応していくとともに、地域福祉の視点から、市民や事業者の主体的参加により、地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。

例えば、福祉の複合的な課題をかかえた市民に対し、身近な場所にある相談窓口“つなぎ”、必要に応じて分野ごとの専門機関に“つなぎ”、分野を越えた課題に関しては、分野別の専門機関同士を“つなぎ”、その後の地域での見守りに“つなぐ”、といった形で、課題の解決に向けて連携して対応していきたいと考えています。

ここでは、各分野別計画が、計画期間において、重点的に取り組む施策の方向性を示すとともに、地域福祉の視点から、地域住民との協働と連携により推進する施策の方向性を示します。



分野別計画の概要 一覧

計 画 名 称	計 画 期 間
<p>1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画 「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画（高齢者保健福祉計画）と、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画（介護保険事業計画）を、一体的に策定したもの</p>	平成27年度 ～29年度
<p>2. 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 「障害者基本法」に基づき、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する市町村障がい者計画</p>	平成28年度 ～32年度
<p>3. 新・神戸っ子すこやかプラン 「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことにより、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていくために策定されたもの</p>	平成28年度 ～31年度
<p>4. 第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画 「新・神戸市基本構想」が描く都市像の一つである「ともに築く人間尊重のまち」を具体化するための部門別計画として、市の人権教育・啓発のあり方を定める計画</p>	平成28年度 ～32年度
<p>5. 健康こうべ 2017 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示した「健康日本21（第二次）」の地方計画であるとともに、「健康増進法」に基づく「市町村健康増進計画」</p>	平成25年度 ～29年度
<p>6. 神戸市住生活基本計画 「住生活基本法」の趣旨を踏まえ、市民の安全で豊かな住まいの実現を目指し、住まい・住まい方に関する施策の方向性等を示した計画</p>	平成23年度 ～32年度
<p>7. 神戸市男女共同参画計画（第4次） 「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づいて男女共同参画社会の実現を目指す計画であり、「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するもの</p>	平成28年度 ～32年度
<p>8. 第2期神戸市教育振興基本計画 「教育基本法」に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画</p>	平成26年度 ～30年度
<p>9. “こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2020 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画及び各区社会福祉協議会の活動指針</p>	平成28年度 ～32年度

各計画において重点的に取り組む事項	地域住民等との協働により取り組む事項
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯現役社会づくりの推進 ○健康づくりと介護予防の新たな展開 ○認知症施策の総合的推進 ○生活支援・福祉サービスの充実 ○リハビリテーションの推進 ○介護予防・生活支援を推進する地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合い活動の推進 ○多様な主体による介護予防・日常生活支援総合事業の創設
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅サービス、保健・医療の充実 ○相談、情報アクセス・コミュニケーションの保障 ○権利擁護・差別解消 ○住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援 ○就労の推進 ○子どもに対する支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な居住環境づくり ○地域福祉力の向上 ○社会参加の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援 ○地域における子育て支援の充実及び青少年の健全育成の推進 ○仕事と子育ての両立支援と多様な地域子育て支援事業の推進 ○特に支援が必要な子ども・家庭への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 ○神戸っ子応援団 ○ファミリー・サポート・センター ○地域との連携による児童虐待防止対策 ○地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・啓発 ○人権救済のための相談制度 ○地域での人権が尊重されるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での人権が尊重されるまちづくり ○地域を構成する全ての人たちが、解決に参画し、協働して取り組み、市民自らが相互に支え合うような社会共同の責任を自覚したまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の発症予防と重症化予防 ○生活環境や特性に応じた心身機能の維持 ○健康を支え、守るための社会環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりに関心のない市民も含めた健康の保持増進 ○地域に根ざした市民の主体的な健康づくり活動の実現
<ul style="list-style-type: none"> ○安全な住まい・住環境を実現する ○居住の安定を確保する ○環境にやさしい住まい・住まい方を実現する ○ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出す等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域見守り活動の充実、住生活関連サービス事業者との連携強化 ○高齢者の見守り体制の強化 ○市営住宅の空き室を利用した支援 ○高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地選択の支援等
<ul style="list-style-type: none"> ○男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現 ○DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるDV対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの自立に向けた力を伸ばす ○教職員・学校の魅力と実力を磨き高める ○特色ある神戸の教育を更に発展させる ○市民が自ら学び子供の育ちをともに支える 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいや活躍の場づくりとして、学校施設開放の実施や神戸総合型地域スポーツクラブの充実
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成 ○福祉活動参加の意識づくり・人づくり ○専門性を活かした福祉サービス事業の展開 ○先進的な事業の実践・政策提案・人材育成・効率的組織運営 	

1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画

(1) 概要・基本理念等

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものです。また、介護保険事業計画は、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定めるもので、この2つの計画は一体のものとして策定されています。

本計画は、1. 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように、2. 自己決定の尊重、3. 安心してサービスを利用できるように、4. 介護保険制度の適切な運営のために、の4点を基本理念として掲げています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 健康寿命の延伸

- 高齢化の進展に伴い、要介護等認定を受ける高齢者、さらには、介護サービスを利用する高齢者が増加し続けています。団塊世代が75歳を迎える2025年には、さらに大幅な増加が見込まれ、介護サービス費用の増加や介護人材の不足などといった問題がより深刻化することが予想されています。

超高齢社会において、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を構築するためには、一人ひとりが健康上の問題がなく、自立した日常生活を送ることができる「健康寿命」を、できる限り延ばす取組みが重要であると考えられます。

そこで本計画では、「市民と行政が一体となって健康寿命の延伸に取り組み、2025年までに平均寿命と健康寿命の差を2年縮小すること」を最重点目標として掲げ、目標の達成に向けた取組みを進めていきます。

• 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が、健康で生きがいを持った生活を送り続けることができるよう、介護予防サロンなど「生涯現役社会づくり」の推進、あんしんすこやかセンターによる地域支え合い体制の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の創設、支え合いや介護の意義、健康づくり・介護予防の市民啓発などの取組みを支援します。

• 健康づくりと介護予防の新たな展開

高齢者がいつまでも「いきいきと自分らしく」活動的で自立した生活を継続できるよう、地域に出向き必要な情報提供と相談ができる体制の推進など健康づくり対策の強化、医療機関等との連携による疾病の重症化予防など疾病対策の強化、大学・研究機関と共同した効果的な介護予防事業の推進など、高齢者のニーズに適切

に対応した効果的な健康づくり・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。

- 認知症施策の総合的推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームの拡大、市民からの電話相談窓口の設置など相談体制・家族支援の充実、さらには、地域の認知症ネットワークの構築など、地域包括ケアシステムの構築に向けた認知症施策のさらなる充実を図っていきます。

- 生活支援・福祉サービスの充実

神戸らしい地域包括ケアシステムを構築するため、地域見守り活動から地域支え合い活動への発展など高齢者支援体制を再構築するとともに、新たな担い手によるインフォーマルサービスの整備など、高齢者の多様なニーズに応じた適切な生活支援サービスの充実を図ります。

- リハビリテーションの充実

高齢者や介護者、医療・介護関係者に対し、リハビリテーションの周知啓発をするとともに、福祉用具の適正利用の促進、高齢障がい者への対応などを図ります。

- 介護予防・生活支援を推進する地域づくり

高齢者のニーズや地域の実情を的確にとらえるため、地域ケア会議の推進などあんしんすこやかセンターの機能を強化するとともに、大学・研究機関と協働し、日常生活圏域ごとのデータ活用による介護予防・生活支援を推進する地域づくりを進めていきます。

- 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まいを基本として保健・医療・福祉・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

- 医療と介護の連携の推進

適切な医療・介護サービスを受けながら安心して暮らし続けられるよう、医療・介護の連携を強化するとともに、入院が必要になっても、円滑に在宅復帰ができるような医療・介護の体制を検討します。

- 高齢者が安心できる多様な住まいの確保

住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられるよう、施設・居住系サービスについて身近な地域での整備を進めるとともに、高齢者の居住に係る施策と連携し、多様な高齢者の住まいの確保に向けた取組みを進めていきます。

- 介護サービス及び生活支援サービスの充実

支援や介護が必要になった場合に、適切なサービスがすみやかに利用できるよう、

多様なニーズに対応しつつ、利用者の自立支援に資するサービスを充実させていきます。

・ 介護・福祉人材の確保・育成

今後の介護保険サービス利用者の大幅な増加を見据え、介護・福祉人材を着実に確保・育成できるよう、国や事業者との役割分担のもと、本市独自の介護労働者の確保対策、さらには、民間事業者と連携した定着対策を検討・実施します。

② 地域福祉の視点から

○ 超高齢化社会にあっては、市民が地域福祉を担う主体として、ともに助け合いながら、市、事業者と協働して地域社会を支えていく必要が高まっています。そして、高齢者自らも地域社会の一員として、役割をもって地域活動に取り組むことが期待されています。そのため、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を担い、様々な世代と交流してつながりをもち続けられ、さらには介護が必要になっても、生活をともに楽しめる地域づくりに取り組みます。

○ 神戸らしい地域包括ケアシステムを構築するにあたっては、震災後から取り組んできた「地域見守り活動」を「地域支え合い活動」へ発展させ、高齢者をはじめ支援を要する人を住民同士で見守り支え合える地域づくりを行っていきます。

○ 介護保険制度改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護が、市町村が地域の実情に応じて取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されることとなりました。これにより、既存の介護サービス事業者に加え、ボランティアやNPO、民間事業者など、多様な主体による生活支援サービスが提供されることとなります。また、こうした活動に、高齢者自身が参加することで、生きがいや介護予防につながることも期待されます。

市としては、制度の円滑な移行を図るとともに、多様化する高齢者ニーズに対応しつつ高齢者自身の社会参加を促進できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。



神戸市高齢者地域見守りキャラクター
「みんなでみまもり隊!!」

2. 神戸市障がい者保健福祉計画 2020

(1) 概要・基本理念等

「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画です。

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作っていきます。

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。

そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができ、高齢化や重度化、親なき後を見据えた暮らしを支える支援に取り組み、安心して地域で暮らし続けていけるようにしていきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 暮らしに関する施策

・ 在宅サービス、保健・医療

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて、居宅介護などの訪問系サービスの提供や短期入所、日中活動の場の確保など在宅サービスの充実を図っていきます。また、障がいのある人の高齢化の進展が一層見込まれることから、高齢になっても、必要とされるサービスを安定して利用できる仕組みを検討し、ケアマネジャーとの連携のための方策などに取り組んでいきます。

保健・医療提供体制の確保に努め、重症心身障がい者などが利用できる医療関係資源や障害福祉サービス事業の情報を収集し、必要時に情報提供できる仕組みを検討するなど医療と福祉の連携を推進します。

・ 相談、情報アクセス・コミュニケーションの保障

障がいのある人が、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることができる体制を充実し、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援を行います。障がいのある人からの相談における様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないことも多いため、相談窓口相互の連携やサービス提供事業者などとの連携を図っていきます。

必要な情報へのアクセスを円滑にでき、障がいのある人にあった言語やコミュニケーション手段の確保に努め、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにしていきます。

- 権利擁護・差別解消

障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障がいを理由とする差別の解消の取組みを進め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

- 住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームの整備や、民間賃貸住宅への入居支援など、多様な住まいの確保を推進します。障がいのある人が地域で住み続け、親なき後も自宅で暮らし続けられるよう、相談体制の整備や緊急時の対応、障害福祉サービスをはじめ様々な社会資源を活用するためのコーディネーター配置など、地域でともに支える仕組みづくりを検討していきます。

また、地域移行を希望する施設入所・入院中の障がいのある人への地域移行支援とともに、家族と住む住居やグループホームから地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう支援します。

障がいのある人の高齢化への対応として、介護保険施設で暮らせる仕組みづくりや施設のバリアフリー化への支援を行います。

- 安全な居住環境

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリーへの助成や相談、市営住宅におけるバリアフリー化を進めます。

障がいのある人が、地域社会において安全・安心に生活することができるよう、日頃からの防災活動や緊急時の情報提供などを実施します。「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、地域における災害時要援護者支援の取組みの推進と福祉避難所などにおける支援の充実に努めていきます。

- 就労に関する施策

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう総合的な就労支援が必要です。「障害者雇用促進法」で企業などに義務づけされている法定雇用率が引き上げられ、精神障がいのある人の雇用の義務化が予定されるなど、就労機会の拡大が期待されており、障がいのある人の一般就労支援を一層推進していきます。

また、障がいのある人の生きがいと経済的自立のため、企業からの受注拡大や、「障害者優先調達推進法」に基づく市の調達方針による調達の拡大、魅力ある商品づくりなど総合的な取組みを通じて、さらなる工賃アップを図っていきます。

- 子どもに関する施策

障がいや発達が気になる子どもを早期に発見するとともに、保護者の不安を受け止め、助言や指導を行っていきます。障がい児が身近なところで相談や発達支援・教育が受けられるようにします。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供してともに学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用することにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実します。

障がいのある子どもに対する支援にあたっては、総合的に段階に応じた切れ目のない支援の推進と関係者間のスムーズな連携を行っていきます。

○ 社会参加に関する施策の推進

障がいのある人が、社会参加を進め、それぞれのニーズや障がいの状況に応じて、自ら選択できるよう、様々な日中活動の場を提供していきます。障がいのある人も安心して外出できるよう、「ユニバーサルデザイン」の視点から、都市環境の整備を進めていきます。また、障がいのある人の外出ニーズに対応した外出のための支援を行っていきます。

障がい者施策は、市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが必要です。障がいのある人への理解不足から、地域での生活が困難となっている場合があります。障がいのある人が、社会の一員として等しくその人権や意思が尊重される社会の実現を目指して、啓発に取り組みます。

② 地域福祉の視点から

○ 地域福祉力の向上、人材育成

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、支えてくれる人材や仕組みが必要です。各区に区自立支援協議会が設置され、また、地域においては、ふれあいのまちづくり協議会や自治会、NPO、民生委員・児童委員などが、見守り活動や防災、障がい者支援の取組みなどの活動を行っています。障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、地域住民を巻き込みながら、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築していきます。

福祉サービスを担う人材を確保し、研修の実施などにより資質の向上を図り、人材育成を進めていきます。

3. 新・神戸っ子すこやかプラン

(1) 概要・基本理念等

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援対策に関する市の事務及び事業について5年を1期として行動計画を策定することが義務づけられることとなり、平成17年2月に前期計画を、平成22年3月に後期計画を策定し、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進してきました。10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されたことを受け、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」、「青少年育成中期計画」等と一体的に、「新・神戸っ子すこやかプラン」を策定し、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていきます。

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、全ての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまち、を基本理念として掲げています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援

- ・ 結婚・妊娠・出産・子育てを大切にするという意識が街全体で深く共有され、行動に表れることで、若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに対し、より前向きに考えられるようになるあたたかい街の実現を目指します。また、個々人が希望する時期に結婚でき、希望する子供の数をもてる環境を整備することにより、少子化の進展に歯止めをかけることを目指します。

- ・ 母子保健の目的である「安心して子どもを産み育てる」ために、母性を最大限発揮できるような健康管理を行うとともに、母性の保護・尊重を図るため、妊娠・出産・子育てを通して初めの接点となる区保健福祉部での相談指導を重視するとともに、こども家庭支援室などの相談機能を充実し、きめ細やかな子育て支援を促進します。



○ 地域における子育て支援の充実

- ・ 家庭や地域における子育て機能が低下している中、保護者の育児不安や孤立化への対応が急務となっているため、地域社会全体による子育て支援を推進していくことで、地域において一層安心して子育てができる環境づくりが必要となっています。また、児童・青少年の安全安心な居場所づくりに努めていく必要があります。
- ・ 青少年を取り巻く社会環境が変化する中、ニートやフリーターなどと呼ばれる若者が多数存在しており、若者の社会的自立に向けた取組みが必要とされています。未来を担う青少年が自立した社会人に成長するためには、主体的に考え行動できる力や、他者とのふれあいなどを通して得られる豊かな心、そしてコミュニケーション

実施事業の更なる充実を図っていきます。また、上記に加え、④地域における子育てサークル、⑤大学の知見、人材を活用した子育てひろば、等の取組みについても情報を把握・発信していきます。さらに、各区では地域におけるグループ活動を支援するため、地域福祉センターや児童館を利用して、育児相談やグループワーク等を行っており、身近な地域での子育て支援の場の充実に努めます。

○ 神戸っ子応援団

- 家庭・地域・学校・行政が一体となって、中学校区を単位として、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通して、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育ちを応援する取組みです。安定した活動が可能となるよう、継続的に財政支援等を行うとともに、全区役所に配置した子ども育成推進員が、地域と学校を側面的に支援するなど、取組みの充実を図ります。



○ ファミリー・サポート・センター

- 地域における相互援助活動として、子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人をマッチングすることで地域人材の活用を図りながら、仕事と子育ての両立を支援します。今後は協力会員等養成講習の充実や積極的な広報活動等を通じて、協力会員・両方会員のさらなる増加やマッチング件数の拡大に努め、増大するニーズに対応できる制度としていきます。

○ 地域との連携による児童虐待防止対策

- 地域の関係機関等で構成する全市的な組織である児童虐待・非行等対策地域協議会及び各区の要保護児童対策地域協議会を運営し、通告体制の整備、情報の共有・適切な連携を図ります。



○ 地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり

- 地域における子どもたちの安全を確保するために、青少年育成協議会などの地域団体が、学校や警察などの関係機関と連携・協力し実施している見守り活動やあいさつ運動への支援を引き続き実施していきます。

また、青少年育成協議会支部、学校、警察などとの連携による「こども110番青少年を守る店・守る家」や民間事業者の協力による「こども110番青少年を守る車」を継続展開し、子どもたちの安全の確保に努めます。



4. 第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

(1) 概要・基本理念等

「新・神戸市基本構想」が描く都市像の一つである「ともに築く人間尊重のまち」の実現を目指していくために、「ユニバーサルデザイン」（ハード・ソフト両面から、誰もが暮らしやすい社会をつくる）、「ソーシャル・インクルージョン」（誰も孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する）、「ダイバーシティの尊重」（一人ひとりの様々な違いを認め、多様性を尊重する）、「協働と参画」（全ての人々が主体的に意思決定に参加し、問題解決に取り組む）、などを基本的視点として、施策を推進していきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

「ともに築く人間尊重のまち」を目指すための取組みとして、以下の3つの方策を活用し、推進していきます。

○ 「人権教育・啓発」

人権教育・啓発を推進するにあたっては、「人権を身近なものとしてとらえ、主体的な行動へと結びつく教育・啓発」、「発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発」、「協働の理念に基づく教育・啓発」、「市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保」に留意し、実施していきます。

そして、人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点の双方から、理解を深めるよう取り組みます。

従来の子供、若者、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者及び元患者、犯罪被害者等、インターネット等による人権侵害、性的マイノリティ等に加え、命の大切さ等の人権問題を取り上げ、教育・啓発に取り組んでいきます。

○ 「人権救済のための相談制度」

専門的な救済手続きや他の適切な窓口に結びつける機能だけでなく、相談自体が人権を保障するための有効な方法となるような相談制度を目指します。

○ 「地域での人権が尊重されるまちづくりへの取組み」

地域での人権問題を解決するために、住民が参画し、協働して取り組み、住民が相互に支えあうまちづくりを進めていきます。さらに、地域を支える市民や事業者、NPOを支援し、ユニバーサルな社会の実現を目指していきます。

② 地域福祉の視点から

- 地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能が低下し、“無縁社会”といわれる状況が生まれることにより、身近なところで起こっている人権問題の発見が妨げられ、解決をより困難にする要因ともなっています。
- このような問題に対応するため、地域を構成する全ての人たちが、身近な人権問題を自分のこととして考え、解決に参画し、協働して取り組み、市民が相互に支えあうような社会共同の責任を自覚したまちづくりを進めることが必要です。
- 地域での人権が尊重されたまちづくりを進めるために、震災の教訓を継承していくとともに、様々な課題を抱える支援を要する人たちを地域で支えるための市民や事業者、NPOなどの活動を支援します。
- 既存の制度では解決に結びつかない課題について、多様な関係者、関係機関とのネットワークを重層的に構築し、地域で支えあう仕組みづくりを行います。
- 誰もが孤立したり排除されたりすることなく社会に参画できる社会（ソーシャル・インクルージョン）や、様々な違いを超えて、全ての人が持てる力を発揮し支えあうユニバーサルな社会の実現を目指していきます。



5. 健康こうべ 2017

(1) 概要・基本理念等

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示した二十一世紀における第二次国民健康づくり運動「健康日本 21（第二次）」（平成 25～34 年度）の地方計画であるとともに、「健康増進法」第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」です。

市民が健康でいきいきと、こころ豊かに暮らし続けられるまちを実現するため、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

- 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ・ 生活習慣病の発症予防、重症化予防
 - ・ 歯及び口腔の健康づくり対策
 - ・ こころの健康づくり対策
- 生活環境や特性に応じた心身機能の維持
 - ・ 状況別の健康づくり対策
- 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - ・ 市民の取組みを支えるための環境整備



② 地域福祉の視点から

- 地域や世代間の助け合いなど、地域社会の絆、さらに職域での従業員の健康づくりの取組みを進め、時間や精神的にゆとりのある生活を確保できない人、健康づくりに関心のない人なども含めて、市民の健康の保持増進を進めます。その一環として、家族や仲間、グループなどで健康づくりに積極的に取り組み、活動の輪を広げたい市民を「健康こうべ 21 市民推進員」として登録し、登録者の健康づくりを行政が後押しすることで、地域に根ざした市民の主体的な健康づくり活動の実現を目指します。

6. 神戸市住生活基本計画

(1) 概要・基本理念等

住まいは、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、「市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤」です。このような認識のもと、「魅力ある神戸の住まいを創り、次世代へ引き継いでいく」ことを目標に掲げ、将来にわたって選ばれ、愛され続ける住まいと住環境の実現を目指します。

「誰もが安全、安心に住まうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」、「活力のある地域を住まいから創り出す」ことを神戸の住まいのあるべき姿と考え、その実現にむけて総合的に施策を展開します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

安心で豊かな住生活を目指し施策を進めていくにあたり、市民には、住まい手として、「大切に住まう」「近隣に配慮して住まう」役割や、家族や向こう三軒両隣り、マンション管理組合、そして近隣等と「共に住まう」役割があります。地域団体には、住まい手の集まりとして、良好なコミュニティづくりや地域での助け合いの精神による個々の住生活への支援を行う役割や地域の安心で豊かな住環境づくりに取り組む役割があります。

市は、住宅セーフティネットの確保や地域の実情をふまえた施策を展開するとともに、市民や地域団体などの『住まう主体（住まい手）』、住生活関連サービス事業者などの『住まい手を支援する主体』及び民間事業者などの『住まいの供給に関わる主体』といった各主体の活動や機能を適切に調整し、住生活への総合支援を行っていきます。

そして、住生活に関わる多様な主体の協働と参画により、施策を進めていきます。

- 住まいの適法性・耐震性・防犯性の確保、防災・安全に配慮した住環境の形成により、安全な住まい・住環境を実現します。
- 住宅確保要配慮者への居住支援、高齢者・子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援により、居住の安定を確保します。
- 住宅ストックの長寿命化や省エネルギー・省資源などに配慮した住まいづくりの推進や住まい手の意識を高める情報提供などにより、環境にやさしい住まい・住まい方を実現します。

- 住み替えがスムーズにできる環境づくりや空家ストックの有効な活用、ニュータウンの再生、魅力の向上と発信により、ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出します。
- 身近な地域での魅力ある住環境づくりの支援、分譲マンションの管理・運営に関する適切な支援により、人と人とのつながりを育む住まい・住まい方を支援します。
- 相談体制の拡充や住まいに関するプラットフォーム機能の強化、わかりやすい住情報の発信などにより、すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）を核とした住まい手の総合支援を充実させます。

② 地域福祉の視点から

- 地域での居住の安定確保への支援
 - ・ 日常生活圏域での地域密着型サービスや在宅サービスの充実のほか、本人が希望するライフスタイルを維持するためのサポート体制や、住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続けられる仕組みを構築していくために、民生委員やあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等による地域見守り活動の充実を図るとともに、よりきめ細かな支援のため、地域団体やNPO法人等の住生活関連サービス事業者と連携を強化していきます。また、高齢者に安心してすまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）を利用してもらえよう、高齢者を支援するNPO法人等とも連携を図っていきます。
 - ・ 災害復興公営住宅等では、入居者の高齢化率が非常に高いことから、福祉部局との連携により、緊急通報システムや生活援助員による安否確認等のサービスが受けられるシルバーハイツの整備や、全国に先駆けた高齢者の見守り活動拠点（あんしんすこやかルーム）の設置などを行っており、見守り活動など地域と連携した取り組みを行います。市営住宅については、高齢者等の見守りサービスを指定管理者の正式業務に位置付けて、よりいっそうのサービス向上を図っており、今後も福祉や地域と連携を強めながら、きめ細かな対応を行っていきます。
 - ・ 障がい者グループホームの運営法人と活用可能な市営住宅とのマッチングの仕組みを構築・運用しており、今後も市営住宅の空き室を利用したグループホームの設置を進めていきます。
 - ・ 子育て環境という視点では、親世帯との近居・同居も一つの選択肢として考えられることから、引越しにかかる費用を支援する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」を実施しており、女性の就労も進むなか、子世帯の育児支援と親世帯（高齢世帯）の安心確保の両方を実現する住まい方の一つとして、今度も引き続き支援していきます。

7. 神戸市男女共同参画計画（第4次）

(1) 概要・基本理念等

「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づいて男女共同参画社会の実現を目指す計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。

市民の誰もが性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる「夢と活力あふれる神戸」を市、市民、事業者の協働により実現します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

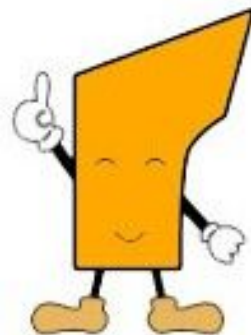
- 男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現
 - ・ 表彰制度等による企業への啓発、仕事と子育てや介護の両立支援の充実や男女双方のワーク・ライフ・バランス推進を実施していきます。
- DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施
 - ・ 「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）」の推進。
 - ・ 「DVの予防・啓発」、「DV被害者の保護と安全の確保」、「DV被害者の自立支援」といった視点から、関係機関とも連携し、着実に施策を実施していきます。

② 地域福祉の視点から

- 地域におけるDV対策の推進
 - ・ 地域において、DV被害者を発見しやすい立場にある民生委員児童委員等福祉関係者と連携し、DVの予防・啓発に努めていきます。



「こうべ男女いきいき事業所」表彰事業のシンボルマーク



神戸市男女共同参画センターイメージキャラクター「あっぷちゃん」

8. 第2期神戸市教育振興基本計画

(1) 概要・基本理念等

「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画です。

「人は人によって人になる」を神戸の教育理念とし、家庭・地域・学校が手を携えながら、新しい時代を切り開くことのできる「心豊かで たくましく 生きる人間」の育成を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 一人一人の自立に向けた力を伸ばす

・ 確かな学力の育成

子供たち一人一人に応じたききめ細やかな指導をより充実させることで、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を育成します。

・ 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやりの気持ちなどをはぐくみ、良き「社会の形成者」としての資質を育成するため、道徳教育、人権教育、児童生徒による自主的活動の推進を図ります。

・ 健やかな体の育成

子供たちが健康で充実した生活を過ごせるよう、保健体育、食育、生活習慣の向上などに、家庭・地域・学校などが連携して取り組みます。

・ 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供してともに学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用することにより、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

・ 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育の重要性を踏まえ「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児教育の提供とともに、規範意識の醸成、幼保小の連携、家庭教育への支援等を推進します。

・ 特色ある高校教育・工業高等専門学校教育の推進

市立高校においては、各校の特色に応じた魅力づくりを進めるとともに、生徒一人一人の希望する進路を実現することができるよう確かな学力・技能を育成します。工業高専においては、専門性の高い時代に適合する技術者の育成と地域社

会への貢献を推進します。

○ 教職員・学校の魅力と実力を磨き高める

- ・ 教員を支え伸ばす学校の組織力の充実

校園長のリーダーシップの下、学校園の裁量拡大と併せて組織体制を強化するとともに、教職員の事務の改善を図ることにより、教員の子供に向き合う時間を確保し、子供の力を伸ばします。

- ・ 子供の力をひき出す教職員の力の向上

教員の大幅な世代交代が続く中で、これまでに培われた神戸の教育理念・指導技術等を若い世代へ継承するため、研修内容の充実を図ります。

- ・ 子供たちが生き生きと過ごせる学校生活の実現

「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」を推進するとともに、不登校対策については、相談及び支援体制の充実を図り、学校復帰を推進します。併せて「体罰を許さない学校づくり」を進めます。

- ・ 安全・安心な学校づくりに向けた環境整備

学校園施設の老朽改修による長寿命化や、災害や犯罪から子供たちを守るための防災・防犯教育などを実施し、ハードとソフトの両面で教育環境の改善を図り、安全・安心で快適な学校づくりを推進します。

- ・ 学校園適正規模化の推進

将来に向けて急激な少子化の進行が見込まれ、子供たちに対する教育面に及ぼす影響等を考慮し、一層の学校園の適正規模化を推進します。

- ・ 教育活動の評価・改善と情報発信の充実

子供や地域の状況に応じた学校運営という観点から、教育活動の評価・改善を適切に行い、それらの結果等を発信するなど、市民への説明責任を果たすとともに教育行政の充実を図ります。

○ 特色ある神戸の教育を更に発展させる

- ・ 生きる力の基礎となる「言葉の力」の充実

思考力や感受性を支え、知的活動、感性・情緒、コミュニケーション能力の基盤となる「言葉の力」を教育課程全般を通じて育成します。

- ・ グローバル社会に対応した英語教育、国際理解・多文化共生教育、国際交流の充実

地球規模で人や情報が行き交うグローバル社会の進展を踏まえ、国際都市神戸にふさわしい特色ある英語教育をさらに推進し、国際理解教育・多文化共生教育を進めるとともに、世界各国との交流を行います。

- ・ 神戸らしい教育（防災、キャリア・体験、環境・福祉、人権、伝統文化、芸術

に関する教育)の充実

防災教育、キャリア教育、体験学習、環境教育、福祉教育等神戸ならではの特色ある実践を踏まえ、教育内容の一層の充実と教育成果の積極的な発信を行います。

○ 市民が自ら学び子供の育ちをともに支える

- 教育を支える主体(家庭、地域、PTA、学校園等、大学、企業、NPO、区役所を含む行政)間の連携と協働

家庭、地域、PTA、学校園等、大学、企業、NPO、区役所を含む行政などが連携し、健全育成をはじめ地域社会の中で子供たちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。

- 家庭教育支援の充実

家庭が全ての教育の原点であることを踏まえ、地域や学校園などの豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、PTA等とも連携し、支援の充実を図ります。

- 生涯を通じて市民が自ら「学ぶ」「活かす」「つながる」学習環境づくり

市民・事業者・行政の連携を進め、多様な学習機会や場を提供することにより、市民の生涯学習を総合的に支援する機能を高めます。また、多様な人々がともに考え、活動し、つながっていくことで、新しい社会の力が生み出されることを目指します。

- スポーツの振興

「する」、「みる」、「ささえる」というスポーツの3要素を一体的・総合的に推進することにより、全ての市民が日常的にスポーツ・健康づくりに取り組めるような環境づくりを目指します。

② 地域福祉の視点から

○ 生きがいや活躍の場づくり

- 学校施設開放(運動場・教室等)の実施

地域主体の生涯学習の拠点として学校施設を利用し、地域の子供から高齢者までが昔遊びや体験学習などを行うなど、世代間交流とともに生きがいづくりにも寄与しています。

- 神戸総合型地域スポーツクラブの充実

生涯スポーツ社会の実現のため、誰もが身近で気軽に、それぞれの目的や体力に応じてスポーツに親しむことができるように、各クラブの運営支援やクラブ間の交流・連携の促進などに取り組みます。

9. “こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2020

(1) 概要・基本理念等

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」（神戸市地域福祉計画）と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画及び各区社会福祉協議会の活動指針です。

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」の基本理念を共有し、市民、団体、関係機関等と協力しながら、神戸市の地域福祉を推進する中核機関としての役割を明確にし、“こうべ”のまちでだれもが安心して暮らしていくため、ともに支え合うための多様な仕組みづくりや福祉課題・生活課題を解決するための地域におけるセーフティネット（安全網）を再構築することを目指して事業活動を推進します。

(2) 重点施策等（地域福祉の視点を含む）

- 地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成
 - ・ 複合化する課題へ対応するため、市・区社協は、平成 23 年度から地域福祉ネットワーク事業を実施しています。地域福祉ネットワーク事業では、制度のはざまや枠外にある市民の福祉課題を受け止め、住民・ボランティア・支援者・関係機関によるネットワークをつくり、地域で支え合う取り組みを進めてきました。今後は、これまでに培ってきたネットワークを基礎にしながら、住民が主体となって継続的に支え合うことができる地域づくりをめざします。また、地域における新たな福祉課題の把握の仕組みをつくり、困りごとの早期発見と予防に結び付けるとともに、掘り起こした福祉課題をネットワークで共有し、協議・協働していく場づくりを進めていきます。

- 福祉活動参加の意識づくり・人づくり
 - ・ 地域福祉の担い手を育成するためには、各個人（市民）の福祉についての理解促進が必要です。思いやり・譲り合い・助け合いのこころを育むことを目的とした「ふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動」の一環として中高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）を行うとともに、障がい者支援の啓発などをはじめとする新たな福祉啓発活動を、地域、学校、社会福祉施設や企業などとともに重層的に行うことで地域福祉の担い手を育成し、地域の実践活動につなげることにより、地域福祉基盤の醸成に取り組みます。

- 専門性を活かした福祉サービス事業の展開
 - ・ 専門的知識、技術、経験などを活かし、市民ニーズをもとに、より高度な専門性

が必要とされるサービスに取り組みます。また、効率的に事業を推進していくことを目的に、福祉制度や地域支援を行うための目的意識と専門的知識を有し、効果的に業務を遂行できる能力の高い人材を育成し、神戸市の地域福祉推進に貢献します。

- 先進的な事業の実践・政策提案・人材育成・効率的な組織運営
 - ・ 地域福祉ネットワーク事業などを通して把握した支援ニーズや新たな福祉課題に対応し、先進的な事業に取り組みます。雇用など福祉以外の分野とも連携を図り、必要に応じて区社会福祉協議会や社会福祉法人等と連携・協働してプロジェクトチームを立ち上げ、効果的な事業の展開を図ります。また、実態が十分に把握されていないニーズや深刻化が予想される課題について、大学等と連携した調査事業やモデル事業等を通して、包括的な支援体制づくりを目指します。
 - ・ 成果の数値化だけでなく、過程や課題の組織的な共有や検討を行い、今後の事業展開に活かします。また、区社会福祉協議会と連携し、各地域の多様な事業・活動の分析・検証などを行い、政策提案に結びつける取組みをします。
 - ・ 地域福祉を推進する社会福祉協議会職員としての専門的知識を有し、効果的に業務を遂行できる能力の高い人材を育成するとともに、職員が高いモチベーションを持ち、いきいきと働ける組織づくりを目指します。また、市社協・区社協が、効果的・効率的に地域福祉を推進できる連携の体制（役割分担）や区社協の組織体制の構築について、行政及び区社協と協議しながらすすめていきます。



神戸市社協キャラクター いわぼん



「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」

(1) 概要・基本理念等

「人口減少社会を見据えた総合的・自律的な地域コミュニティの環境づくり」に向けて、従来施策の縦割りによる弊害を解消し、協働と参画の理念のもと多様な地域特性に応じた施策へ転換を図るため、当面 2020 年までに何をするのかを明確にした行政施策の基本指針です。

住民に身近な地縁団体を核として「顔の見える地域社会」づくりに取り組むとともに、おおむね小学校区においては、地域コミュニティが人材や財源を有効活用し、さまざまな地域の課題を自ら優先順位をつけて解決できる、総合性・自律性を持った運営を行う姿に移行・発展できる環境づくりを行い、住民と行政とが共有できる地域コミュニティの将来像の検討を進めていきます。

(2) 重点施策

○ 【指針 1】 地域特性尊重の原則

多様な地域特性を尊重し、全市一律ではなく、地域の成り立ちや実情、活動の地域差などを踏まえて地域コミュニティ施策を展開します。

○ 【指針 2】 縦割り行政の弊害解消と総合化

地域コミュニティの総合力を高めるため、縦割り行政の弊害を解消し、協働と参画の理念に基づく全庁的な協力体制のもと各部局の施策・事業を横断的に再構築します。

○ 【指針 3】 区役所の体制充実、支援者間やNPO等との連携強化

人口減少社会を見据えて、地域コミュニティの自律的な運営を支えるため、地域コミュニティの支援にあたる区役所の体制やサポートを充実・強化し、支援者間やNPO等との連携を強化します。

○ 【指針 4】 地域課題の共有と合意形成への支援

地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供するとともに、地域内の合意形成に対する支援を行い、多くの知恵を集めた各地域コミュニティの将来像づくりを進めます。

○ 【指針 5】 地域活動の担い手育成への支援

地域コミュニティにおける活動の新たな担い手の発掘及び育成につなげるため、様々な機関や部局における地域人材育成に関する施策・事業を体系化します。

第5章

計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理と評価

「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」の実施期間である平成28年度から32年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取組みを行う重要な期間です。

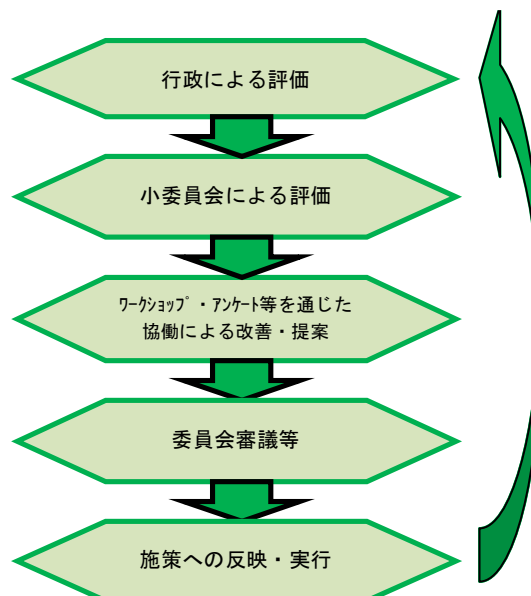
期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直していくこととします。

計画の進行及び成果の検証・評価、さらには、情勢の変化を踏まえた新たな協働の取組み方策の企画・立案にあたっては、市民福祉調査委員会に小委員会を設けるなどして、市民・事業者・行政がともに、検証・評価～企画・立案に参加することにより、過程の「見える化」を図っていきます。

また、地域福祉ネットワーク、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、NPO等が、地域の課題の変化をとらえ、変化に対応するような施策の改善・変更を提案できる機会を設けるなど、協働による地域福祉の推進を図っていきます。

制度を横断する仕組みについては、行政内部で局間、局と区との議論を進めるとともに、国・県・他の地方公共団体と意見交換することにより、市民福祉の向上を図っていきます。

“こうべ”の市民福祉総合計画の進行管理イメージ



2. 計画の目指すべき姿

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌

～フォーマルサービスの安定的供給～

2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給 ○ 福祉サービスの充実 ○ 包括的な相談支援体制の整備 ○ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化 ○ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止 (2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保 ○ 権利擁護／虐待防止の取組み ○ ユニバーサルデザインのまちづくり ○ 地域での居住の安定確保への支援 ○ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開				

<目指すべき姿>

- ・福祉サービスが様々な取組みにより充実し、また複合的な課題にも包括的に対応できる相談支援体制の整備が進んでいる。
- ・権利擁護の取組みや人々の多様性への理解が進み、その人らしい生き方が尊重される地域生活が確保されつつある。

2. 市民が地域福祉の主役になるために

～市民の能動的参画の促進～

2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
(1) 市民が参画できる仕組みづくり ○ 市民が参画しやすい環境整備 (2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策 ○ 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり ○ 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり ○ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 ○ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開 ○ 学校を拠点とした地域交流 (3) 市民の活動が定着するための方策 ○ ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 ○ 地域ボランティア活動の促進				

<目指すべき姿>

- ・地域福祉活動に関心をもつ多様な主体の参加が広がる中、地域の課題が地域で共有され住民が主体となって課題への対応に意思決定していくことの大切さへの理解が広まっている。

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
<p>(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 (区単位のネットワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 ○ 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり <p>(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 (身近な地域におけるネットワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における多様な主体による協議の場づくり ○ ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携 ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ○ 医療・福祉の幅広い連携 <p>(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域支え合い活動」の充実 ○ 災害時における要援護者への支援体制の整備 				

<目指すべき姿>

- ・地域において様々な主体によるネットワークが構築され、支援が必要な人に早期にフォーマル又はインフォーマルな支援を届ける仕組みができています。
- ・地域では課題の解決を目指す協議の場が開かれ、地域の課題を地域で解決できつつあり、必要に応じて区レベルの施策に反映される仕組みも機能し始めている。

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
<p>(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開 ○ 多様な働き方の確保 				

<目指すべき姿>

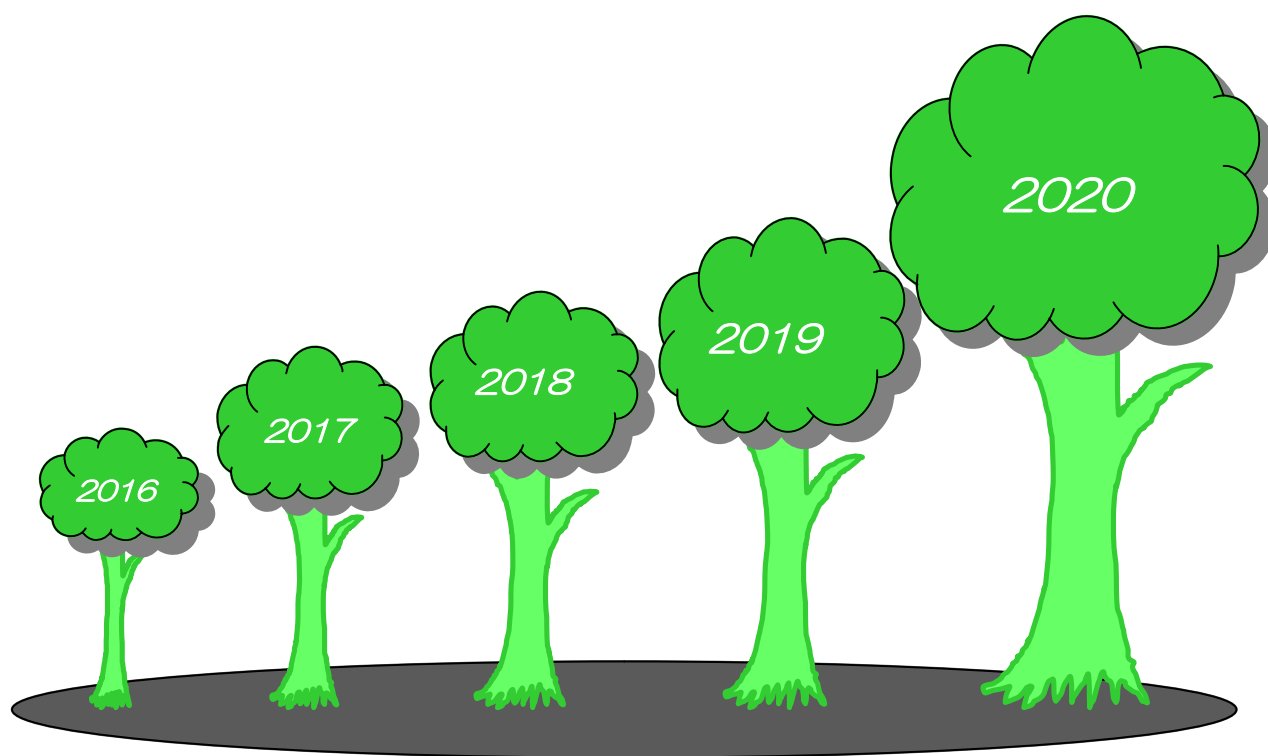
- ・地域の課題を、有償の仕組みを取り入れた地域住民の支え合いで解決する取組みが進み、ボランティアと一般的な雇用の間に位置づけられる多様な「しごと」の創出が増えてきている。
- ・一般的な就労だけでなく、中間的就労など多様な働き方を確保する取組みが進み、誰もが「しごと」を確保できる環境が整いつつある。

さらに10年・15年先の神戸においても、市民一人ひとりが自らと家族の生活自立・維持向上に努めるとともに、より多くの市民が、自らの知識・知恵・技術を生かし率先して市民福祉の向上に取り組んでいる姿を目指します。

また、事業者及び行政が有している知識・技術や建物・設備等が、より普遍的に市民福祉の向上のために生かされるよう取り組んでいきます。

これからも、少子・高齢化、支え手となる世代の減少などが続き、市民福祉の課題も増加すると考えられますが、市民・事業者・行政が協働して、日頃からの地域での活発な話し合いにより、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな福祉を推進することができるあり方（ローカルガバナンス）を実現していきます。

その結果、市民の生活の安心につながり、誰もが役割をもち、市民が将来に明るい期待をもてる地域社会が構築されて、市民・事業者・行政の相互の福祉力、課題に寄り添い解決する力がさらに高まっていくことを目指します。



3. 「市民福祉に関する行動・意識調査」から見る評価

～計画の実効性の検証～

本計画は「市民福祉条例」の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するための実行計画です。具体的方策に取り組むことは大事ですが、それ自体を目的化するのではなく、方策の実効性を把握することも必要であると考えます。

「市民福祉」に関する基本的な市民の行動や意識を把握することを目的として行われる「市民福祉に関する行動・意識調査」は、計画の実効性を把握し、さらなる方策の必要性を検討するうえで重要な指標です。そのため、調査項目における今後の結果を、市民の視点から見た地域福祉政策に対するひとつの評価指標とし、向上を目指します。

(特に着目すべき調査項目例)

調査項目	現在	関連する方策
●日常生活の不安について ・気軽に相談できる知人がいないこと ・孤独であると感じること ・買い物やゴミ出し、電球の交換など、普段の生活におけるちょっとした用事や困り事	「不安なし」と回答する割合の増加 (35.8%) (44.9%) (49.4%)	○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットフォームの構築
●地域における福祉の問題 ・配慮を必要とする方への見守りや手助けなど援助が減っている ・地域活動の担い手が不足している	「そう思わない」と回答する割合の増加 (12.0%) (11.5%)	○フォーマルサービスの安定的供給 ○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットフォームの構築
●地域活動への参加状況 ・定期的に地域活動に参加している	「参加している」と回答する割合の増加 (15.3%)	○市民の能動的参画の促進
●市民と行政との関係についての考え方 ・できるだけ地域住民や近くの事業所、NPOなどで解決するべきだ ・地域が主体であり、行政はパートナーとして関与してもらいたい	「そう思う」と回答する割合の増加 (14.6%) (20.1%)	○市民の能動的参画の促進
* ●事業者への満足度（新規） ・質の高いサービス提供 ・施設や設備の地域開放など地域との交流や貢献	「出来ている」と回答する割合 (—)	○フォーマルサービスの安定的供給 ○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットフォームの構築
●市の相談窓口に対する考え方 ・気軽に身近な場所に相談できる窓口がある ・総合的な相談ができる窓口がある ・おおむね満足している	「そう思う」と回答する割合の増加 (7.2%) (6.4%) (16.8%)	○フォーマルサービスの安定的供給 ○地域福祉のプラットフォームの構築
●災害時の要援護者支援の手続きに関する周知度 ・条例で要援護者の情報収集等に関する手続きが定められていることを知っているか	「知っている」と回答する割合の増加 (2.9%)	○フォーマルサービスの安定的供給 ○市民の能動的参画の促進 ○地域福祉のプラットフォームの構築

* 「事業者への満足度」の調査項目について新たに設定



《 資 料 編 》

資料 1	神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ 報告書（平成 27 年 7 月）	P. 1
資料 2	市民福祉に関する行動・意識調査の結果	P. 15
資料 3	市民意見募集の結果	P. 27
資料 4	策定までの審議・取組み経過	P. 28
資料 5	神戸市市民福祉調査委員会委員名簿	P. 31
資料 6	用語解説	P. 34

1. はじめに

神戸市では、昭和 52 年に「神戸市民の福祉をまもる条例」(以下「市民福祉条例」という。)を制定し、以降 10 次にわたり市民福祉総合計画を策定し、時代にあった市民福祉施策を総合的・体系的に推進することによって、市民の多様化する福祉ニーズに応えてきた。

この間、人口減少や少子超高齢化社会の進行、ライフスタイルや経済情勢の変化など、新たな社会への転換期に入っており、介護保険制度や、障がい者、生活困窮者、子ども子育てなど、分野ごとの制度の改正や新たな仕組みの創設も行われてきた。そうした中で、地域の住民が抱える課題は、複合化・多様化しており、制度の狭間で不安を抱える市民のニーズが高まっていることも事実である。

神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)は、このような社会の仕組みが変革する中で策定を予定している、次期市民福祉総合計画(平成 28 年度～平成 32 年度)において、市民福祉条例が定める市民福祉の理念を改めて振り返り、新たな仕組みを確立するため、現在の市民福祉をめぐる課題を点検及び検証することを目的として、平成 27 年 3 月設置された。

ワーキンググループでは、平成 27 年 3 月～7 月までの間に、計 7 回にわたり議論を行った。そこで出された課題やその要因並びに解決の方向性について、報告を行うものである。

2. ワーキンググループの取組み方針及び次期計画の検討のプロセス

(1) 神戸市では、人間の尊厳を守り、個性を大切に、互いに助け合い、いきいきとすこやかな暮らしが実感できるまちづくりが官民一体となって進められてきた。

本ワーキンググループでは、次期市民福祉総合計画の検討にあたり、現行の計画を検証する一方、複合化・多様化する今日的な課題を克服し、市民が真に幸せになるための計画づくりを志向し、市民福祉条例の原点や今日的意義を再認識することから議論を始めた。

(2) そして、介護保険、障がい者、生活困窮者、子育てなど分野ごとの新制度などの動きが激しい中、総合的なデッサンが見えにくいため、まずは各委員に制度の共通理解を持ってもらうことを趣旨とし、当局側の関係各課から各制度の説明を行った。その中で、現在の市民福祉を取り巻く主な潮流の変化などを確認した。

(関係各課の説明)

- ・子ども子育て支援事業計画
- ・ふれあいのまちづくり事業
- ・介護保険事業計画
- ・生活困窮者自立支援法
- ・コミュニティ施策の方向性に関する提言
- ・障害福祉施策
- ・社会福祉法人制度の見直し

(3) 並行して、各委員より地域福祉活動や福祉学術活動を踏まえた専門的見地から、市民福祉に対する課題や提案のプレゼンテーションを行った。

(委員からの提案例)

- ・地域で支えるセーフティネットのまちづくり
- ・セーフティネットを支える市民意識の醸成
- ・市民福祉の担い手としての育成策
- ・子育て世代など様々な世代の地域との関わり方
- ・持続可能な仕事づくり
- ・リスクの未然防止策

(4) 各委員からの計画の意義・考え方についての意見を集約し、次期計画の策定にあたっては「市民福祉を取り巻く潮流の変化」と前述の市民福祉条例を始めとした「神戸の強み」を踏まえることとし、それを推進するための市民・事業者・行政等の役割も再確認することとした。

(5) 今回のワーキンググループ及び平成 26 年度市民福祉調査委員会小委員会の各委員の意見を課題・提案を整理表としてまとめ（P.10～12 参照）、今回のワーキングにおいては次期計画の方向性までを提示することとした。

■ 市民福祉を取巻く潮流の主な変化

（制度改正等による変化）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○新しい生活困窮者支援制度の創設 | ○子ども子育て支援新制度 |
| ・生活困窮者の自立と尊厳の確保 | ・仕事と子育ての両立支援 |
| ・地域における共助の基盤づくり | ・地域の子育て支援の充実 |
| ・貧困の連鎖（子どもの貧困）解消 | ○障害福祉関連の制度改正 |
| ○介護保険の制度改正 | ・権利擁護 |
| ・地域包括ケアシステムの構築 | ・地域移行に関する支援 |
| ・介護予防・生活支援を推進する地域づくり | ○社会福祉法人制度の改革 |
| | ・社会福祉法人の地域貢献の責務 |

■ 神戸市の抱える課題と施策の方向性

（人口問題等の課題）

- | | |
|----------------------------------------------------|-------------------------|
| ○予想される人口減少による都市としての持続可能性や活力の低下 | ○世帯収入が低い |
| ・総人口は 2010 年を 100 とすると 2060 年で 71.39 生産年齢人口は 55.43 | ・勤労者世帯の実収入（政令市最下位） |
| ○人口減少をもたらす複数の要因が存在 | ○女性の労働力率が低い |
| ・女性の生涯未婚率が高い（12.8%） | ○25～29 歳（就職世代）の転出超過が大きい |
| ・合計特殊出生率が低い（1.29） | ・近隣自治体に対して転出超過 |
| ・高齢化率が高い（23.1%） | ○市の投資余力の低下 |
| ・死亡率が高い（0.98%） | ・税収は横ばいながら、扶助費が増加傾向 |

（施策の方向性）

- | | |
|----------------------------------------------------------|---------------------|
| ○神戸 2020 ビジョン（試案） | ○コミュニティ施策の方向性に関する提言 |
| ・テーマ設定の視点：「若者に選ばれるまち」 | ・コミュニティ行政の縦割りの弊害の解消 |
| ・具体的方策：「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望が実現できる環境づくり」、「安心な暮らしを守る」etc. | ・施策の体系化と再構築 |

3. 次期市民福祉総合計画の方向性

地域福祉政策の確立 ～ローカルガバナンスを目指して～

終身雇用制に代表される企業福祉の衰退と不安定就労からなる社会的格差の拡大、そして家族の縮小化・単身化、それらと少子高齢化、人口減少による社会構造の急激な変化により、これまで家族、地域、会社が担ってきた制度の狭間の受け皿としての機能が弱まり、さまざまな福祉課題・生活課題が拡大してきている。

そのような中、いわゆる児童、高齢、障害などの分野ごとの福祉政策は、その問題解決の取り組みをより一層地域に委ねる動きが加速している。とりわけ、この度の介護保険制度の改正に代表されるように、より身近な福祉課題・生活課題をインフォーマルな住民の支え合いで解決する仕組みが制度化されるなど、地域福祉の制度化が進んでいる。安定的、継続的な仕組みを目指すうえで、制度化を図ることは一定評価できるものである。しかし、そもそも“地域福祉”の考えに立ち戻るのであれば、その制度の運用のみならず、自主・自発的意思を持った市民が制度の意思決定にいかに関与し、行動していけるかというローカルガバナンスの具体化が問われる。

これまで、市民福祉総合計画の理念としてきた市民福祉条例では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念として定めている。市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に関与・活動し、また、あたりまえの権利が当然に守られることで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われるという趣旨である。より神戸市の実情に即して考えるのであれば、市民・事業者・行政の三者に加え、仕事や学業等で深く神戸市にかかわるいわゆる昼間人口といわれる人たちが、この市民福祉条例の理念に即して、主体として関与するかどうかという視点も必要であろう。同時に、これまでのインフォーマルな地域福祉の実践に限らず、地域福祉の制度化が進む流れの中では市場部門の中心である事業者の役割への期待も大きいといえるだろう。

次期市民福祉総合計画（地域福祉計画を兼ねる）では、各種福祉政策を横断し、かつ狭間に生じる問題にも対応していくために、改めて条例の本旨を踏まえつつ、誰もが社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域福祉政策の確立と充実を目指す。そのためには、市民・事業者・行政の三者に加え、昼間人口も含めたローカルガバナンスを具現化していくことが必要である。

以下では、ローカルガバナンスを目指す地域福祉政策の実現に向けての具体的な方策を示す。

〈地域福祉基盤の醸成〉

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度・枠組みを超えた支援の必要性が高まっている。社会福祉の各制度において地域志向の流れがある中、地域の課題に地域全体で取り組むことが求められつつある。全ての市民が、住み慣れた地域の中で、安心して安全な生活を送り続けるため、地域福祉基盤の醸成が求められている。

地域福祉は、制度による安定的な福祉サービスの供給と、市民の能動的な参画の両方が伴って初めて充実するが、これらが効果的に結びつくために必要となるものが地域福祉のプラットフォームである。また、今日的な地域福祉を考える上で、「しごと」は市民が安定した生活を送るための最も重要な要素のひとつであると考えられる。

これらのことから、本ワーキンググループでは以下の4つの方策を提言したい。

①フォーマルサービスの安定的供給

市民が安心して暮らせるためには、フォーマルサービス（公的福祉サービス）が安定的に確保される必要がある。制度的に位置づけられたこれらのサービスが適切に提供されるよう、サービスの量と質の確保、サービス供給体制の拡充、市民へのサービス情報提供の多元化などが求められる。

まずは市民の諸権利の保障を自治体が担うことから、市民の参画や官民協働のガバナンスなどの次のステップにつながることであろう。次のような機能を果たす中核にフォーマルサービスがある。

- 課題（困りごと）をできるだけ早く見つける、または予防する
- 適切な支援につなぎ、解決に結びつける
- 新たな課題の解決策をつくる

これらの機能遂行のためには、人材や財源なども含めた安定的な供給体制づくりに努めなければならない。

②市民の能動的参画の促進

様々な市民が、フォーマル・インフォーマルを問わず能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、身近なイノベーションが生まれ、地域の課題解決につながることであろう。

地域住民組織で活動する人、ボランティアや草の根的な活動を行う市民、NPOや社会福祉事業者及び一般事業者、さらには市内で仕事や学業に関わる人など、多くの主体の参画を促進することで誰をも排除しない地域づくりが望まれる。

そして、複合化・多様化した地域課題に対しては、この幅広い市民の民主的な参画と行動のもと、多様な取組みの展開が期待される。

③プラットフォームの必要性

現在、福祉制度上設置が求められつつある協議の場として、介護保険や社会福祉法の改正に伴って要請される「協議体」や「地域協議会」がある。これらは、住民、専門機関・団体、社会福祉法人や事業者などが参画し、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくことを目的に制度化されたものである。このように、既存の制度・枠組みでは対応できない人々のニーズに responding していくためには、制度横断的に地域における福祉ニーズを把握し、フォーマル・インフォーマルの両サービスの有機的な連携によって解決策を探る「地域福祉のプラットフォーム」が不可欠になってくる。

福祉ニーズの把握にとどまらず、話し合いを通してその解決までを図る仕組みを検討するためには、まずは区域で行政・事業者・市民がプラットフォームを構築することが目指される。

ここで期待を寄せるのは、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）である。区社協は社会福祉法人格を有し、区内の福祉事業者、活動者等が集まって構成される協議体組織であり、とりわけ福祉ニーズの把握、解決という点ではこれまで以上に区社協に期待したい。そのためには、区社会福祉協議会のガバナンスの充実に加え、市社会福祉協議会の調整力の発揮も求められるであろう。

さらに、「地域福祉のプラットフォーム」が地域福祉力向上の源泉となるよう、市及び区行政においても、実情に応じた支援策を不断に考えていかなければならない。

小学校区をはじめとして、より身近な地域においても、ニーズの把握とその解決を図る仕組みが同様に構築されることで、市民参画とガバナンスの実現がより身近かなものとなるろう。

④「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも重要である。

就労に際して一定の配慮が必要な人や、直ちに就労を目指すことが困難な人、子育てによって就労に制約がある人等も含めて、地域で生きがいをもって活躍するためには、地元企業や社会福祉法人、NPO等が、連携して地域と向き合い「しごと」を創生（仕事の「地産地消」）することが望まれる。

行政は、そのような人々が、地域の中で開かれた拠点としての役割がより一層求められる社会福祉施設や、暮らしに密接な関わりのある商店街や近隣センターなどの身近な場所に「しごと」を確保できるよう、総合性・補完性の観点から部局を越えた支援策を講じていかなければならない。

「しごと」の創生によって、資源と人とお金がコミュニティの中で循環し、その地域社会の持続性が生まれ、活性化していく。また、制度の狭間への対応となるような福祉サービスを地域で創生することは、地域福祉基盤の醸成により寄与することであろう。

4. 終わりに

今後は、ここで述べてきた方向性の具体化も含め、教育・住まい・医療・情報といった視点からも市民福祉に必要な施策について検討を加え、次期市民福祉総合計画を策定していくことを望むものである。

(参考) ワーキンググループにおける主な論点

ワーキングの審議の中では、神戸市の関係各課による制度の説明や各委員のプレゼンテーションに対して様々な意見が交わされたが、ワーキングの終盤に至って、①市民福祉条例の趣旨である市民や行政の役割の確認や権利擁護の重要性、②制度変更等の流れを踏まえた地域福祉基盤の醸成、の2点に絞って結論を出した。

①市民福祉の基本理念と今日的意義

委員の主な意見
<ul style="list-style-type: none">○市民は、サービスを受ける受益者の役割にととまらず、市民福祉を実現する一つの主体である。○市民福祉条例の理念として、市民、事業者、行政のそれぞれが主体であり、市民自治の上に地域福祉を築く必要がある。○ソーシャルワークの国際定義などでは、人権擁護など大切にすべきところや、社会開発の視点が重要視されている。その人権をどのように守っていくかで、市民福祉の理念の実効性が見えてくる。○人権や自己実現をベースに考えると雇用機会の保障が大前提となる。どんな状況にあっても最後まで自己実現できるような多様な受け皿を地域で持つことが地域福祉ではなかろうか。

②地域福祉基盤の醸成

委員の主な意見
<p><u>地域福祉基盤の醸成</u></p> <ul style="list-style-type: none">○地域が力をつけていくことで初めて市民福祉も進められることになるため、地域福祉の基盤となるべきものを底上げしていくことが必要である。○新しい時代、潮流の中での体制、設計をどのように整備するのか、押さえる必要がある。○市民福祉条例の本旨を実現する各主体がどのように地域福祉の基盤を築いていけるのかを全面に出す必要がある。 <p>①フォーマルサービスの安定的供給</p> <ul style="list-style-type: none">○地域の福祉力は、発見・相談機能が充実し、課題が関係機関のネットワークで共有され、新しい支え合いの仕組みづくりが展開されていくことで向上していく。○サービス供給の議論だけになってはいけないが、行政の責任として、圏域ごとの仕組みがあり、それをどう改善していくかという視点は必要である。 <p>②市民の能動的参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○市・事業者・市民が、もっと互いに参画し、協働していくことをどう促進していくかが大事である。○市民活動は非常に多様化しており、地域の中での取組みが成功しているケースも非常に増えている。○幅広い主体の参画を進めながら、誰をも排除しない地域を目指す。 <p>③プラットフォームの必要性</p> <ul style="list-style-type: none">○行政や事業所、NPO、地縁組織などがお互いにつながるような場が必要であり、区社協がプラットフォーム的なつなぎ役にならなければならない。○行政が地域福祉基盤を支えていく際に、役所の組織の再編は不可欠である。新しい潮流の中での齟齬、縦割りの克服ができないという状況下でも協働しうる関係づくりが区役所からも必要になってくる。本庁と区役所と区社協の関係性や、協働の在り方について議論が必要である。○社協は社会福祉法人の協議会、介護保険の協議体など、協議をする場であり、住民が参画したネットワークづくりをしていく。既存のものをうまく形を変えて仕組みを作っていく

必要がある。

④「しごと」と生活の安定

- 市民福祉条例の中でも労働という項目があがっているが、雇用が不安定になっていることが、子どもの教育や生活環境の格差につながっている。雇用環境の安定なしに基盤整備はありえない。
- 社会福祉法人の役割として、障がい者の雇用をしようという事業者も増えており、労働や雇用、教育も基盤の構成要素の一つととらえるべき。
- 福祉を考えるとときに、この 50 年間の産業構造の変化に伴う雇用のあり方も注視する必要がある。
- 地域生活と仕事が分離してしまった今日だが、今一度両者が生活圏域に共存するという事態をも想定してみてもどうか。
- コミュニティビジネスなどにより、仕事自体も地域の中でかかわりを持てるような仕事の地産地消といった仕組みをつくるべきではないか。
- 地元の資源を活用して担い手でなかった人が地域の課題の担い手になる循環の仕組みを作れないか。

審議における市民福祉に関する課題と提案の整理

	課 題	提 案
活動圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての問題について、小学校区を単位にすることには問題がある。 ・小学校区よりも小さな範囲で対応するのが適当なケースもある。 ・反対に中学校区以上でなければ対応できない専門性の高い問題もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校区以下のエリア設定をするならば、空き店舗等を活用し、もう少し市民に近いところに窓口をつくってはどうか。 ○中学校区以上ならば、意思決定の仕組みや政策反映のスキームの整理が必要。
ふれまち協	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれまち協が制度疲労している。 ・ふれまち協の位置付けやガバナンスがどのようにされているのか仕組みの見える化が必要。 ・ふれまち協の情報が少ない。ホームページのないふれまち協も多く、インターネットで検索しても出てこない。 ・ふれまち協ですべての福祉ニーズを把握するのは難しい。 ・区の行政、区社協とふれまちはどんな関係性にあるのかの位置づける必要がある。 ・ふれまち協は当事者としてのやりがいも高く大事にしなくてはいけないが、地域の問題・高齢化の問題が有りこのままではだめ。 ・他地域とのふれまち協同士が交流する、ふれまち協とNPO・ボランティア団体が交流するなど大きな交流の中で地域課題を見ていかないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれまち協が、最低限これをする、あるいはできるといった、位置づけ的なものが必要である。 ○既存の地域活動をインターネットも積極的に活用し見える化（活動、運営、収支）する必要がある。 ○課題解決をふれまち協だけに任せるのは、機能の問題、地域の問題、男性参加の問題を鑑みても無理があり、機能や役割を限定する必要がある。 ○ふれまち協は、次の世代に引き継いでいくために、NPO などいろいろな団体や個人など新しい人材を入れる仕組みが必要。 ○ふれまち協が属する地域の状況に合わせたサポートが必要である。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への人材の供給や地域活動の充実化には、中間支援の機能によるコーディネートが必要。 ・地域が課題に対応していくためには、専門機関・専門職、団体の役割分担・連携による地域への支援が必要。 ・地域福祉ネットワーク（CSW）への期待は大きいですが、各区1人では限界があり、この配置でよいのかどうか考える必要がある。 ・社協職員はネットワーク的な役割を全員が担うことが必要。財源的な保証と、スキルをどう担保するか、また権限についても議論していかないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティワークにより地域と長年つながりを持ち、中間支援を行っている社協が、コーディネート機能を果たすことができる。 ○地域を支援する専門機関・専門職、団体をつないでいく機能や、自立した地域をつくっていくためのコミュニティコンサルタント機能を社協が果たしていく必要がある。 ○社会福祉法人の地域貢献や、介護保険の新たな総合事業においても、社協が基盤になる住民同士の支え合いを進め、支えられないところは、専門的な視点でNPOなどの活動をつないでいく役割を果たしていく必要がある。 ○地域の中にわずかながらネットワーク的な存在の人がおり、そのような協力者をどんどん広げていく必要がある。 ○区社協のネットワークに情報が集まる仕組みとして、地域だけでなく、協同組合、企業などからも集まる仕組みを広げていくことも必要。 ○市民レベルの「ネットワーク」育成も必要。

	課 題	提 案
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対してスキームの提案を行うとともに、立ち上げ支援だけでなく継続していくための財源的な支援等を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人の社会貢献をうまくつなぎ合わせられることができれば基盤づくりになる。 ○介護保険制度の改定において協議体が注目されていて、うまくリンクできれば、介護保険制度の地域支援事業の担い手づくりということだけではなくて、地域住民の力を引き出す一つの核になる。
市民(子育て世代)	<ul style="list-style-type: none"> ・親が地域住民と一緒に学校への関わりをするのは小学校ぐらいまでで、中学、高校ぐらいになると地域から離れてしまう。 ・子育て世代がやっている地域のサッカークラブのコーチや、保護者会活動などにプラスして、福祉活動もやれと、子育ても介護もと、要求していくというのは厳しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てを始めた時に、多くの人が地域デビューをするので、そこを逃さずに、地域センターに行くような機会をつくれれば良い。 ○地域福祉センターがオープンになって、子育ての世代が自分たちの活動を通じてちょっとずつ地域に入り、余裕が出たら将来的には何か福祉的なこともできたらいい。
市民(若者)	<ul style="list-style-type: none"> ・若者は自分への投資はするが地域活動に入りたいという拒否反応がある。 ・地域を一つのマーケットとして、どうやって若者をマーケットに取り込むかという工夫が行政にも求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若者側の視点で自己への投資のチャンスということを出すことでニーズが生まれるのではないかな。 ○若者は、自分を高めるための投資には結構お金を使う。楽しく自分を高められるというフィールドに、地域をうまく結びつけていく施策が大事で、デザインの見せ方を変えるだけで若者は興味を持つ。 ○「つながり」を求める若者が増えており若者が地元で仕事を得ること自体が地域活動と関連があるといったところも評価しながら地域活動を考えていく必要がある。
市民(高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している人の中には、元気な高齢者も多いが、なかなか活動が長続きせずやめていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者はエネルギーが余っているが、これをどんな形で介護力にするのか、経済的なインセンティブも含め、そのあたりの知恵が必要。 ○地域の課題解決に繋げ、年金プラスアルファの収入を得ることができるようなコーディネーターと地域の課題を通じたまちづくりを総合的に考えていけるような人材の育成が必要。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人たち自身の課題(不登校の子どもを抱えているなど)が顕在化してきている現場でどう対応していくのか課題になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社協が「地域」という既存の枠を超えて、企業の人事部局とか地域見守りに参加しているいろいろな組織へのプログラム提供とか人材派遣とかという形で出ていくことが、セーフティネットを支える市民意識の醸成の下支えになるのではないかな。 ○人材の育成をしていくことによって、地域と組織とか企業とか事業者がもっとつながる。

	課 題	提 案
NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動も非常に多様化しており、地域の中で取り組みをしているケースが非常に増えているが、それを包括的に把握できていない。 ・法人格を持ったNPO法人への支援や実態把握はある程度されているが、法人格を持たない市民活動いわゆるボランティア団体とか、草の根的に活動しているようなところは、実態が把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境や福祉、子育てといったテーマ型で活動している人が、そこに新しい風を入れてくれる人になっているという実感がある。地域団体のみならず、NPOなどの市民活動団体に携わる人を育てていくことが大切ではないか。 ○一番数が多いはずの草の根的な任意団体の市民活動団体こそ育てていかないといけない。
コミュニティビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティビジネス」でビジネスということの支援の仕方をしようとするからなかなか地域では無理がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべてを自分たちで稼いでいくとかではなく寄付や参加料を少しもらうという発想の転換が必要。 ○地元の資源を活用して、担い手でなかった人が地域の課題の担い手になり、循環の仕組みを都市から農村までを抱えた神戸で作れないか考えたい。
参画と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を個別に育成すると同時に、市・事業者・市民が、もっと互いに協働していくことをどう促進していくかということが大事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民意識向上のための施策の再確認及び見直し。育成した市民とうまく連動・連携できないか。 ○行政や事業所、NPO、地縁組織などがお互いにつながるような場が、インターフェースとして必要。区役所や区社協が交流の場のようなプラットフォーム的なつなぎ役にならないといけない。

ワーキンググループ審議経過

回	開催年月日	議論テーマ等
第1回	H27.3.25	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループの設置趣旨 ・計画策定に向けた検討（新たな視点・課題などの庁内整理）
第2回	H27.4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉関連施策の説明①（子ども・子育て支援事業計画、ふれあいのまちづくり事業） ・計画策定に向けた委員からの提案等①
第3回	H27.5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉関連施策の説明②（介護保険事業計画、生活困窮者自立支援法） ・計画策定に向けた委員からの提案等② ・コミュニティ施策の方向性に関する提言について
第4回	H27.6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉関連施策の説明③（障害福祉施策） ・計画策定に向けた委員からの提案等③
第5回	H27.6.29	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人制度の見直しについて ・次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子案の検討
第6回	H27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ報告書（案）
第7回	H27.7.27	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ報告書（案）
⇒	H27.8以降	市民福祉調査委員会へ報告

神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ委員名簿

氏 名	役 職 名
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
橋 川 健 祐	関西学院大学人間福祉学部 助手
○ 松 原 一 郎	関西大学社会学部 教授
森 貞 拓 郎	神戸市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課長
山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ 常務理事
吉 岡 洋 子	頌栄短期大学保育科 准教授

(敬称略・五十音順／○座長)

資料2 市民福祉に関する行動・意識調査の結果

1. 調査の目的

次期市民福祉総合計画の策定にあたり、「市民福祉」に関する市民の行動や意識を把握し、今後の福祉施策検討する際の基礎資料とするために実施しました。

2. 対象者

神戸市内在住の20歳以上の市民5千人（単純無作為抽出。在住外国人を含む）

3. 調査方法

郵送による発送・回収のアンケート方式（無記名）

4. 調査期間

平成27年2月16日～3月5日

5. 回収数（回収率）

2,023件（40.5%）

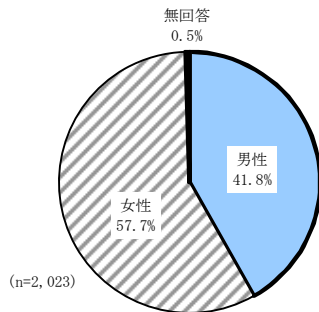
6. 調査項目（主なもの）

番号	質問項目
1～7	性別、年齢、職業、居住区、家族構成、経済状況、時間的ゆとりの状況（回答者属性）
8	日常生活上の不安
9	地域における福祉の問題
10	地域活動（ボランティア活動）への参加状況
11	地域活動を活発にするために必要なこと
12	地域福祉を充実させる上での市民と行政との関係についての考え方
13	地域で福祉活動を行っているNPO法人に期待すること
14	現在の福祉の相談窓口に対する考え方
15	福祉に関する相談先
16	福祉の情報の入手方法
17	地域での役割として、保健福祉サービス事業者へ期待すること
18	災害時における要援護者支援の手続きに関する周知度
19	災害時における家族情報の提供先
20	災害時の役割に対する考え方
21	福祉避難所の周知度
22	在宅療養への不安

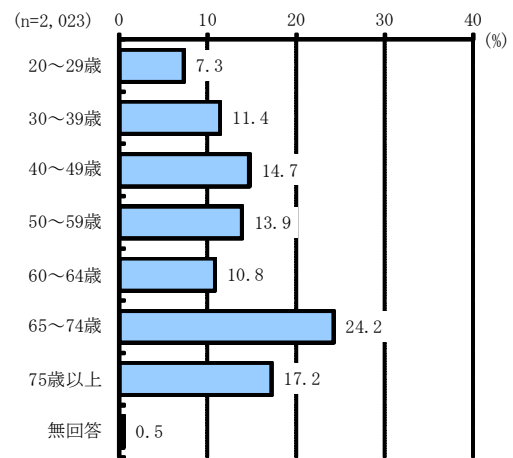
<調査の結果> (図表中のnは設問に対する回答者数)

1. 回答者の属性

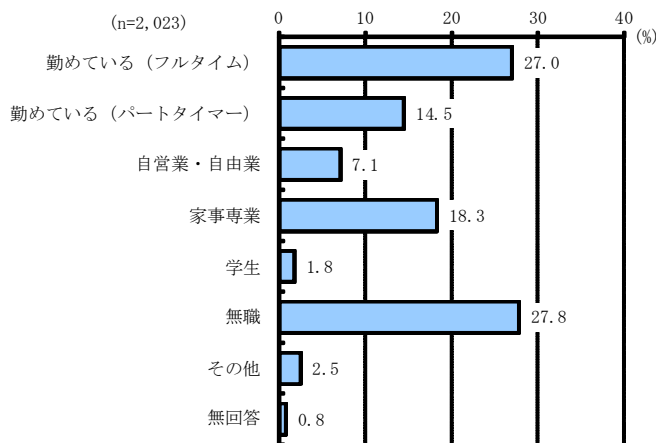
(1) 【問1】性別



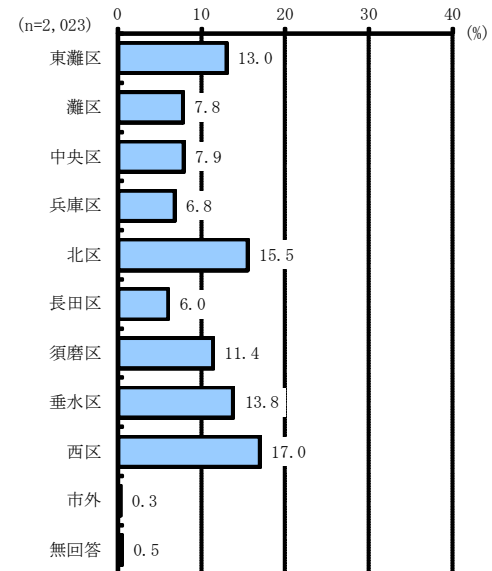
(2) 【問2】年齢



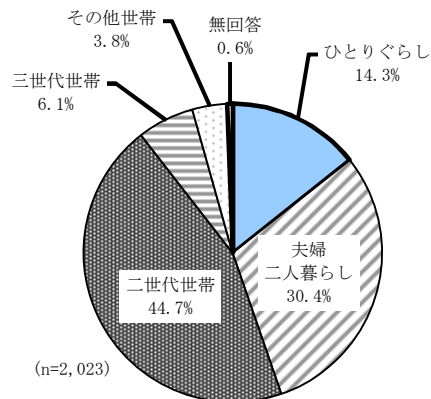
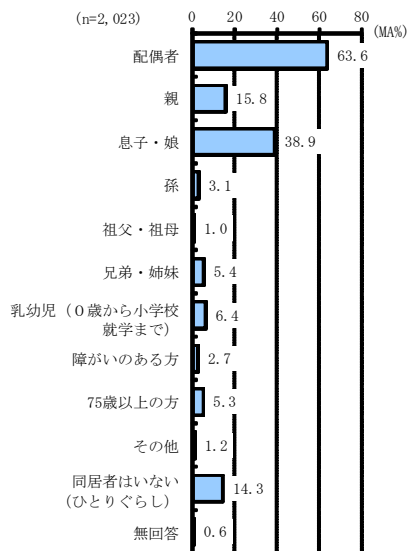
(3) 【問3】職業



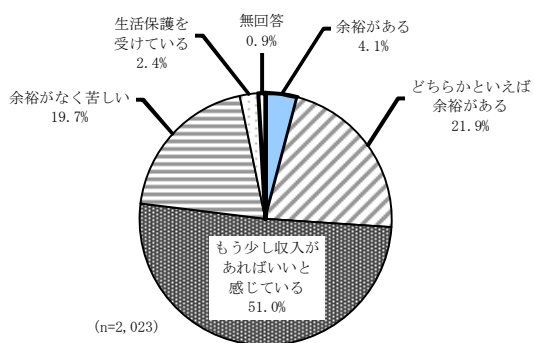
(4) 【問4】居住区



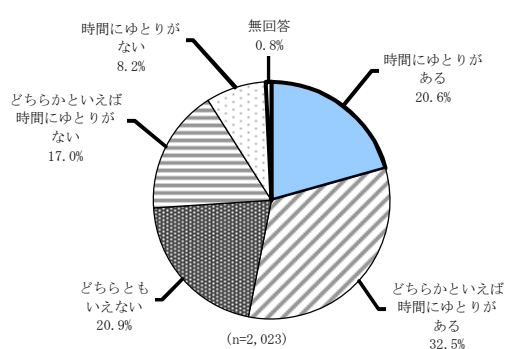
(5) 【問5】家族構成



(6) 【問6】 経済状況

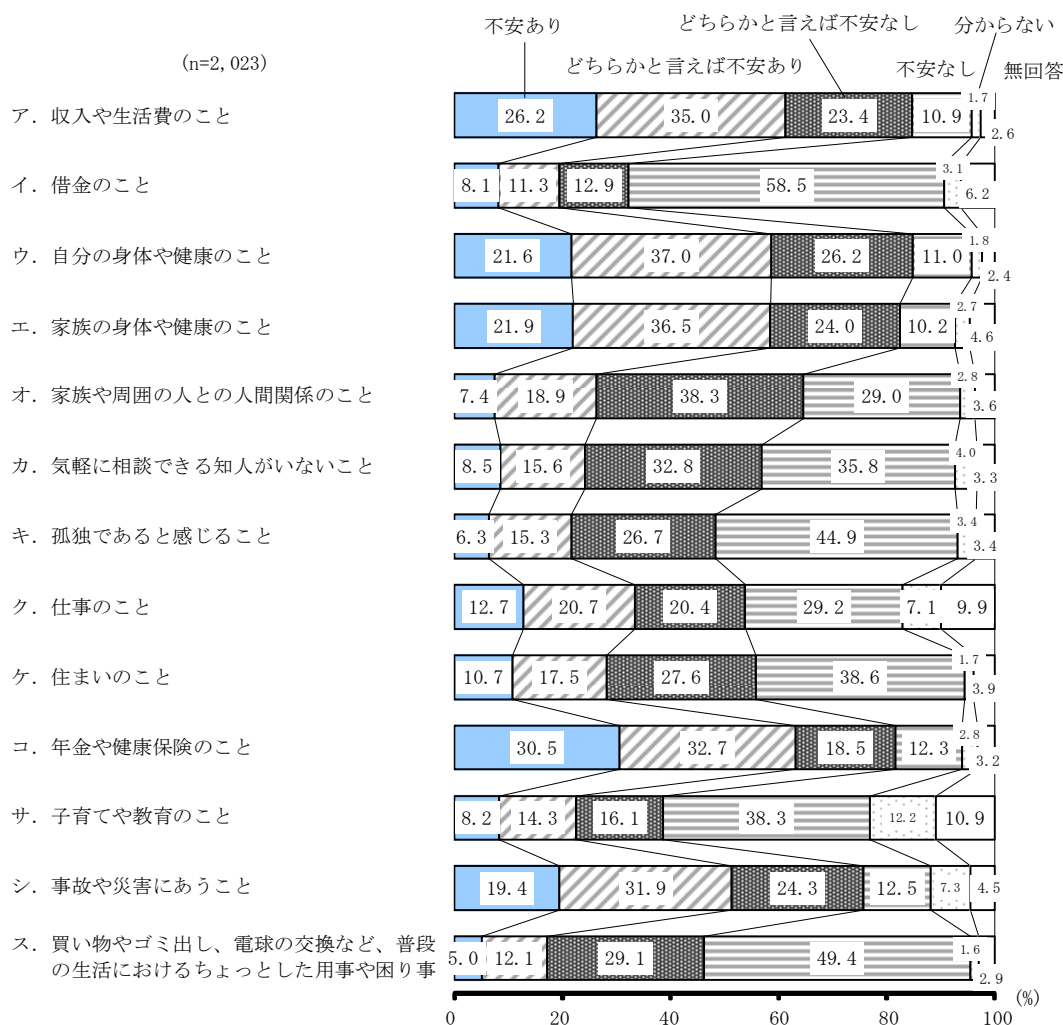


(7) 【問7】 時間的なゆとりの状況



2. 日常生活上の不安について

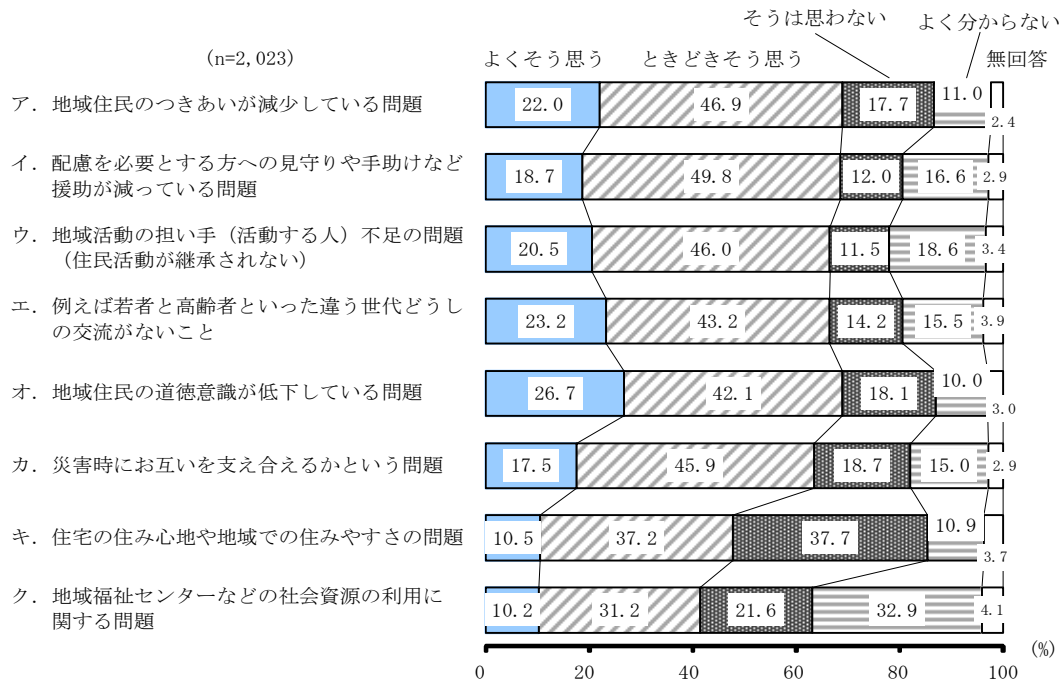
【問8】 日常生活上の不安についての質問では、「不安あり」と「どちらかと言えば不安あり」を合わせた『不安がある』割合では、“コ. 年金や健康保険のこと”が63.2%で最も高く、次いで“ア. 収入や生活費のこと”が61.2%、“ウ. 自分の身体や健康のこと”が58.6%、“エ. 家族の身体や健康のこと”が58.4%、“シ. 事故や災害にあうこと”が51.3%となっており、それぞれ過半数を占めて高くなっています。



3. 地域とのかかわりや地域での活動について

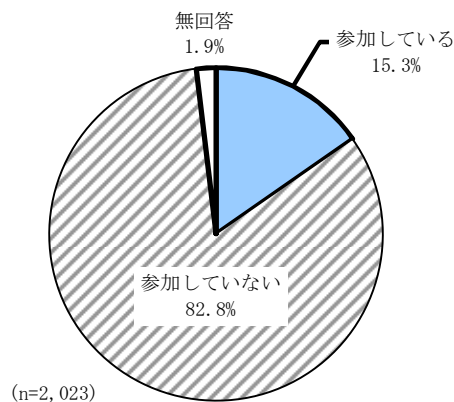
(1) 【問9】地域における福祉の問題

地域における福祉の問題についての質問では、「よくそう思う」と「ときどきそう思う」を合わせた『そう思う』割合では、“ア. 地域住民のつきあいが減少している問題”や“イ. 配慮を必要とする方への見守りや手助けなど援助が減っている問題”、“オ. 地域住民の道德意識が低下している問題”がそれぞれ68%台、“ウ. 地域活動の担い手（活動する人）不足の問題（住民活動が継承されない）”と“エ. 例えば若者と高齢者といった違う世代どうしの交流がないこと”が66%台、“カ. 災害時にお互いを支え合えるかという問題”は63.4%となっており、それぞれ6割台を占めて高くなっています。



(2) 【問10】地域活動（ボランティア活動）への参加状況

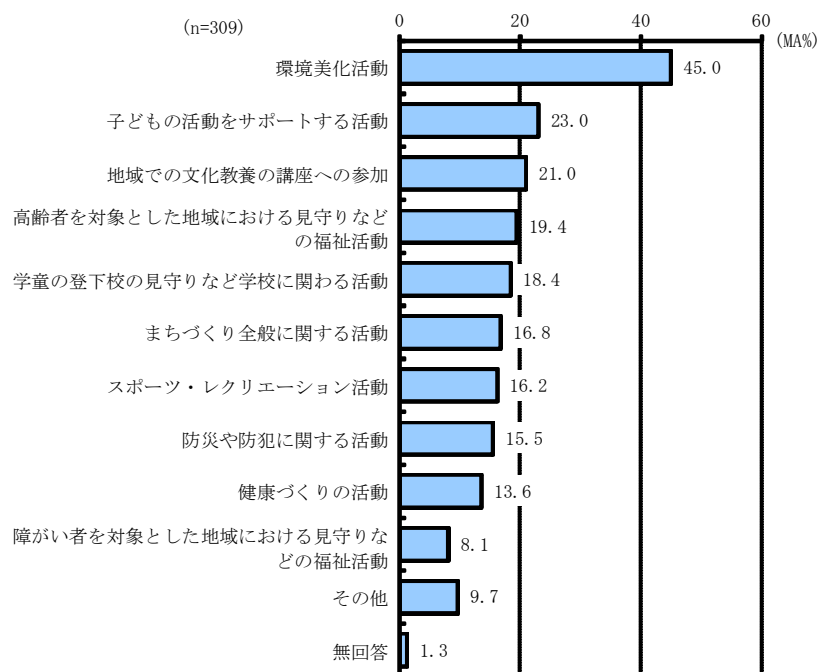
地域活動への参加状況では、「参加している」が15.3%となっており、「参加していない」は82.8%となっています。



(3) 地域活動の参加状況

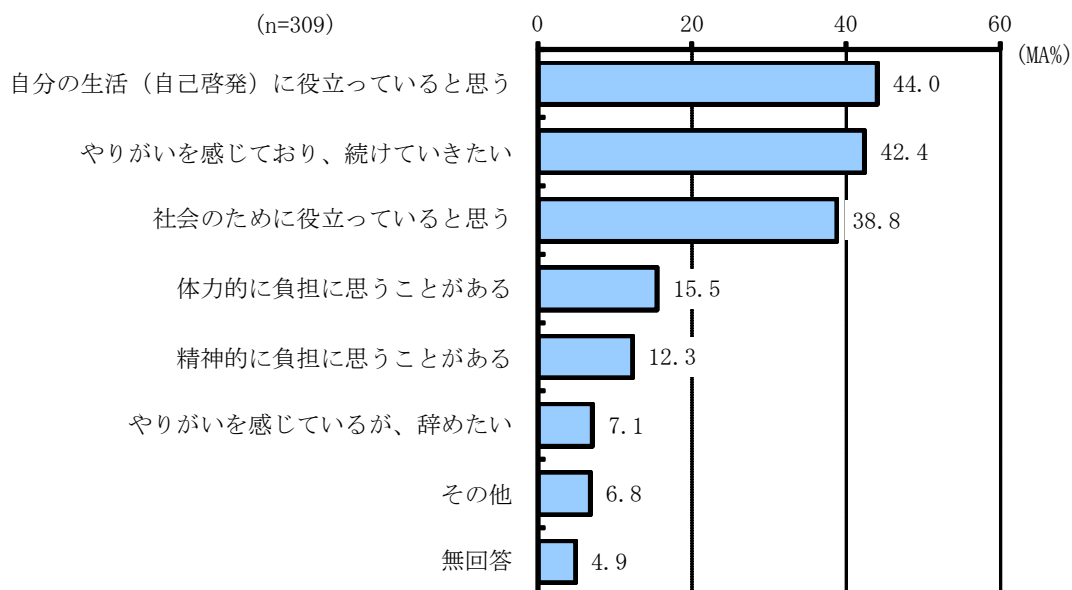
【問10-1①】 地域活動の種類

地域活動に参加していると回答した人に、その活動の種類をたずねると、「環境美化活動」が45.0%で最も多く、次いで「子どもの活動をサポートする活動」が23.0%、「地域での文化教養の講座への参加」が21.0%、「高齢者を対象とした地域における見守りなどの福祉活動」が19.4%、「学校の登下校の見守りなど学校に関わる活動」が18.4%と続いています。



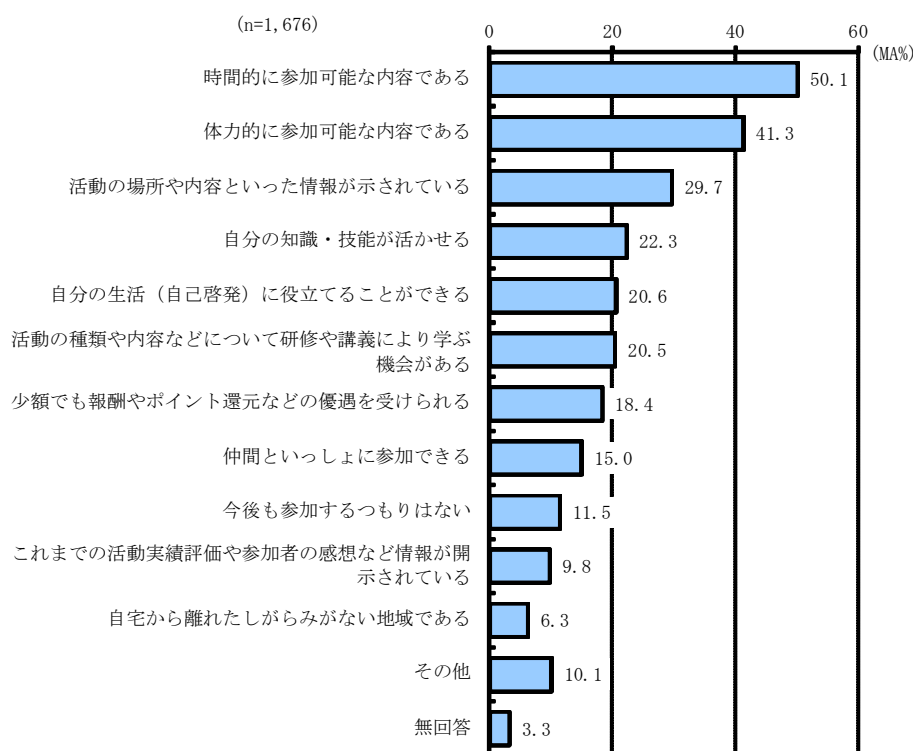
【問10-1②】 地域活動の参加の感想

地域活動に参加していると回答した人に、感想をたずねると、「自分の生活（自己啓発）に役立っていると思う」が44.0%で最も多く、次いで「やりがいを感じており、続けていきたい」が42.4%、「社会のために役立っていると思う」が38.8%と続いています。



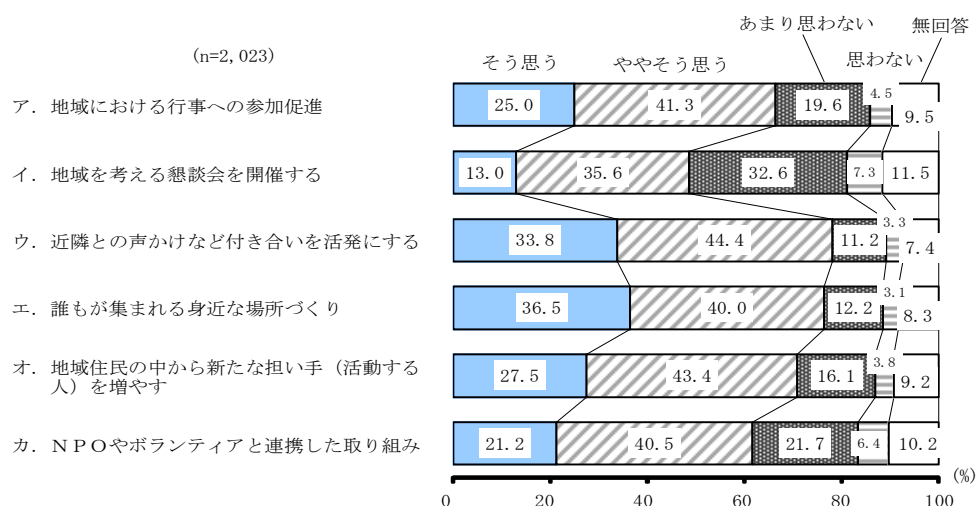
(4) 【問10-2】地域活動への参加条件

地域活動に参加していないと回答した人に、参加条件をたずねると、「時間的に参加可能な内容である」が50.1%で最も多く、次いで「体力的に参加可能な内容である」が41.3%、「活動の場所や内容といった情報が示されている」が29.7%と続いています。



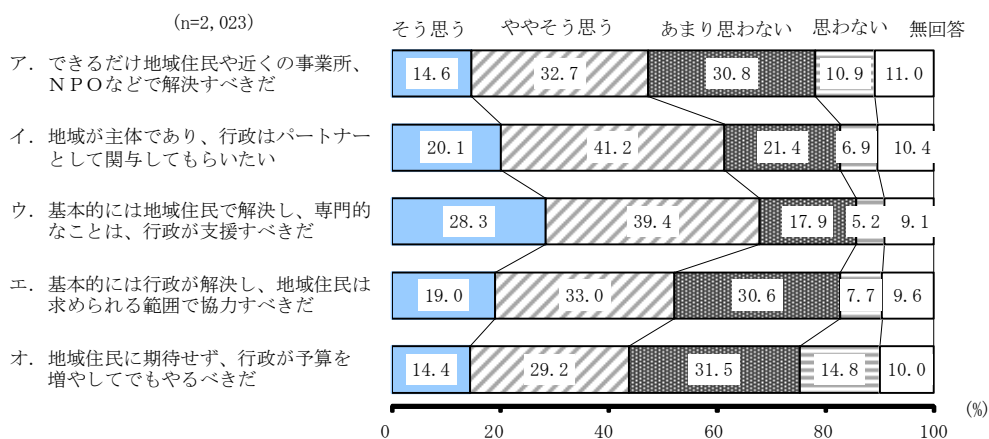
(5) 【問11】地域活動を活発にするために必要なこと

地域活動を活発にするために必要なことについての質問では、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』割合では、“ウ. 近隣との声かけなど付き合いを活発にする”（78.2%）や“エ. 誰もが集まれる身近な場所づくり”（76.5%）、“オ. 地域住民の中から新たな担い手（活動する人）を増やす”（70.9%）が7割台、“ア. 地域における行事への参加促進”（66.3%）と“カ. NPOやボランティアと連携した取り組み”（61.7%）は6割台と、それぞれ過半数を占めています。



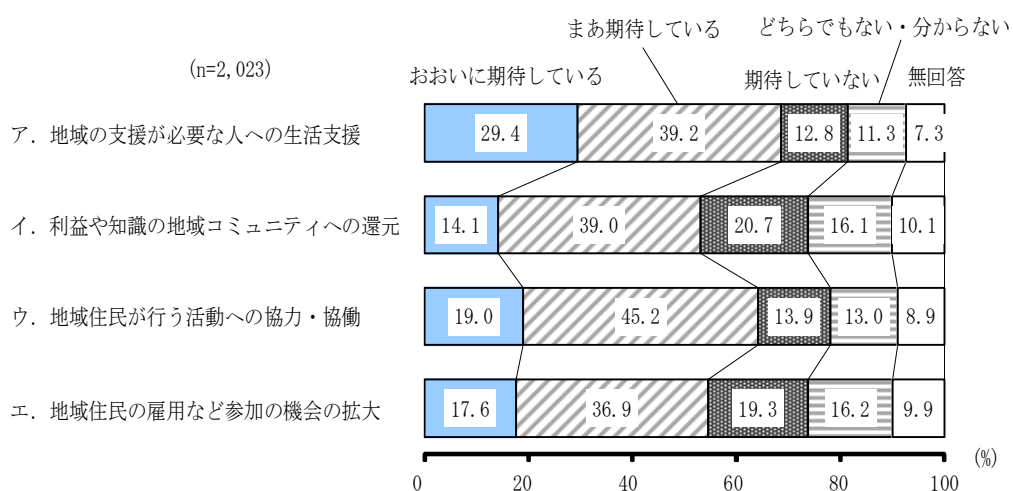
(6) 【問12】 市民と行政との関係についての考え方

市民と行政との関係についての考え方についての質問では、『そう思う』割合では、“ウ. 基本的には地域住民で解決し、専門的なことは、行政が支援すべきだ”が67.7%で最も高く、次いで“イ. 地域が主体であり、行政はパートナーとして関与してもらいたい”が61.3%、“エ. 基本的には行政が解決し、地域住民は求められる範囲で協力すべきだ”が52.0%と、それぞれ過半数を占めており、“ア. できるだけ地域住民や近くの事業所、NPOなどで解決すべきだ”（47.3%）と“オ. 地域住民に期待せず、行政が予算を増やしてでもやるべきだ”（43.6%）は4割台となっています。



(7) 【問13】 NPO法人に期待すること

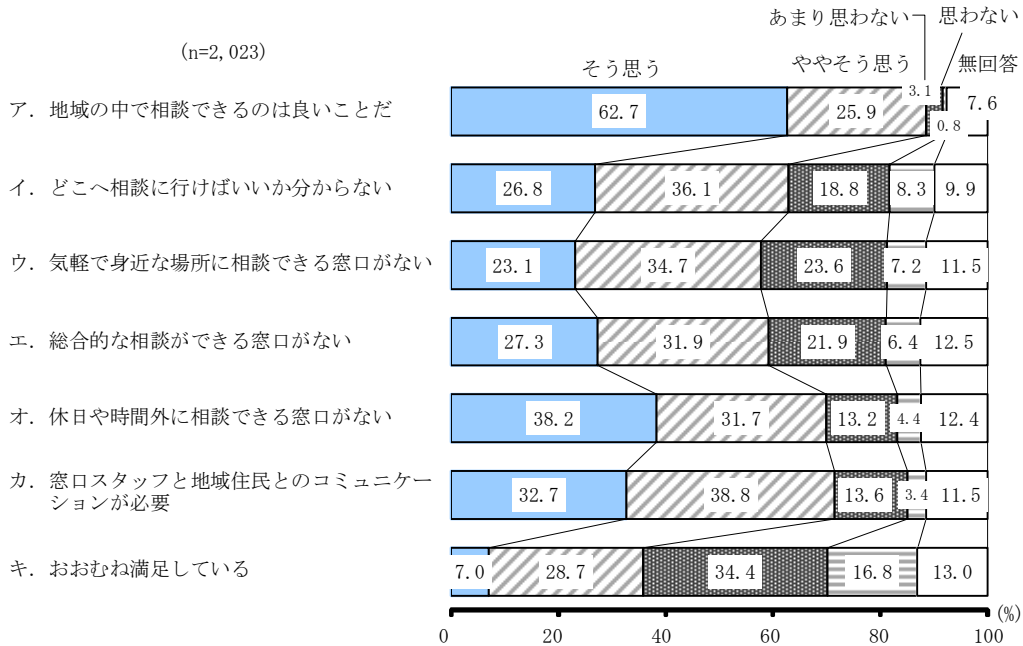
NPO法人に期待することについての質問では、「おおいに期待している」と「まあ期待している」を合わせた『期待している』割合では、“ア. 地域の支援が必要な人への生活支援”が68.6%で最も高く、次いで“ウ. 地域住民が行う活動への協力・協働”が64.2%、“エ. 地域住民の雇用など参加の機会の拡大”が54.5%、“イ. 利益や知識の地域コミュニティへの還元”は53.1%と、それぞれ過半数を占めています。



4. 福祉施策やサービスについて

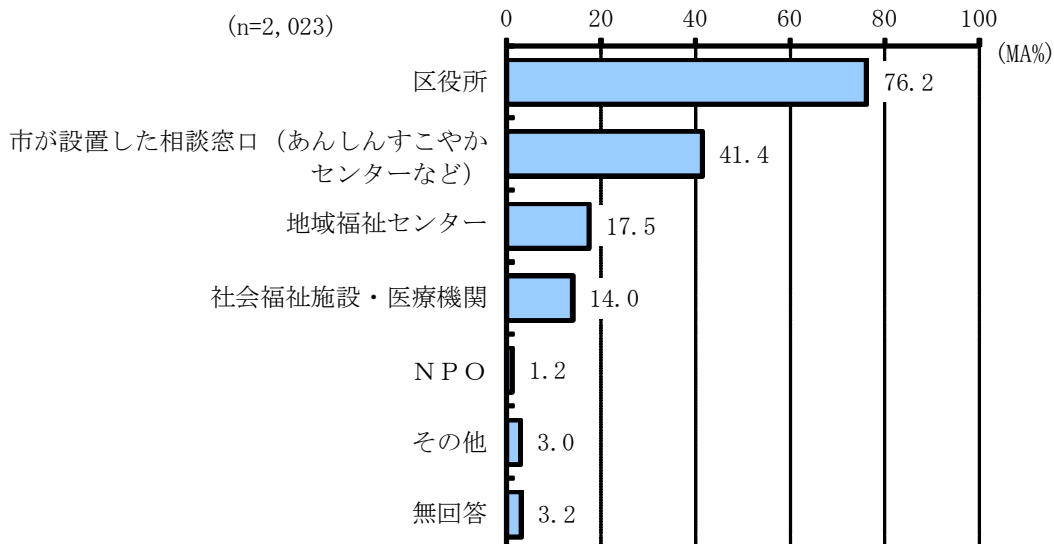
(1) 【問14】市の相談窓口に対する考え方

市の相談窓口に対する考え方についての質問では、『そう思う』割合では、“ア. 地域の中で相談できるのは良いことだ”が88.6%で最も高く、次いで“カ. 窓口スタッフと地域住民とのコミュニケーションが必要”が71.5%、“オ. 休日や時間外に相談できる窓口がない”が69.9%、“イ. どこへ相談に行けばいいかわからない”が62.9%、“エ. 総合的な相談ができる窓口がない”が59.2%、“ウ. 気軽に身近な場所に相談できる窓口がない”が57.8%と、それぞれ過半数を占めています。



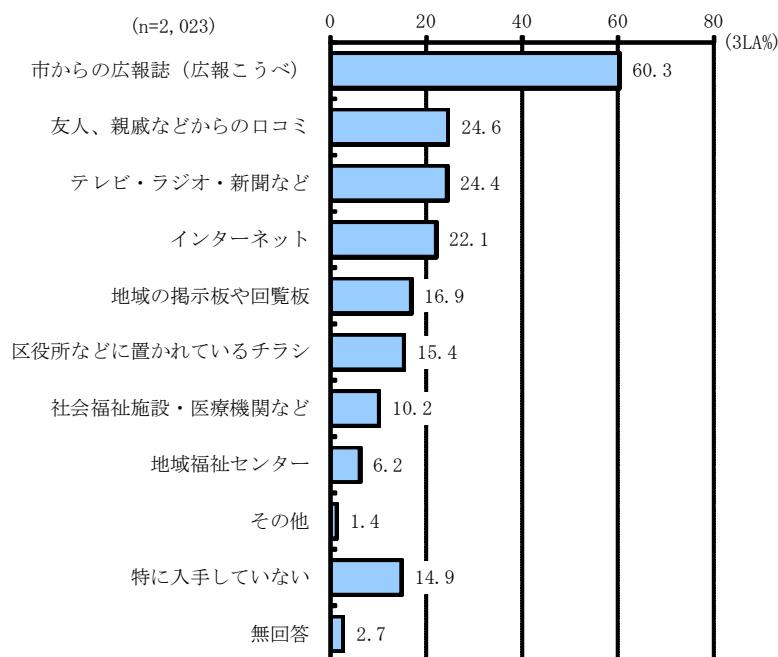
(2) 【問15】福祉に関する相談先

福祉に関する相談先では、「区役所」が76.2%で最も多く、次いで「市が設置した相談窓口（あんしんすこやかセンターなど）」が41.4%、「地域福祉センター」が17.5%と続いています。



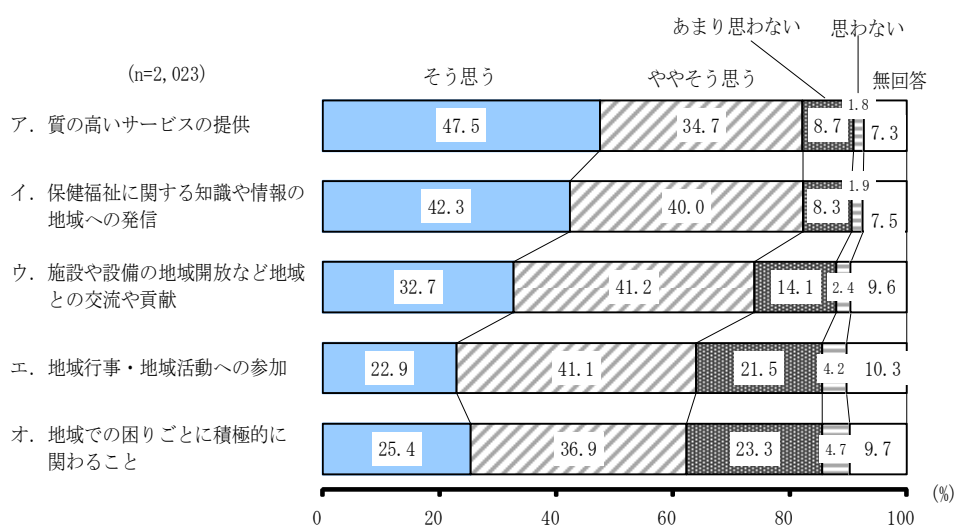
(3) 【問16】福祉の情報の入手方法

福祉の情報の入手方法では、「市からの広報誌（広報こうべ）」が60.3%で最も多く、次いで「友人、親戚などからの口コミ」が24.6%、「テレビ・ラジオ・新聞など」が24.4%、「インターネット」が22.1%と続いています。



(4) 【問17】事業者に期待すること

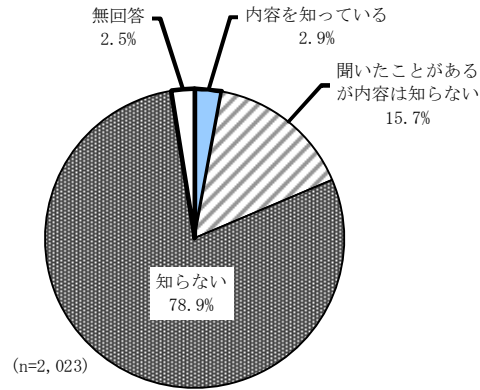
事業者に期待することについて、『そう思う』割合では、“ア. 質の高いサービスの提供”と“イ. 保健福祉に関する知識や情報の地域への発信”が82%台と高くなっており、続いて“ウ. 施設や設備の地域開放など地域との交流や貢献”が73.9%、“エ. 地域行事・地域活動への参加”（64.0%）と“オ. 地域での困りごとに積極的に関わること”（62.3%）は6割台で、それぞれ過半数を占めています。



5. 災害時に備えた地域での助け合いについて

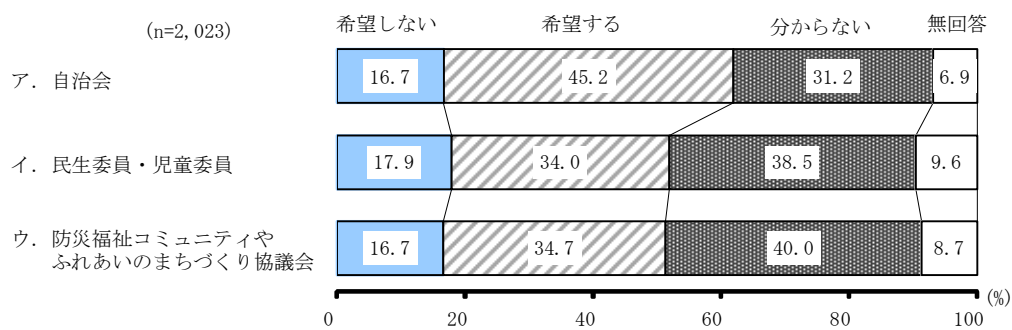
(1) 【問18】 災害時の要援護者支援の手続きに関する周知度

災害時の要援護者支援の手続きに関する周知度についての質問では、「知らない」が78.9%で最も多く、次いで「聞いたことがあるが内容は知らない」が15.7%、「内容を知っている」は2.9%となっています。



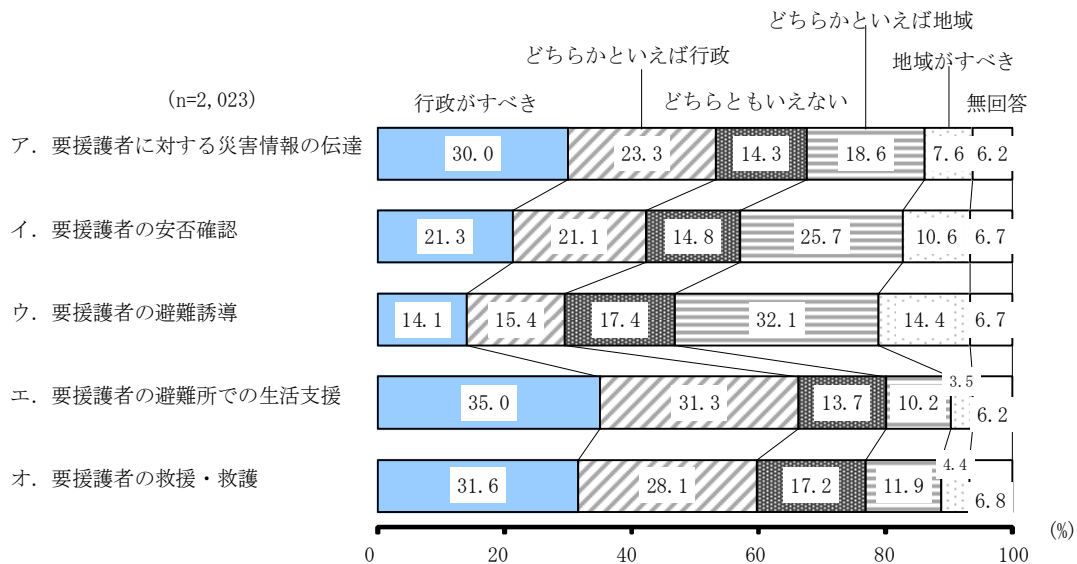
(2) 【問19】 災害時の家族情報の提供先

災害時の家族情報の提供先についての質問では、「希望する」は、「ア. 自治会」が45.2%で最も高く、「イ. 民生委員・児童委員」(34.0%)と「ウ. 防災福祉コミュニティやふれあいのまちづくり協議会」(34.7%)は34%台となっています。一方、「希望しない」は、各項目で16~17%台となっています。



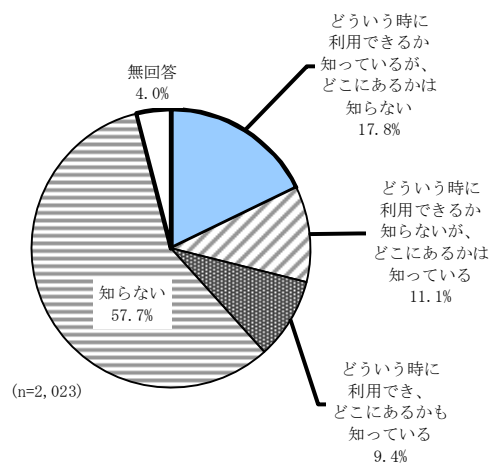
(3) 【問20】 災害時の役割に対する考え方

災害時の役割に対する考え方についての質問では、「行政がすべき」と「どちらかといえば行政」を合わせた『行政がすべき』割合と、「どちらかといえば地域」と「地域がすべき」を合わせた『地域がすべき』割合を比較すると、『行政がすべき』割合のほうが高い項目は“ア. 要援護者に対する災害情報の伝達” (53.3%)、“イ. 要援護者の安否確認” (42.4%)、“エ. 要援護者の避難所での生活支援” (66.3%)、“オ. 要援護者の救援・救護” (59.7%)となっており、なかでも“エ. 要援護者の避難所での生活支援”が最も高くなっています。一方、『地域がすべき』割合のほうが高い項目は“ウ. 要援護者の避難誘導” (46.5%)となっています。



(4) 【問21】 福祉避難所の周知度

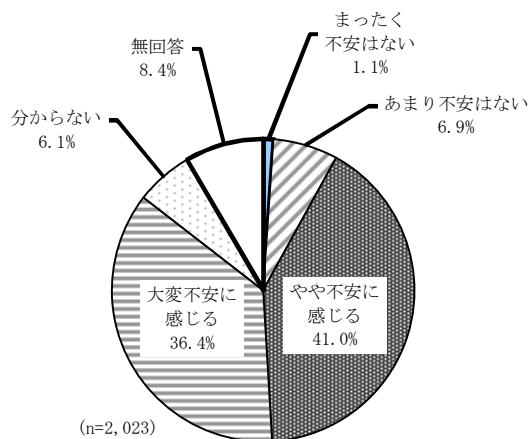
福祉避難所の周知度では、「どういう時に利用でき、どこにあるかも知っている」は9.4%と1割にも満たない結果となりました。また、「どういう時に利用できるか知っているが、どこにあるかは知らない」は17.8%、「どういう時に利用できるか知らないが、どこにあるかは知っている」は11.1%となっており、どういう時に利用できるか知っている割合は27.2%、どこにあるか知っている割合は20.5%となっています。一方、「知らない」は57.7%と高い結果となりました。



6. 医療について

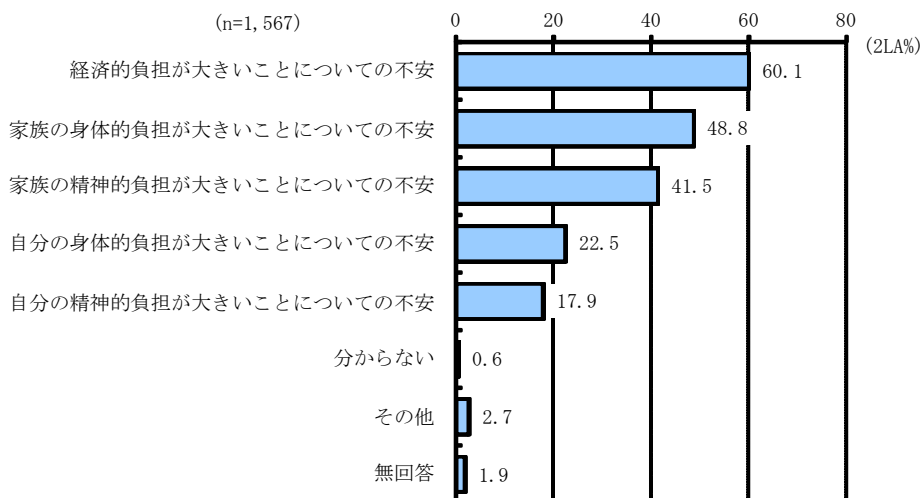
(1) 【問22】在宅療養への不安の程度

在宅療養への不安の程度についての質問では、「やや不安を感じる」が41.0%で最も多く、次いで「大変不安を感じる」が36.4%となっており、両者を合わせた『不安を感じる』割合は77.4%を占めています。一方、「まったく不安はない」(1.1%)と「あまり不安はない」(6.9%)を合わせた『不安はない』割合は8.0%と1割にも満たない結果となりました。



(2) 【問22-1】不安の内容

在宅療養に対して不安に感じると回答した人に、その内容をたずねると、「経済的負担が大きいことについての不安」が60.1%で最も多くなっています。これに次いで「家族の身体的負担が大きいことについての不安」が48.8%、「家族に精神的負担が大きいことについての不安」が41.5%と続いており、自分より家族のほうを心配する傾向が高い結果となりました。



資料3 市民意見募集の結果

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成28年1月18日（月曜）～平成28年2月16日（火曜）

(2) 資料の閲覧場所

保健福祉局計画調整課、市政情報室、各区役所まちづくり課又はまちづくり推進課
及び健康福祉課、北須磨支所、北神出張所、西神中央出張所

※ホームページにも掲載

(3) 受付方法

郵送、ファックス、電子メール、持参

2. 意見件数

件数 5人、12件

（内訳）

対象	件数
計画全般	-
第1章	-
第2章	1件
第3章	9件
第4章	-
第5章	2件
合計	12件

3. 意見への対応

対応方法	件数
付加・修正	7件
実施段階で参考	3件
記載済	2件
合計	12件

資料4 策定までの審議・取組み経過

○ “こうべ” の市民福祉総合計画 2020 策定までの取組み

		市民福祉調査委員会	WG・小委員会などの開催	関係の取組み
27年	1月	26年度第1回調査委員会の開催 (1/28) 次期計画の趣旨・スケジュール・WG 設置を提案	ワーキンググループ (WG) の設置 〔趣旨〕次期計画の仕組み確立のため、現 在の市民福祉をめぐる課題の点検検証、課 題解決の方向性の検討 第1回 (3/25) ・新たな視点・課題などの庁内整理結果 第2回 (4/27) ・関連施策説明① (子ども・子育て支援事 業計画、ふれあいのまちづくり事業) ・委員からの提案等① 第3回 (5/11) ・関連施策説明② (介護保険事業計画、生 活困窮者自立支援法) ・委員からの提案等② ・コミュニティ施策の方向性に関する提言 について 第4回 (6/1) ・関連施策説明③ (障害福祉施策) ・委員からの提案等③ 第5回 (6/29) ・社会福祉法人制度の見直しについて ・骨子案の検討 第6回 (7/10) ・報告書 (案) 第7回 (7/27) ・報告書 (案)	市民福祉に関する行動・意識調査 の実施 市民5,000人に発送し、 回答 2,023人 (40.5%)
	3月			
	4月			「日常生活上の不安」 「地域とのかかわり・活動」 「福祉施策やサービス」 「災害時に備えた地域での 助け合い」 「医療」等について、アンケ ート調査を実施
	6月			<方向性> 「地域福祉基盤の醸成」 ①フォーマルサービスの安定的 供給 ②市民の能動的参画の促進 ③プラットフォームの必要性 ④「しごと」と生活の安定
	7月			<素案構成> ①市民が安全に安心して暮ら せるための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的 供給～ ②市民が地域福祉の主役にな るために ～市民の能動的参画の促進～ ③市民が多様な主体とともに 課題を解決する仕組みづく り ～地域福祉のプラットフォーム の構築～ ④市民が地域社会でいきがい を感じるために ～「しごと」と生活の安定～ に沿った具体的取組みを提案
	9月	27年度第1回調査委員会の開催 (9/14) WG報告 行動・意識調査の結果報告	小委員会の設置 〔趣旨〕前計画の検証・評価を行うととも に、次期計画の素案の検討	
	10月		第1回 (9/4) ・前計画の検証・評価① ・WG報告 ・行動・意識調査の結果報告 第2回 (10/26) ・前計画の検証・評価② ・素案の検討 第3回 (12/7) ・素案の検討	
	12月	27年度第2回調査委員会の開催 (12/21) 素案の報告・審議		
28年	1月			パブリックコメント (1月18日～2月16日まで)
	3月	27年度第3回調査委員会の開催 (2/19) 計画案の報告・審議		3月 計画公表

○ 市民福祉調査委員会の審議経過

開催年月日	審議事項等
平成 27 年 1 月 28 日 (平成 26 年度第 1 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 市民福祉に関する行動・意識調査の実施について コミュニティ施策の方向性について 次期市民福祉総合計画の策定について
平成 27 年 9 月 14 日 (平成 27 年度第 1 回)	市民福祉に関する行動・意識調査の実施結果について 次期市民福祉総合計画の策定に向けたワーキンググループ報告について 次期市民福祉総合計画の策定について
平成 27 年 12 月 21 日 (平成 27 年度第 2 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 次期市民福祉総合計画の素案について
平成 28 年 2 月 19 日 (平成 27 年度第 3 回)	次期市民福祉総合計画案について

○ ワーキンググループの審議経過

開催年月日	審議事項等
平成 27 年 3 月 25 日 (第 1 回)	ワーキンググループの設置趣旨 計画策定に向けた検討 (新たな視点・課題などの庁内整理結果)
平成 27 年 4 月 27 日 (第 2 回)	市民福祉関連施策の説明① (子ども・子育て支援事業計画、ふれあいのまちづくり事業) 計画策定に向けた委員からの提案等①
平成 27 年 5 月 11 日 (第 3 回)	市民福祉関連施策の説明② (介護保険事業計画、生活困窮者自立支援法) 計画策定に向けた委員からの提案等② コミュニティ施策の方向性に関する提言について
平成 27 年 6 月 1 日 (第 4 回)	市民福祉関連施策の説明③ (障害福祉施策) 計画策定に向けた委員からの提案等③ 市民福祉に関する行動・意識調査の実施結果について
平成 27 年 6 月 29 日 (第 5 回)	社会福祉法人制度の見直しについて 次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子案の検討
平成 27 年 7 月 10 日 (第 6 回)	次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子 (ワーキンググループ報告) 案の検討
平成 27 年 7 月 27 日 (第 7 回)	次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子 (ワーキンググループ報告) 案のまとめ

○ 市民福祉調査委員会 小委員会の審議経過

開催年月日	審議事項等
平成 26 年 12 月 25 日 (平成 26 年度第 3 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 市民福祉に関する行動・意識調査の実施について
平成 27 年 9 月 4 日 (平成 27 年度第 1 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 市民福祉に関する行動・意識調査の実施結果について 次期市民福祉総合計画の策定に向けたワーキンググループ報告について 次期市民福祉総合計画の策定について
平成 27 年 10 月 26 日 (平成 27 年度第 2 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 次期市民福祉総合計画の素案について
平成 27 年 12 月 7 日 (平成 27 年度第 3 回)	次期市民福祉総合計画の素案について

資料5 神戸市市民福祉調査委員会委員名簿

市民福祉調査委員会

氏名

役職名

(敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)

【学識経験者】

池山 美代子	精神障害者社会復帰施設連盟理事長
植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授
大和 三重	関西学院大学人間福祉学部教授
置塩 隆	神戸市医師会会長
奥村 比左人	神戸労働者福祉協議会副会長
小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学専任講師
柏木 登起	特定非営利活動法人シミンズシーズ代表理事
黒川 恭真	神戸市社会福祉協議会施設部会部会長（神戸市保育園連盟理事長）
桜間 裕章	神戸新聞社論説委員長
佐々木 利雄	神戸市自治会連絡協議会副会長・事務局長
○ 澤村 誠志	兵庫県立総合リハビリテーションセンター名誉院長
高島 章光	兵庫県弁護士会弁護士
高田 哲	神戸大学大学院保健学研究科長
高田 實	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
玉田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長
辻 幸志	特定非営利活動法人こうベユースネット理事長
中野 則子	兵庫県看護協会会長
◎ 新野 幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
服部 祥子	頌栄短期大学学長
牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部教授
松井 年孝	神戸市社会福祉協議会施設部会副会長（神戸市老人福祉施設連盟理事長）
松原 一郎	関西大学社会学部教授
安田 義秀	神戸商工会議所常務理事・事務局長
山添 令子	生活協同組合コープこうべ常務理事
（井口 久美子	特定非営利活動法人社会還元センターグループわ理事）
（江本 幸仁	神戸新聞厚生事業団理事長）
（奥谷 勝彦	神戸市商工団体総連合会会長）
（門野 隆弘	神戸新聞社論説副委員長）
（北川 学	神戸市労働組合連合会書記長）
（斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科教授）

- (鈴 木 洋 子 兵庫県建築士会評議員)
- (田 尻 陽 一 日本労働組合総連合会兵庫県連合会神戸地域協議会副議長)
- (津 田 英 二 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授)
- (長 尾 卓 夫 兵庫県精神科病院協会会長)
- (中 山 貴 之 兵庫県社会福祉士会副会長)
- (速 水 順一郎 兵庫県青少年団体連絡協議会会長)
- (板 東 慧 国際経済労働研究所会長)
- (藤 田 尚 宏 神戸青年会議所副理事長)
- (前 田 潔 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授)

【市会議員】

- 諫 山 大 介 市会議員
- 今 井 まさこ 市会議員
- 植 中 雅 子 市会議員
- 軒 原 順 子 市会議員
- 藤 原 武 光 市会議員
- 山 本 のりかず 市会議員
- (味 口 としゆき 市会議員)
- (梅 田 幸 広 市会議員)
- (崎 元 祐 治 市会議員)
- (橋 本 健 市会議員)
- (向 井 道 尋 市会議員)

平成 28 年 2 月 1 日現在

() 内は前任者 役職は平成 27 年 1 月 28 日時点

市民福祉調査委員会小委員会（平成 27 年度）

氏 名	役 職 名
	（敬称略・五十音順／◎会長 ○副会長）
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
木 田 聖 子	株式会社チャイルドハート代表取締役
玉 田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長
中 村 順 子	特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター 神戸理事長
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
野 田 和 恵	神戸大学大学院保健学研究科准教授
橋 川 健 祐	関西学院大学人間福祉学部助手
◎ 松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
森 貞 拓 郎	神戸市社会福祉協議会福祉部地域福祉課長
○ 山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ常務理事
吉 岡 洋 子	頌栄短期大学保育科准教授

市民福祉調査委員会ワーキンググループ

氏 名	役 職 名
	（敬称略・五十音順／○座長）
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
橋 川 健 祐	関西学院大学人間福祉学部助手
○ 松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
森 貞 拓 郎	神戸市社会福祉協議会福祉部地域福祉課長
山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ常務理事
吉 岡 洋 子	頌栄短期大学保育科准教授

資料6 用語解説

《あ行》

あんしんすこやかセンター
(地域包括支援センター)

本市が設置する高齢者の介護や見守り等に関する総合相談窓口であり、高齢者が住みなれた地域で継続して生活できるよう包括的な支援が行われる地域包括ケアシステムを構築するための中核的機関である。本市では、社会福祉士、保健師又は看護師、主任ケアマネジャーに加え地域支え合い推進員を配置し、高齢者への支援を行っている。

あんしんすこやかルーム

高齢化率の高い大規模な災害復興公営住宅等に設置している高齢者の自立を支援する拠点。見守り推進員が地域と連携した見守り活動やコミュニティづくり支援、介護予防の推進などを行っている。

インクルーシブ教育システム構築

すべての子どもがともに学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

《か行》

協議体

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域団体やボランティア、地域のNPO、社会福祉法人、民間企業等多様なサービス提供主体が参加し、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するために設置する場。

グループホーム
(共同生活援助)

「障害者総合支援法」による訓練等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活の援助を行うサービス。

健康こうべ21 市民推進員

自分の健康づくりにとどまらず、家族や仲間、地域の健康づくりに関心をもち、市民の健康づくりに積極的に取り組む、市に登録された人のこと。

権利擁護

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人の権利を本人に代わり保護すること。

こうべ安心サポートセンター

認知症や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な人に対し、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業等を行う総合相談窓口。神戸市社会福祉協議会が実施している。

神戸市成年後見支援センター

市民後見人の養成研修を実施し、研修を修了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、制度利用に関する相談や広報・啓発等を行う機関。平成 23 年に開設。

神戸G-Pネットワーク

うつ病の初期段階は身体的な症状が出現し、かかりつけ医を受診する人が多いと言われていることから、うつ病治療を行う登録かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医を紹介することにより、自殺予防につなげようとする神戸市独自の医療連携システムのこと。（「G-P」は、「Generalist」（一般医）と「Psychiatrist」（精神科医）の頭文字をとったもの）

神戸市民の福祉をまもる条例
（市民福祉条例）

昭和 52 年 1 月に制定。福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえ、その対象を高齢者、障がい者、子どもなどの限られた市民からすべての市民に広げ、健康、所得、労働、教育、住宅など生活の基礎的条件を安定的に確保していくことを目的とした条例。

コミュニティビジネス

地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動を指す。福祉、子育て、教育、まちおこしなど多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスを地域住民やNPO等が担う。

《さ行》

災害時要援護者

高齢者、障がい者など、災害時に自力では迅速な避難行動をとることやその後の避難生活が困難であるため、特に配慮及び援護を必要とする人々。

在宅医療・介護連携支援センター
（仮称）

医療・介護関係者からの相談受付や他職種連携会議の開催等を実施することにより、在宅医療と介護の連携支援を中心的に担う組織。

CSR・CSV

CSR：Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と一般的には訳される。人権尊重、コンプライアンス（法令の遵守）、環境対策、社会貢献などを要素とする。CSV：Creating Shared Value の略。「共有価値の創造の取組み」と一般的には訳される。企業が本業を通じて社会的な価値をつくっていくという取組み。

自助・共助・公助

地域において一人ひとりが互いに支えあっていくこと。多様な福祉ニーズに対応していくためには、個々人の力（自助）だけでも公的制度（公助）だけでも十分に対応することは難しい状況にある。自助を基本として、地域の支えあい（共助）と公的制度（公助）の安定的な運営が両輪となって機能して、質の高い生活が確保される。なお、地域や会社の中における支えあいを「互助」とよぶ場合もあるが、本計画では「共助」に含んでいる。

市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見

	<p>人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれている。そこで、市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取組みが始まっている。</p>
障害者地域生活支援センター	<p>地域における相談支援の拠点。地域において障がい者とその家族及び介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等のサービスを行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援を実施している。</p>
シルバーカレッジ	<p>「出会いと学びの3年間、新たな人生への展望を」をテーマに、豊富な経験をもとに、自らの可能性を拓き、平和でこころ豊かな共生社会の創造のために社会に貢献することを目指して学びあう生涯学習の場で、北区の「しあわせの村」内にある。</p>
すまいるネット（神戸市すまいとま ちの安心支援センター）	<p>契約や工事など住まいに関するあらゆる相談・トラブル等へのアドバイス、住み替え・住まい探しのための情報提供、各種市民向けセミナーの開催や住教育支援等の啓発、市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能をあわせもった住まいに関する総合支援の拠点。愛称は「すまいるネット」。平成12年に神戸市が開設した。</p>
生活援助員（LSA）	<p>シルバーハウジングに居住している高齢者に対し、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応やコミュニティづくりなどのサービスを行うために、社会福祉施設等から派遣されている者（ライフサポートアドバイザー）のこと。</p>
成年後見制度	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。</p>
セーフティネット	<p>「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。</p>
セルフネグレクト	<p>食事をとらなかつたり、医療を拒否するなど、人が通常の生活を行う上での必要な行動への意欲・能力を失い、自分自身の健康や安全を損なってしまうこと。その結果、家族や周囲から孤立したり、孤独死に至るケースもある。</p>
《た行》	
地域協議会	<p>社会福祉法人制度の見直しの中で、社会福祉法人が「地域における公益的な取組み」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、地域協議会を開催することが適当である、と厚生労働省の社会保障審議会の中で示されたもの。地域における</p>

	福祉ニーズの把握、実施体制の調整、実施状況の確認などが機能としてあげられている。
地域支え合い推進員	平成 26 年度まであんしんすこやかセンターに配置されていた「見守り推進員」から移行されたもので、区・区社会福祉協議会等と連携しながら、地域住民間で見守り支え合える地域づくりを支援する。
地域福祉センター	概ね小学校区ごとに整備され、「ふれあいのまちづくり協議会」（地域住民の自主組織）が運営する、地域福祉活動の拠点となる施設。
地域福祉ネットワークカー	既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間や複合化した福祉課題について、地域住民や専門機関と一緒にあって解決に向けたネットワークづくりを推進する役割を担う専門職として、平成 23 年度から区社会福祉協議会に配置されてきた。他都市ではコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と呼ばれる場合もある。
地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることにより、包括的・継続的な支援を行う体制のこと。
地産地育	地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する取組みを指す「地産地消」という表現を、地域の人がある地域のために「しごと」を得て活動することにより地域の人材も「育つ」との思いを込めて用いた表現。
中間的就労	「生活困窮者自立支援法」に基づく就労訓練事業のこと。一般就労（一般労働市場における自律的な労働）と、いわゆる福祉的就労との間に位置する就労の形態として位置づけられるもの。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からふるわれる暴力のこと。身体・経済・社会的に優位な立場の者が、パートナーをコントロールするためにふるう暴力で、被害者の尊厳を踏みしめる人権侵害である。
《な行》	
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も高齢者も若者もすべての人々が、地域社会の中で、普通に生活できる社会こそ望ましい社会であるとし、すべての人がともに生きる社会を目指そうとする考え方。
《は行》	
フォーマルサービス、インフォーマルサービス	フォーマルサービス：公的機関等が法律や制度に基づいて提供するサービス。インフォーマルサービス：制度に基づく福祉サービスと

福祉サービス利用援助事業	<p>は別に、地域で各種団体などによって提供されている福祉サービス。</p> <p>判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者を対象に、本人との契約により、福祉サービスの情報提供や日常的な金銭管理サービスを行う事業で、神戸市社会福祉協議会が実施している。</p>
福祉避難所・福祉避難室	<p>福祉避難所とは、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人々のために市が二次的に開設する避難所。福祉避難室は、一般の避難所内において、災害時要援護者の利用を想定して確保されたスペース。</p>
ふれあいのまちづくり協議会	<p>高齢者、障がい者、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりを目指し、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア等により概ね小学校区ごとに結成している。</p>
《ま行》	
マイノリティ	<p>社会的少数者のこと。コミュニケーション上の課題を抱える外国人や性的少数者など。</p>
《や行》	
友愛訪問グループ	<p>ひとり暮らしの高齢者が地域で安心してしあわせな暮らしができるように見守るとともに、近隣社会のあたたかい友愛精神を育てる奉仕活動を行うボランティアグループ。ひとり暮らし高齢者などを訪問して、安否確認、話し相手となるなどの活動を行う。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。</p>
《ら行》	
ローカルガバナンス	<p>自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。</p>
《わ行》	
ワーク・ライフ・バランス	<p>一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

